

化学製品P L相談センター
平成28年度活動報告書

平成29年6月

化学製品PL相談センターのご案内

相談内容

化学製品に関する事故・苦情の相談、問い合わせ、照会など

※ 一方当事者の代理人として交渉にあたることは行っておりません。

※ 特定の製品の成分組成、安全性、使用方法等に関するご質問については、当センターではお答えしかねますので、各メーカー等にお問い合わせ願います。

※ 当センターでは特定の製品、企業等の紹介(推薦)は行っておりません。

※ 当センターは臭いに関する専門的知見は持ち合わせておりません。

臭いの感じ方には個人差もあるため、お話だけ(当センターでは現場訪問は行っておりません)では臭いの原因、対策等についてお答えしかねます。

※ 当センターでは分析等は行っておりません。

独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに、「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関の一覧(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)が、また独立行政法人 国民生活センターのホームページに、商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)が掲載されていますので、ご利用ください。ただし、検査費用は依頼者本人の負担となります。

※ 特定の企業・製品等に関するコンサルタント業務は行っておりません。

相談対象者

どなたでも利用できます。

消費者、消費者団体、消費生活センター、行政、製造会社、商社、物流会社、販売店・小売店、協会・組合、個人営業者、農業・漁業従事者、マスコミ、教員、学生など

相談対象製品

化学製品（食品は除きます。また、医薬品、化粧品、建材は別に該当のPLセンターがあります。）

- ・ 日常生活用品
洗剤・洗浄剤、シャンプー、柔軟剤、漂白剤、カビ取り剤、殺虫剤、防虫剤、
芳香剤・消臭剤、接着剤、塗料、自動車ワックス、エアゾール製品、
食品添加物、農薬、肥料、プラスチック製品など
- ・ 企業間で取引される中間原料、汎用化学品
化学薬品、基礎化学品、試薬、産業用プラスチック製品、産業用ゴム製品など

相談費用

無料

受付方法

電話、FAX、手紙、来訪など（インターネットでの相談は受付けていません。）

相談受付時間は午前9:30～午後4:00(土日祝日を除く)です。

※ ご来訪の折は事前にご一報いただければ幸いです。

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1住友六甲ビル7F

「茅場町駅」(東西線・日比谷線)3番出口より徒歩約3分、6番出口より徒歩約4分

「八丁堀駅」(日比谷線)A4出口、(JR京葉線)B2番出口より、それぞれ徒歩約8分

「水天宮前駅」(半蔵門線)2番出口より徒歩約8分

電話：03-3297-2602 FAX：03-3297-2604 消費者専用フリーダイヤル：0120-886-931

情報公開

相談内容と対応結果は、当事者が特定できないよう十分に配慮した上で、月次報告『アクティビティーノート』(ホームページ)や年次報告書(冊子)等で公開させていただきます。

目 次

巻頭言「どこまで安全を求めるか」 中村 昌允	1
1. 活動の概要	4
2. 平成 28 年度の活動状況	
(1) 総受付件数	5
(2) 相談者別の比較	6
(3) 相談内容別の比較	8
(4) 事故内容別の比較	10
(5) 商品群別の比較	11
(6) 相談処理状況	12
(7) 平成 28 年度の相対交渉事例	13
(8) 化学製品 P L レポート	14
(9) 活動の所感	25
資料集	
3. 1 平成 28 年度の受付相談の具体的内容 (目次)	26
(1) 「クレーム関連相談・意見・報告等」	27
(2) 「一般相談等」	69
3. 2 相談受付件数の推移等	
(1) 相談者別受付件数の推移	108
(2) 相談内容別受付件数の推移	109
(3) 平成 28 年度 月別相談受付件数 (相談者別)	110
(4) 平成 28 年度 月別相談受付件数 (相談内容別)	110
3. 3 平成 28 年度の主な対外活動	111
3. 4 名簿	112
(1) 運営協議会	
(2) サポートイングスタッフ	
(3) P L ネットワーク	

(4) 事務局

3. 5 「暮らしに役立つマークの話」

- ・繊維製品などの抗菌マーク…………… 113

3. 6 「化学製品の成分表示について」

- ・その1 化粧品と医薬部外品…………… 115
- ・その2 家庭用の洗剤・洗浄剤…………… 117
- ・その3 続 家庭用の洗剤・洗浄剤…………… 119
- ・その4 衣類用防虫剤…………… 121
- ・その5 家庭用の殺虫剤…………… 123
- ・その6 虫よけ剤…………… 124
- ・その7 農薬…………… 126
- ・その8 接着剤…………… 128
- ・その9 塗料…………… 130
- ・その10 エアゾール製品…………… 132

3. 7 主な製品分野別裁判外紛争処理機関・相談機関…………… 134

裏表紙「お知らせ」

- ・インターネットホームページの紹介
- ・化学製品PL相談センターニュースメール

どこまで安全を求めるか

東京工業大学 大学院 環境・社会理工学院
特任教授 中村昌允

1. はじめに

築地市場の豊洲への移転問題が毎日のように報道されているが、狂牛病（BSE）問題で全頭検査を求めたこと、福島原発事故における放射線汚染問題での除染作業や避難指示解除と期間の遅れなどに見られるように、日本社会が「ゼロリスク」を求める傾向が強いことを示しており、「ゼロリスク」を求めることが多額な費用発生など新たなリスクを生じている。

日常生活にゼロリスクはなく、一定程度のリスクを受容しながらその便益を享受している。国を含めすべての関係者が、社会に向かって、リスク受容に関する合意を形成していく必要性を痛感する。

2. 日本社会とグローバルなリスク認識

日本社会は「リスクのない」ことを安全と考え、「安全か危険か」という二値化判断をするくらいがある。国際規格「ISO/IEC ガイド 51 (2014年版)」⁽¹⁾では、安全は「許容できないリスクのないこと (freedom from risk which is not tolerable)」と定義されており、「安全か危険か」という二値化ではなく、その間に判断のグレイゾーン (安全か危険かわからない状態) がある。この領域を「ALARP の領域」と呼んでいる。図1⁽²⁾は日本と欧米との安全に対する考え方を比較したものである。

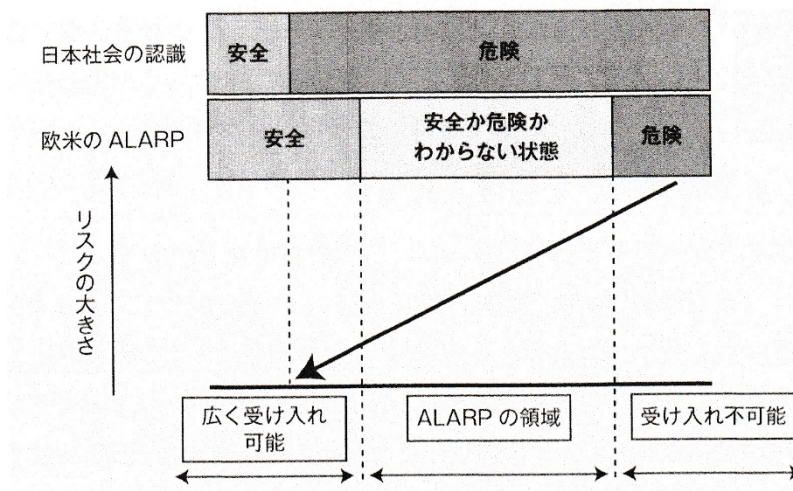


図1 日本と欧米との安全に対する考え方⁽²⁾

ALARPの原則は「合理的に実行可能な限りリスクを低減する」という考え方を規定したもので、リスク低減に要する費用が得られるメリットと比較して著しく大きい場合は、そのリスクを我慢する。イギリスの安全衛生庁（HSE）は「リスクゼロ」はあり得ず、リスク低減のためにどこまでも費用を投じることは合理的ではないと考えて、「リスク低減に要する費用が得られるメリットの10倍以上ならば我慢する」というガイドラインを示している。

日本も2006年の労働安全衛生法の改正⁽³⁾によって、リスクアセスメントが事業主の努力義務とされ、リスク低減措置はALARPの原則に則って実施することが示されたが、社会に浸透しているとはいえない。

3. 科学技術者の社会的責任

いくら誠実に研究開発を行っても誤りを犯すことはあり、科学技術の進歩は、誤りと修正の繰り返しであるともいえる。また、科学技術を通して人工物をつくることは、工期、予算、実用的便宜等のために、どこかで妥協し、あるところで割り切らねば技術開発は成り立たない。

原子力発電所の建設に際して、日本社会は「安全か危険か」と問うたが、その時に「リスクが残っている」と答えたのでは建設が進まなくなる。そこで、現実にはリスクが残っているけれども「安全」と答えざるを得なかった。これが「安全神話」の始まりで、その結果、原発の抱えているリスクを開示しにくくなり、時には虚偽報告やデータの改竄にもつながった。

福島原発事故後、多くの専門家がメディアに登場し自説を述べた。その結果、人々は何が正しいかを判断できなくなって混乱を起し、結局は、専門家への信頼感が低下することになった。

豊洲移転問題においても、リスクマネジメントの観点からは、①地下水中にベンゼンが検出されたが、實際上、市場関係者や一般消費者にどのような危険をもたらすのか、②豊洲に移転しない場合の代替案との得失比較、③トータルリスクミニマムの考え方を社会に説明する責任がある。東京都外部有識者専門家会議は、2017年3月19日「サイエンスとして地上と地下を分けたとき、地上は大丈夫」と見解を発表した。しかし小池都知事は「安全と安心は違う」という立場で決定を先送りした。

「安全」には客観的基準があるが、「安心」は個人によって感じ方が違い客観的な基準はない。「安心」が実現できるかのようにメッセージを発信することが社会全体の利益に叶うことかと考えさせられる。

できる限りの安全を求めるが、そのために無限の費用を投じることはできない。すなわち、限りなく高い安全水準を要求することは、その費用を利用者が負担することを覚悟する必要がある。それがリスクコミュニケーションを成立させるための共通基盤である。

元学会会長の吉川弘之氏は、原発事故後「我が国では科学者は自説の主張に留まり、現時点で何が科学的に確かであるかを科学者間で議論し、社会に発信することができていない。多様な自説は科学者の世界では重要だが、社会は最も確かな結論を求める。日本学会は科学者コミュニティの代表として社会に的確な助言をすることが期待される」と提言しているが、⁽⁴⁾ 最近の状況を見ると、専門家集団としての意見を集約し情報発信することの重要性を再認識させられる。

4. 安全目標の考え方

日本学会は、2014年9月「工学システムに関する社会の安全目標」を発表した。⁽⁵⁾ 安全目標には図2に示すように基準値Aと基準値Bがあり、二つの基準値は科学的合理性ではなく、関係者による合意（価値観）によって決まる。

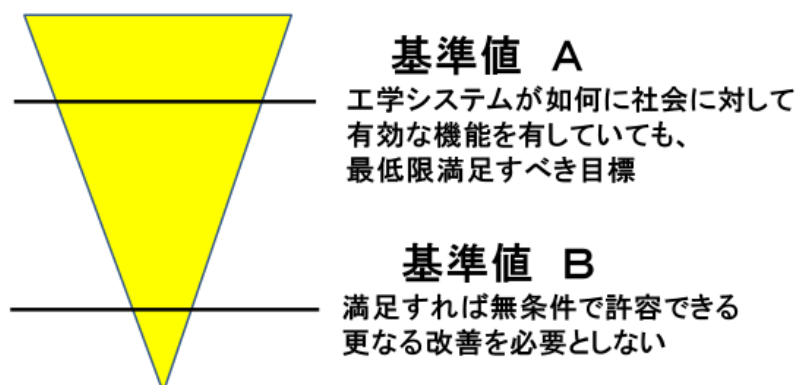


図2 工学システムにおける安全目標⁽⁵⁾

ゼロリスクからの呪縛から逃れて、それぞれの工学システムで、基準値A、基準値Bをどの程度の値として考えていくかが求められ、日本社会が国際競争で生き残っていくためにも大きな課題になる。

- (1) ISO/IEC Guide51:2014 “Safety aspects: Guidelines for their inclusion in standards”
- (2) 中村昌允「製造現場の事故を防ぐ安全工学の考え方と実践」 p91-p94、オーム社（2013年）
- (3) 厚生労働省安全衛生部安全課「危険性又は有害性等の調査等に関する指針 同解説」（2006年）
- (4) 吉川弘之「学術会議は社会へ情報発信を」読売新聞 2011年5月18日朝刊
- (5) 日本学術会議総合工学委員会、工学システムに関する安全・安心・リスク検討分科会：「工学システムに関する社会の安全目標」、2014年9月17日

◇ 活動の概要

◇ 化学製品PL相談センター

平成6年7月1日に日本で製造物責任(PL)法が制定され、その審議の過程で「裁判によらない迅速公平な被害救済システムの有効性に鑑み、裁判外の紛争処理体制を充実強化すること」とする国会の付帯決議が採択されました。それにとまなう具体的な取組みにおいて、製品分野ごとの専門的な知見を活用した紛争処理体制の整備が必要とされたことから、PL事故だけでなく、広く消費者からの化学製品に関する相談に応じる機関として、平成7年6月に(社)日本化学工業協会(平成23年4月1日より一般社団法人日本化学工業協会に移行)内の独立組織として当センターが設立され、化学製品に関する相談対応や情報提供、関係団体との交流などの活動を行っています。

◇ 相談対応

平成28年度に当センターが受け付けた相談の総件数は231件で、27年度より約17%増加しました。全体の約9割を占める消費者側からの相談(消費生活センター経由の相談を含む)のうち、半数近くは一般的な問い合わせで、例年、化学物質・化学製品等の安全性に関する問い合わせが多く寄せられています。(受付相談の具体的な内容についてはP.13からの資料集をご参照ください)

◇ 情報提供

当センターのホームページ(<http://www.nikkakyo.org/plcenter>)では、毎月の受付相談事例および対応内容をまとめた『アクティビティノート』を公開しています。業界関係者に製品安全問題の実態を伝えるとともに、消費者に分かりやすい表現を用いて情報提供することにより、化学製品による事故の未然防止・再発防止に努めています。また、ニュースメールメンバーにご登録いただいた方には、『アクティビティノート』など、当センターの最新情報を随時メールにてお知らせしています。(メンバー登録の方法については「お知らせ」(裏表紙)をご参照ください。)

◇ 関係機関との交流

各地の消費生活センターからの相談、あるいは消費生活センターから紹介されたという消費者から寄せられる相談が多いことから、消費生活センター等との連携に努めています。平成27年度も、消費者行政担当部門等の関係省庁、他業界のPLセンター、当センターに寄せられた製品事故に関わる商品の業界団体等と、適宜情報交換を行いました。

◇ 平成28年度の活動状況

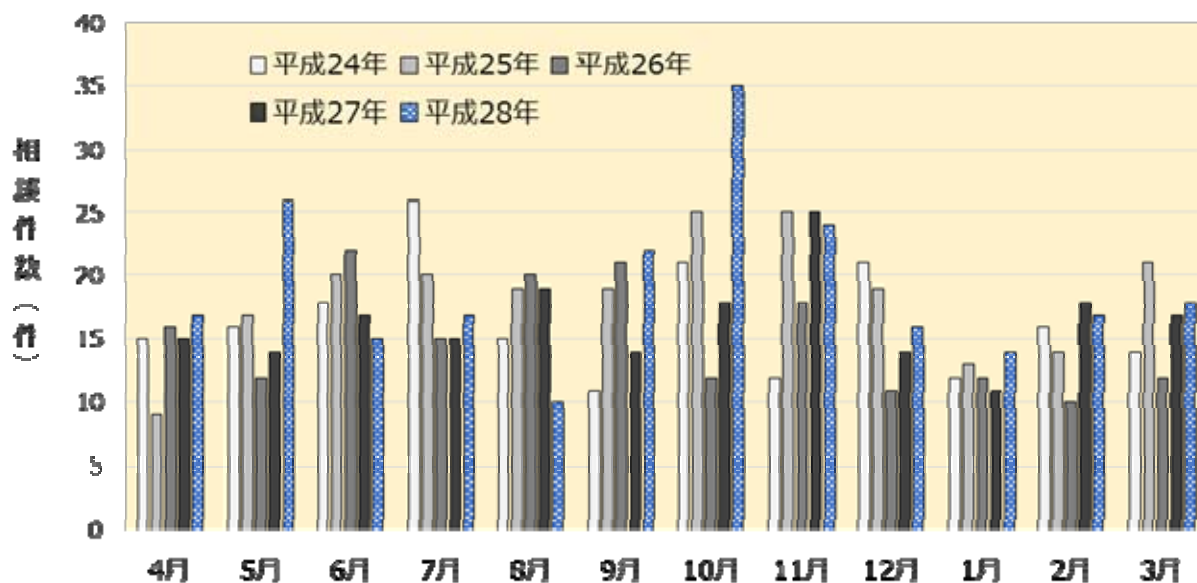
(1) 総受付件数:前年度より約17%増加。

平成28年度(平成28年4月～平成29年3月)における相談等の受付状況は、表1の通りです。総受付件数は231件(月平均19.3件)で、前年(197件)よりも約17%増加しました。クレーム関連相談は109件で、前年(106件)比103%と、ほぼ前年並みであったのに対し、一般相談が122件と前年(91件)比134%に大幅増加しており、相談件数を押し上げる結果となりました。

月別相談件数を見ると、年度毎のバラつきは大きいものの、冬場の12月～4月は相談が少なく、5月以降で増加し6月～11月が多い傾向にあります。また、平成28年度は8月の相談が極端に少なく、リオデジャネイロオリンピックの開催(8月5日～8月21日)が影響したものと推察されます。逆に反動で9、10、11月に相談が集中する傾向にありました。製品事故に関連した消費者相談がオリンピック等の大きなイベントの影響を受けるとは一見考えにくいことですが、重大性や緊急性の高い事故案件は別として、そうでない案件や一般相談は、その時々の方々の消費者の関心の在り処に依存する傾向があると見ていいように思われます。

表1 平成28年度 相談受付状況 (総実働日数 240日)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告等	合計	構成比
消費者・ 消費者団体	39	10	7	73	0	129	55.8%
消費生活C・ 行政	36	9	2	31	1	79	34.2%
事業者・ 事業者団体	0	6	0	17	0	23	10.0%
メディア・ その他	0	0	0	0	0	0	0.0%
合計	75	25	9	121	1	231	
構成比	32.5%	10.8%	3.9%	52.4%	0.4%		100.0%



グラフ-1 月別相談受付状況

相談者区分

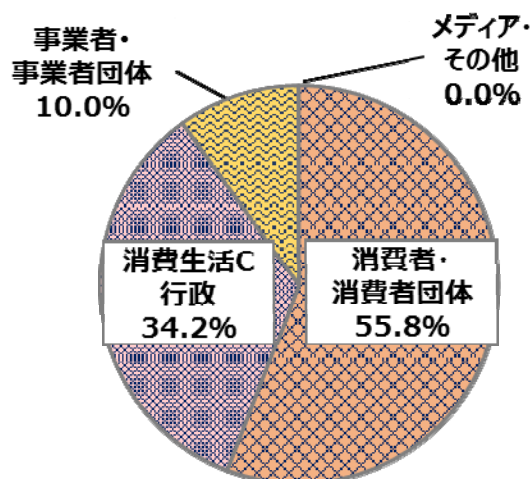
消費者・消費者団体	一般消費者、消費者団体
事業者・事業者団体	製造会社、商社、物流会社、販売店・小売店、協会・組合(財団法人・社団法人を含む)、個人営業者など専ら製造物を扱う法人・個人、農業・漁業従事者など
消費生活C・行政	消費生活センター、国民生活センター、消費生活センターを管掌する自治体の消費者行政部門、経済産業省・農林水産省・厚生労働省・国土交通省・消費者庁などの消費者行政担当部門および関係機関
メディア・その他	マスコミ、雑誌、プレス(業界紙)、弁護士、コンサルタント、民間ADR、検査機関、医療機関、保健所、水道局、消防局、教育機関、図書館、保険会社など直接製造物を取り扱わない法人・個人

相談内容区分 (改訂 平成15年8月)

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に対する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問い合わせ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの

(2) 相談者別の比較: 消費者側からの相談が全体の約9割。

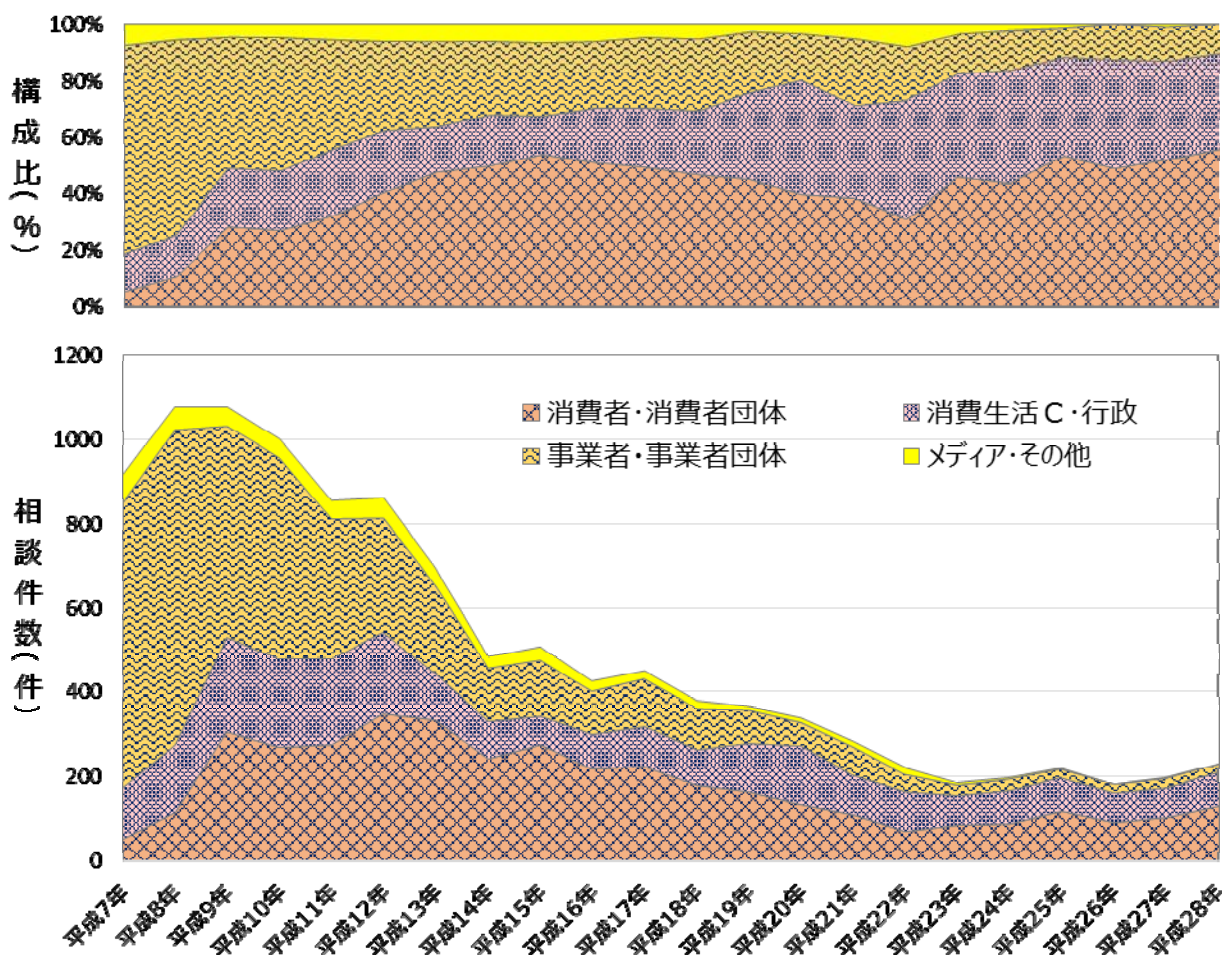
相談者別では、「消費者・消費者団体」からの相談が55.8% (129件) と最も多く、次いで「消費生活C・行政」からの相談が34.2% (79件) となっています。これらを合わせた主に消費者側からの相談は、全体の約9割を占めています。受付件数は22年度以降、年間約200件程度で推移しており大きな変動はないものの、平成27年度が前年比109%、平成28年度が前年比117%と、ここ2年ほどは若干増加傾向にあるとも見て取れ、今後の動向に注目したいと思います。



グラフ-2 相談者別構成比

当センター開設(平成7年)以降の相談件数の推移を見ると、開設当初は1,000件を超える相談が寄せられていたことがわかります。相談の多くは事業者・事業者団体からであり、内容は製造物責任法(PL法)に関連した一般相談がほとんどでした。平成7年にPL法が施行された当初、事業者がその対応、つまり事故案件を抱えたということではなく、製造者責任と向き合う体制づくり等、に追われたことが窺われます。事業者からの相談はその後平成14年頃には一段落ついています。その後も相談件数は、平成23年頃まで、なだらかな減少傾向が続いています。これは、インターネットの普及により情報収集が容易になり、トラブルや疑問点があっても自己解決できるようになったことによると推察されます。

消費生活センターの設置数は、PL法が施行された平成7年には395ヶ所だったものが、平成27年には786ヶ所にまで増えています。これに伴い、「消費生活C・行政」からの相談の比率は平成23年頃までは増加傾向にありましたが、ここ数年は若干減少傾向にあり、「消費者・消費者団体」からの比率が若干増加傾向にあるように見て取れます。これは、化学製品PL相談センターの活動が、消費者センターや行政機関に認知されるようになったことで、そちらから紹介された消費者が相談してくるケースが増えているためと考えられます。

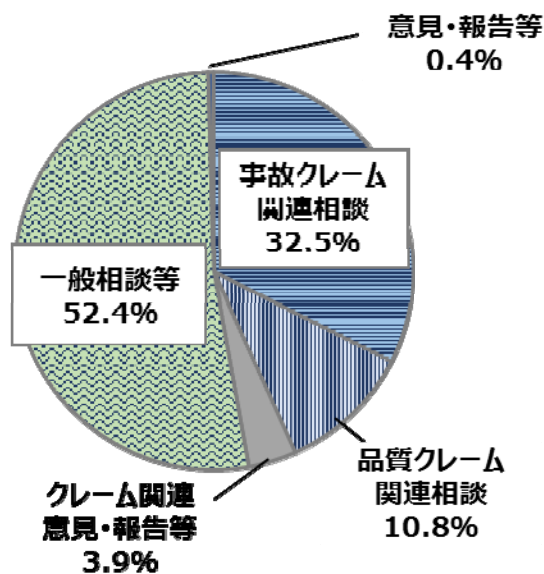


グラフ-3 相談者別受付件数と構成比の推移

(3) 相談内容別の比較:平成23年以降「事故クレーム関連相談」+「品質クレーム関連相談」はほぼ100件で推移

相談内容別では、「一般相談」が52.4% (121件) と最も多く、次いで「事故クレーム関連相談」が32.5% (75件)、「品質クレーム関連相談」が10.8% (25件) となっています。「事故クレーム関連相談」は前年(91件)比82%に減少し、逆に品質クレーム関連相談は前年(7件)比357%に大幅に増加しました。しかし両者を加算すると、100件と前年(98件)とほぼ同数となっています。

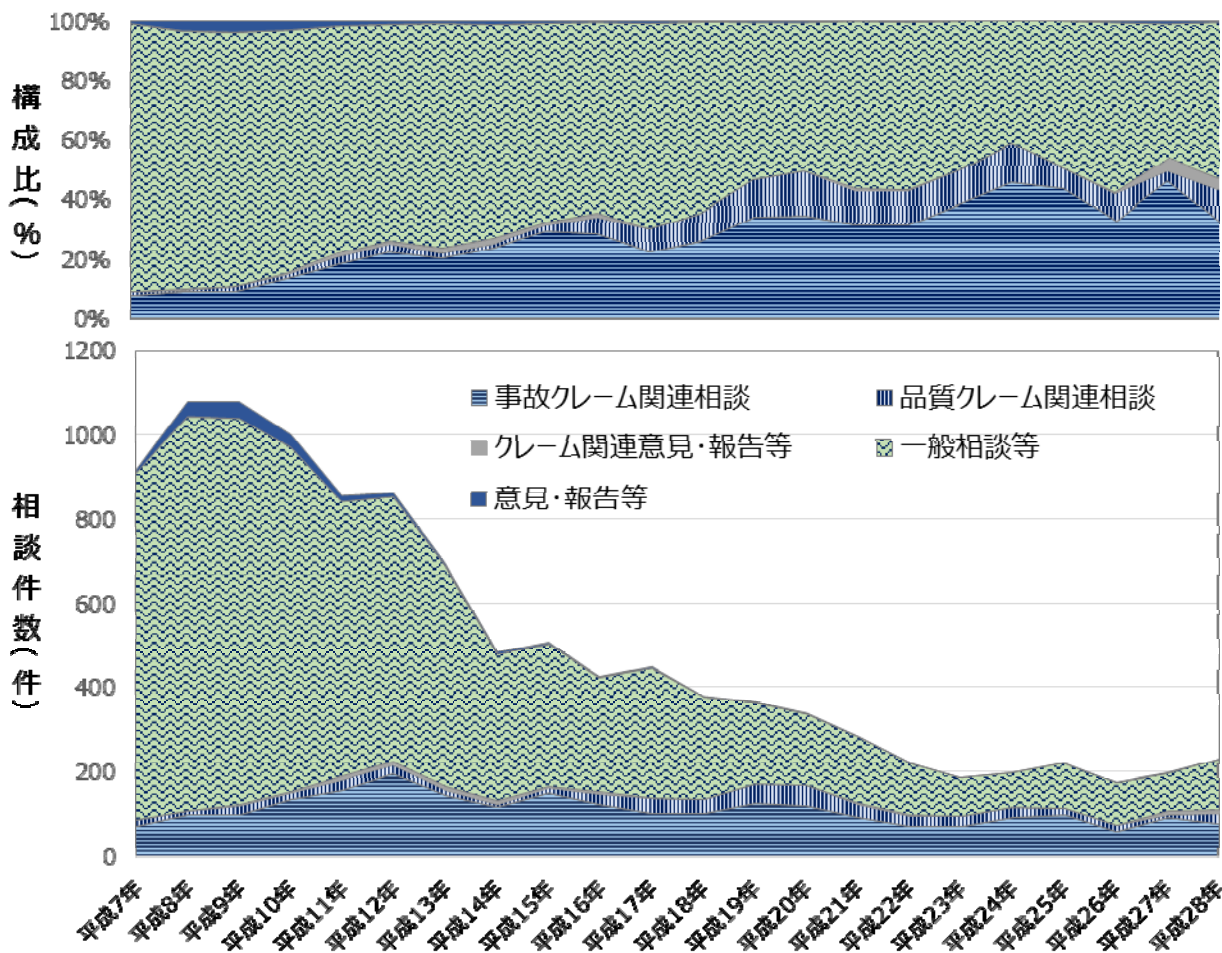
一般相談は121件と前年(89件)比136%に増加しています。前年との比較では増加しているものの、平成23年度以降、一般相談は80~120件程度の幅の中で変動しており、より長期的なトレンドで見た場合、大きな傾向は見て取れません。一方、個々の一般相談の相談内容を見てみると、化学製品や化学物質の安全性について過敏になり、過度に心配した相談が多く見受けられます。インターネットの普及で情報収集が容易になった反面、情報過多となり正しい情報を選べない、といった状況が生まれていると推察されます。今後は相談件数だけでなく、個々の相談の内容やその傾向についても注目して行きたいと思えます。



グラフ-4 相談内容別構成比

当センター開設以降のトレンドを見ると、一般相談が件数、構成比とも減少傾向にあります。これは前述の通り、PL法施行当初、PL法に関連した「事業者・事業者団体」からの一般相談が多く、それが数年で落ち着いてきたこと、インターネットの普及により自己解決しやすい環境が整ったことによるものと考えられます。

「事故クレーム関連相談」は構成比で見ると増加傾向にありますが、件数は平成12年をピークに緩やかな減少傾向にあり、平成22年度以降は「事故クレーム関連相談」と「品質クレーム関連相談」を合算したクレーム関連相談の総件数で見るとほぼ100件程度で推移しています。平成28年度もクレーム関連相談の総件数は100件であり、この傾向は維持されています。



グラフ-5 相談内容別受付件数と構成比の推移

(4) 事故内容別の比較:相変わらず体調不良が最も多い。

平成28年度は身体被害66件、財産被害17件、拡大被害なし26件で合計109件でした。昨年(平成27年度)と較べると、財産被害17件少なく、被害なしが15件多い状況で、総件数としては、ほぼ前年並みでした。内容別に見ると、体調不良を訴えるクレームが最も多く、要因は、ニオイや薬剤を吸入したことによるものがほとんどです。一過性で症状は治まっているものが多いのですが、継続しているケースもあり、個別の相談情報をしっかりと取りながら、ウォッチしていく必要があると思われます。

表2 事故内容別クレーム件数

		平成26年度		平成27年度		平成28年度 ()内は前年との差	
身体被害	死亡	0		0		0 (±0)	
	体調不良	28		43		49 (+6)	
	皮膚障害	19		14		10 (-4)	
	眼	2		1		2 (+1)	
	頭髪	0		1		4 (+3)	
	火傷	0		1		1 (±0)	
	腹痛	0		0		0 (±0)	
	開放創	0	49	1	61	0 (-1)	66 (+5)
財産被害	家財	13		14		13 (-1)	
	衣類	1		7		3 (-4)	
	身の回り品	0		5		1 (-4)	
	自動車	0		6		0 (-6)	
	動植物	0		2		0 (-2)	
	会社財産	0	14	0	34	0 (±0)	17 (-17)
拡大被害なし(品質・性能)		18		11		26 (+15)	
合 計		81		106		109 (+3)	

(5) 商品群別の比較: 多種多様な製品について相談が寄せられている

すべての製品分野に「PLセンター」が設けられてはいないため、当センターには、生活用品をはじめ、繊維製品、住宅設備、塗料、家具・・・等々、極めて広範にわたる製品について、原材料として化学製品・化学物質が使用されているという理由で、消費者や消費生活センター等から寄せられます。

当センターでは可能な範囲で、一般的な製造物責任等の考え方にに基づき、問題点を整理し、交渉にあたってのポイント等を相談者に助言していますが、化学業界としての知見だけではカバーできない案件もあります。「PLセンター」が設けられていない分野を含めた横断的な相談対応、紛争解決については、今後の消費者行政に大いに期待するものであります。

表 3 商品群別クレーム件数

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度 ()内は前年との差	順位
洗剤・洗浄剤 11	家具 7	洗剤・洗浄剤 19	洗剤・洗浄剤 11 (-8)	1
芳香剤・消臭剤 8	洗剤・洗浄剤 6	その他生活用品 10	その他生活用品 10 (±0)	2
家具 7	殺虫剤 6	家電製品 6	住宅設備 9 (+4)	3
その他生活用品 7	その他生活用品 6	芳香剤・消臭剤 6	その他 9 (+3)	
柔軟剤 6	化粧品 5	殺虫剤 5	カビ取り剤 6 (+4)	5
防虫剤 6	住宅設備 5	住宅設備 5	芳香剤・消臭剤 6 (±0)	
その他 5	柔軟剤 5	その他 5	家具 5 (+2)	7
オートケミカル 4	その他 5	防虫剤 5	柔軟剤 5 (+1)	
ヘアケア品 4	ゴム製品 3	柔軟剤 4	防虫剤 5 (±0)	
ヘルスケア品 4	プラスチック製品 3	除湿剤 4	家電製品 4 (-2)	10
家電製品 4	ヘアケア品 3	染毛剤 4	建材 3 (+1)	11
建材 4	芳香剤・消臭剤 3	オートケミカル 3	殺虫剤 3 (-2)	
殺虫剤 4	家電製品 3	家具 3	除湿剤 3 (-1)	
カビ取り剤 3	繊維製品 3	抗菌剤 3	染毛剤 3 (-1)	
化粧品 3	ヘルスケア品 2	繊維製品 3	ヘアケア品 3 (±0)	
抗菌剤 3	除湿剤 2	ヘアケア品 3	防蟻剤 3 (+3)	
住宅設備 3	塗料 2	カビ取り剤 2	身体洗浄剤 2 (+2)	17
接着剤・粘着剤 3	防蟻剤 2	化粧品 2	接着剤・粘着剤 2 (±0)	
繊維製品 3	オートケミカル 各 1	建材 2	プラスチック製品 2 (+2)	
塗料 3	おもちゃ 各 1	接着剤・粘着剤 2	不明 2 (±0)	
乾燥剤 2	カビ取り剤 各 1	塗料 2	エステ等 各 1 (+1)	21
農薬 2	抗菌剤 各 1	不明 2	オートケミカル (-2)	
漂白剤 2	清浄剤 各 1	防水剤・はっ水剤 2	乾燥剤 (+1)	
防水剤・はっ水剤 2	染毛剤 各 1	おもちゃ 各 1	化粧品 (-1)	
おもちゃ 各 1	漂白剤 各 1	自動車 各 1	抗菌剤 (-2)	
ゴム製品 各 1	防水剤・はっ水剤 各 1	農薬 各 1	石油・灯油 (+1)	
シーリング材 各 1	防虫剤 各 1	漂白剤 各 1	繊維製品 (-2)	
プラスチック製品 各 1	不明 各 1		塗料 (-1)	
ワックス 各 1			農薬 (±0)	
医薬品 各 1			糊剤 (+1)	
紙製品 各 1			パーマ液 (+1)	
清浄剤 各 1			漂白剤 (±0)	
不明 各 1			防水剤・はっ水剤 (-1)	
112 件	81 件	106 件	106 件	

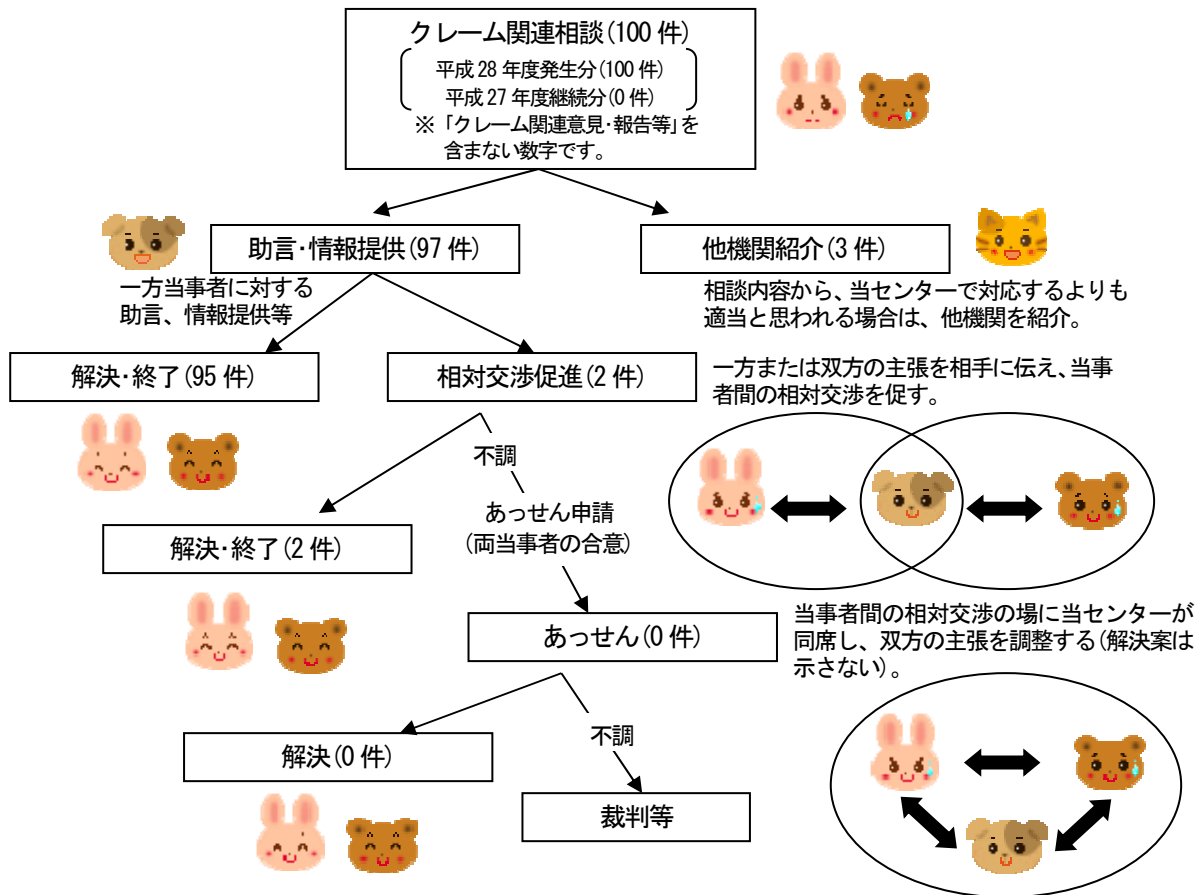
※ 「事故クレーム関連相談」、「品質クレーム関連相談」および「クレーム関連意見・報告等」を合わせた数字です。
※ 個別に分類しにくい日常生活用品等を、「その他生活用品」に分類しています。

(6) 相談処理状況:多くは助言、説明で解決。

「事故クレーム関連相談」75件、「品質クレーム関連相談」25件の合計100件が、平成28年度に当センターが対応したクレーム関連相談です。相対交渉促進2件は、解決・終了しています。

最終決着内容の把握に極力努めていますが、相談者が匿名を希望された場合、こちらから連絡することはできません。そのようなときは、当センターからの説明、助言(問題点整理)等で問題が解決しなかった際には再度ご連絡いただくようお願いしていますが、ほとんどの場合その後ご連絡がないため、解決したものとして処理(終了)しています。

図1 平成27年度クレーム関連相談の処理状況



(7) 平成28年度の相対交渉事例

相対交渉とは、前頁の「クレーム関連相談の処理状況」にも記載しておりますが、“一方又は双方の主張を相手に伝え、当事者間の相対交渉を促すこと”と、ここでは定義しています。

相対交渉の内容は、交渉内容に深く踏み込んで話し合う場合や、お互いの意見整理をするだけで交渉促進に繋げる場合など、さまざまな形があります。ここでは、上記定義にあてはまる、今年度当センターで関与した事例を紹介します。

○デスクマットに起因する机の損傷を疑う相談者とデスクマットメーカーとの相対交渉促進

・製品分類 = その他生活用品 <デスクマットによると思われる机の損傷> 資料2 p.8

「一年半前に購入した子供机のデスクマットを、半年前に△△社製の○○に交換した。しかし、2週間ほど前、掃除するためにデスクマットを持ち上げたところ、マットの裏面がベタついており、机板はザラザラになって一部変色していた。△△社から翌日担当者が来訪し、机の写真とデスクマットを回収して帰った。先ごろ△△社から、「当社製品の欠陥ではない。デスクマットの代金は返金するがそれ以上の対応はできない」と口頭で報告された。高価な机であって、デスクマットによる被害であることは明確なので、この回答には納得がいかない。損害賠償を求めることはできないか」との相談を受けた。

相談者の了解を得て△△社に対し、「当社の製品の欠陥ではない」と判断する根拠を問い合わせたが明確な回答は得られなかった。一方、相談者は、自ら机メーカーである□□社にも苦情を申し出ており、□□社が机の損害賠償に応じたため本件の対応は終了となった。

○ラインマーカによる家屋の汚損に関する相対交渉促進

・製品分類= その他 <教材のラインマーカがもれて家屋に付着> 資料2 p.14

「小学3年生の子供が、学校の教材に使った△△社のラインマーカの残りを、自宅に持ち帰った。これはチューブに入った黒い塗料のようなもので、塗るとしばらくして固まる。何かの加減で内容物がチューブから漏れ出し、壁紙や家具、フローリングの床などに付着した。この付着物を除去する良い方法は無いだろうか。△△社に問い合わせたが、満足な回答は得られなかった」との相談を受けた。

相談は汚損した家屋の現状復帰方法の問い合わせであるが、△△社は教材等の販売会社であり、製品に使われている成分に関する詳細情報を持ち合わせていないようなので、相対交渉促進をすることとした。

相談者の了解を得て、当センターから△△社に、当該製品の主成分を問い合わせ、「エマルジョンタイプのアクリル系の塗料である」との回答を得た。更に、業界団体に問い合わせ、アクリル塗料は溶剤で溶かすことができるものの、エマルジョンタイプは溶けにくいこと、また溶けた場合も、布や木材では汚染を広げる可能性があることなどを聴取した。相談者には「アクリル塗料用の溶剤を使えば、付着した塗料を溶かすことができる可能性があるが、色のついた範囲がにじんで、かえって広がってしまう恐れがあるため、付着した場所にもよるが、カッターナイフなどで丁寧に剥ぎ取るほうが、効果的かもしれません」と回答し終了となった。

(8) 化学製品PLレポート

当センターで受け付けた相談事例の中から、特徴的なものを取り上げ、一件の相談の背景にある社会環境や消費者実態まで掘り下げて、化学製品PLレポートとしてにまとめてみました。平成28年度は「化学製品による事故と誤使用」と「エアゾール製品の廃棄について」の2報を掲載致します。

【第1報】化学製品による事故と誤使用

化学製品による事故は「その製品に使用されている化学物質に起因する事故」と言い換えることができます。事故を起こさないために事業者には、適切な製品設計と品質管理の徹底が求められます。化学製品に使用する化学物質をいかに選択し、その化学物質が持つ安全性上のリスクをいかにコントロールするか、また化学製品が設計どおりに作られているか、品質管理を徹底して見定めていくことが大きな課題です。一方で、製品事故の多くは、商品設計時には思っても見なかったものであることも多く、この「思わぬ事故」には、使用者である消費者の誤使用が関係していることが少なくありません。PL法における製品欠陥は「通常予見される使用形態において、通常有すべき安全性を欠くこと」と定義されています。事業者には、自らが規定した使用方法だけでなく、様々な使い方が為されることを想定しておくことが求められており、ユーザー特性や使用環境などをよく考えた上で、“予見できる誤使用”を見極めて、予め対応策を打っておくことが必要となります。一方、使用者である消費者にも、使用上の注意を守る義務があり、その化学製品の特性を理解したうえで、“非常識な使用”による事故を起こさないよう心がけることが求められています。

当センターには、消費者のちょっとした思い違いから誤使用に至り、「思わぬ事故」となった案件が数多く寄せられています。ここでは、平成28年度の相談事例の中から、そのような事例を紹介し、誤使用を誘引する要素は何なのか、事業者はどう対応すべきか、消費者はどのような点に注意を払うべきかを考えて行きたいと思います。

1. 誤使用の分類

「正常な使用」を事業者が想定した使用とすると、それはその化学製品に記載されている使用方法や使用上の注意に規定されている使い方ということになります。「誤使用」は規定された以外の使い方であり、使用方法・使用手順が間違っていたり、過剰あるいは過度に使用されていたり、用途外に使用されていたりした場合ということになります。事業者は、その製品が本来持つ機能を最大限に発揮するように、かつ使用する上での安全性が確保できるように、使用方法や使用上の注意を規定します。しかし、消費者が考える（思い込んでいる）正しい使用は、消費者の属性や使用状況、使用環境などにより多様性に富んでいるものです。例えば、若者と高齢者では身体能力に大きな違いがあり、高齢者はそれを補うために特有の使い方をすることがあります。本のページを捲る際に、ちょっと指の先を舐める、このような何気ない動作も、歳を取ってくるとついついやってしまう行動の一つです。また、人は生活体験により様々なことを学びますが、経験によって得た知識は、その人の行動に反映されます。目分量という言葉がありますが、手馴れた行動ならばいちいち分量を量らずともよいとしている方も多く、このような場合、使用する製品が変わっても、行動だけは維持されることが多いのではないのでしょうか。

そもそも、人は毎日の生活の中で、例えば「お気に入りの衣服の汚れを型崩れさせずにキレイに洗いたい」とか「ガーデニングで育てている植物の害虫を、害虫に触れることなく駆除したい」といった生

活ニーズに基づいて行動しており、日常的に使われる化学製品は、これらのニーズを満たす手段として選ばれ、使われています。行動の目的は、「型崩れさせずにキレイに洗う」ことや「害虫に触れることなく駆除する」ことであり、その製品を使うことではありません。事業者は、消費者にとっては目的を達成することが最優先であり、その手段である製品については、事業者が考えるほど注意を払わないことを認識しておく必要があります。一方、消費者は、重篤な事故につながるような危険性について十分に把握し、使用上の注意を守る義務があります。そのためには、その製品の安全性情報についても興味を持ち、積極的に情報を取り入れる姿勢を持つことが大事です。人は自分の生活ニーズを満たす手段として様々な製品を選び、使うと述べましたが、この生活ニーズの中に「安全に」という一言が入るだけで、大きな違いが生まれるように思います。安全への意識は一朝一夕に身につくものではありませんが、事業者の「使用上の注意を知らせる義務」と消費者の「使用上の注意を守る義務」が両翼となって、事故防止に繋げていきたいものです。誤使用の分類については、製品評価技術基盤機構が「消費生活用製品の誤使用事故防止ハンドブック」の中で、図-2 に示す概念図で説明していますので、ご参考にされると良いでしょう。

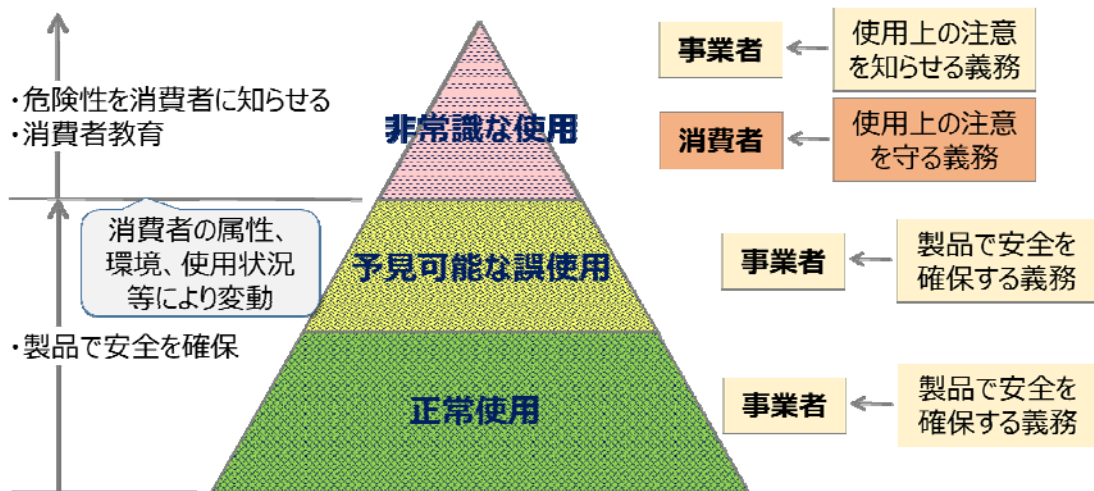


図-2 誤使用の分類

2. 平成 28 年度相談事例より

事例 1 風呂・トイレ用酸性洗剤で体調不良

【相談】 主人が仕事で、ある施設のトイレや風呂の掃除をしている。〇〇社の△△という、リン酸とオキシ酢酸が使われている洗剤を使っているが、対象物に塗布したあと、高圧水で洗い流す使い方をしている。マスクはしているが、洗剤の飛沫を吸い込んでしまうのか、作業後咳が止まらなくなるようで心配だ。韓国の除菌剤の件もあり、使っている剤が安全なものなのかどうか教えてほしい。化学製品 P L 相談センターは消費生活センターに紹介された。(中年の女性) <消費者>


【回答】 お問合せの△△は、リン酸を高濃度で使用した製品で、水垢や石けんカスをこすらずに落とす住居用の酸性洗剤です。主成分のリン酸は強い酸性で、吸入すると気道を刺激し、呼吸器に入ると激しい障害を起こすことが知られています。お使いになる時に吸入しないような工夫が必要です。高圧水で流すような使い方した場合、微細な飛沫が生じる可能性があります。〇〇社の Web サイトに製品の使い方が映像で紹介されていますが、対象物に刷毛などで洗剤を塗った後しばらく放置して、流水でよく流すことが薦められています。高圧水の使用はメーカーも想定していないと思います。よく確認して、安全に配慮した使い方を心がけてください。

最初の事例は、業務用の風呂・トイレ用酸性洗剤の事故についてです。〇〇社が web.上で公開している製品情報には、詳しく使用法が掲載されています。相談者の使用法は、その方法から著しく逸脱しており、そのため、洗剤のミストを吸入して体調不良に至ったと考えられます。何故このような誤使用が生じたのか、もう少し詳しく調べてみました。すると、この製品の正式名称は「酸性△△」ですが、同じブランド名で「△△」という製品があることが分かりました（△△の部分は全く同一）。この「△△」は、屋外など水で洗い流すことのできる床用の洗剤で、メタ珪酸ナトリウムを含有するアルカリ性の洗剤でした。使い方は、洗剤を水で希釈した液をつくり、汚れた床面にモップ等で塗りこみ、一定時間放置した後、高圧洗浄機で洗い流す、というものでした。ここからは想像の域をでませんが、相談者は最初に「△△」を使用しており、または使用した経験があり、その上で「酸性△△」を使い出したために、ブランド名が同じであることから、使い方も同じと思い込んでしまったのではないかと考えられます。

製品を販売する上でブランドはとても重要な要素です。事業者はブランドを通して製品のイメージの構築を図ります。消費者は製品をブランドで覚え、そのイメージを共有化します。ひとつのブランドを浸透させるには、長い期間マーケティング活動を継続する必要があります。多大な労力と費用を要します。その結果、効率性から、一つのブランドの下にいくつものアイテムを持つような製品構成が生まれやすいと言えます。同じ用途で使い方も同じ場合（例えば香り違いの製品）は大きな問題はありませんが、今回のケースのように、用途が違い、使い方も違うとなると、消費者が誤認しないような配慮が必要になります。

上記の例で言えば、該当品である「酸性△△」に、表-4 の様に、使い方に関する注意表示を、使用の際に気づくように分かりやすく記載するとよいでしょう。また、「△△」は「高圧洗浄 床用△△」、「酸性△△」は「かるく擦るだけ 風呂・トイレ用△△」のように、使い方の違いをブランド名に付記したネーミングにする方法も有効であると考えられます。

表-4 製品の注意表示例

	<p>強酸性のため、皮膚や眼に入れたり、吸入しないようご注意ください。</p> <p>必ずゴム手袋、ゴーグル・眼鏡を使用し、ミストの発生しやすい高圧洗浄機での使用は避けください。</p>
---	---

事例2 DIYで漆喰を塗って化学やけど

【相談】 天然素材で安心・安全と謳っている〇〇社の漆喰△△を使って、半月ほど前に部屋の壁塗りをした。成分は天然素材で安心とのことだったので、9才の娘に手伝わせるところ、ゴム手袋等はしていたが、作業中に漆喰液が手に付いたらしく、火傷のようになってしまった。医師に診てもらったところ、全治1ヶ月で、痕が残るかも知れないと言われた。メーカーには申し出ているが、当社の製品に問題はないと言っばかりで埒があかない。(30代くらいの男性)<消費者>

【回答】 漆喰は消石灰（水酸化カルシウム）を主成分とする壁材で、強いアルカリ性を有し、皮膚に対する刺激性や眼に対する重篤な損傷性があります。皮膚に付いてそのまま置かれたことで、化学火傷を起こした可能性があります。P L法では製造物に欠陥があったかどうかの問題になりますが、本件の場合、「指示・警告上の欠陥」があったかどうかポイントになると思われます。製品に掲載されていた使用方法や使用上の注意にどの程度安全への配慮がなされていたかをよく整理した上で、弁護士面談に臨まれてはいかがでしょうか。

〇〇社は、予め水で練り込み済みの漆喰をチューブ入りにした製品を、一般消費者向けにインターネット販売している企業です。製品特長として、①完全自然素材100%、②練り済みだから届いたらすぐ塗れる、③ほとんどすべての下地に塗れる、④国産素材で作った本物の漆喰・珪藻土、⑤専門店だからできるDIYサポート体制等を謳っており、自然素材と簡便さを売りにしています。ホームページ等のWeb.情報を見ると、マーケティング情報が多く、用途・液性・成分・使用量・使用上の注意などの、いわゆる製品情報を掲載したページは見当たりません。インターネット販売では、消費者はWeb.情報を頼りに、購入を検討しますが、これでは、購入前に安全性に係わる情報を得ることはできないこととなります。事例2の場合、漆喰という自然素材を使った製品であること、また練り済みのチューブ入り製品で、作業が簡便であること等から、安全で子どもに使わせても大丈夫、という思い込みが生じてしまったことが考えられます。もちろん、製品そのものには注意表示はあったと思われませんが（どのような注意表示があったかは、製品未購入のため未確認）、安全であるとの思い込みが生じてしまった結果、注意表示を見落とすことに繋がったと考えられます。

インターネットの普及にともない、消費者はインターネットに依存した生活行動を取るようになっていきます。インターネット上には様々な製品が販売されており、消費者は容易に比較検討することができます。ユーザーの使用評価もブログ等に掲載されており、消費者は、製品を実際に手に取ることなく、インターネット情報を頼りに購入することに何の抵抗も感じなくなっています。このような状況を踏まえて、事業者は、特にインターネット販売を行う場合、消費者がWeb.情報を頼りに商品を選択し購入、使用することを考慮し、製品特性を踏まえた注意・警告情報をWeb.上に掲載しておく必要があります。また、消費者は、製品の魅力を伝えるマーケティング情報だけでなく、その製品の持つリスクについても目を向けることが必要となります。

事例3 シートタイプの除湿剤で衣服シミ

【相談】「△△社のシートタイプ除湿剤〇〇を、タンスの衣服の間に挟み込んでおいた。先日、この衣服を取り出したところ、除湿剤の上部に触れたスラックスにシミが付いていた。このシミは、除湿剤が吸湿した水分が衣類に付着したものと思う。これは、製品の欠陥ではないか」との相談を、高齢の女性から受けている。製品の使用方法には、『重ねた衣類の一番上に置いてご使用ください』と書かれているが、製品の欠陥と言えるだろうか。 <消費生活C>

【回答】シートタイプの除湿剤は、製品シートの中に、吸湿剤と、吸湿した水分を保持するゲル化剤等が入っています。空気中の水分をシート内に取り込むために、シートの片面は微細な穴が開いています。ご相談状況では、シート上の微細な穴の開いた面の上に、更に衣類が接触した状態で保管されていたため、シート内に吸湿された水分が、衣類に染み出したものと思われます。製品の使用方法に『衣類の一番上に置く』よう明記されているので、製品の欠陥には当たらないものと思われます。

シートタイプ除湿剤〇〇は、吸湿剤として塩化カルシウムを使用した除湿剤です。塩化カルシウムには潮解性といって、空気中の水（水蒸気）を取り込んで自発的に水溶液となる性質があり、除湿剤中にたまった水分は純粋な水ではなく、高濃度の塩化カルシウム水溶液です。このため、一旦衣服に付いてしまうと、塩化カルシウムが除去されるまで、衣服上で水分を吸湿し、シミとして残ってしまいます。

シートタイプ除湿剤〇〇はポリ袋状の外装で、中に個別シートが複数枚封入されています。使用方法などの表示は外装の裏面にあり、「外装から本品を取り出し、白色の吸着面を必ず上に向けて、そのまま衣類の一番上に置いてご使用ください」との記載がありました。本事例の場合、キチンと使用方法に明記されていることから製品欠陥とは言えず、消費者の誤使用に起因する事故ということになります。し

かし、消費者の行動を考えたときに、シートタイプ除湿剤を衣服の間に挟みこむという行為は予測しえないことでしょうか？ 食品などに用いられる除湿剤、この場合一般に吸湿剤として塩化カルシウムではなくシリカゲルが用いられますが、は無造作に製品の袋に入れられています。また、衣服を湿気から守りたいという強い気持ちが働いた場合、衣服の間に除湿剤を挟みこむと効果が高いと考えたとしても不思議はありません。事業者もそのようなトラブルを予見していたからこそ、注意表示に記載をしたと考えられます。では、何故トラブルは起こってしまったのか、相談者は使用前に注意表示に気づいていません。また注意表示を見た上でも、製品欠陥ではないかと主張しています。これは「衣類を湿気から守る除湿剤が、使い方によってシミの原因になる」という事実が、相談者にとって思いもよらぬことだからに他なりません。事業者にとって、当たり前のことが消費者にとっても当たり前とは言えません。むしろ、教えられて初めて「えっ、そうなの」というものも多いように思います。そう考えると、事例3の場合、注意表示の内容として、「外装から本品を取り出し、白色の吸着面を必ず上に向けて、そのまま衣類の一番上に置いてご使用ください。吸湿した液が染み出し衣服にシミが付くことがあります」と、注意表示を守らないとどんなトラブルが起こるかまで記載しておいたほうが親切であり、より強い注意喚起となります。また、どこに記載すれば気づいてもらえるかを考えることも重要です。外装の裏表示だけでなく、個装にも記載があれば、タンスの引き出しに置くときに目に付いて、事故を未然に防ぐことができたかも知れません。

製品の持つリスクを伝える注意・警告表示は、記載されていれば良いというものではありません。消費者に伝わってこそその表示ですので、目立ちやすさ・読みやすさを含めた注意喚起力、そして記載場所にも注意を払う必要があるでしょう。

3. まとめ

以上を踏まえて、表-5に「相談から見えてくる誤使用に陥りやすいパターン」をまとめてみました。昨今の消費市場には多くの製品が溢れており、それを老若男女、障がいの有無、国籍、使用経験の有無等、様々な背景をもつ人が使用しています。誤使用に由来する事故も様々なものが報告されています。しかし、詳細に見てみると誤使用に陥る典型的なパターンがあるように思います。表-2はその一例に過ぎませんが、誤使用による思わぬ事故を未然に防ぐ一助になれば幸いです。

表-5 相談から見えてくる誤使用に陥りやすいパターン

<p>同一ブランドの中に異なる用途、異なる使用方法のアイテムが存在する ⇒商品そのものを取り違える／使い方を間違える ※マーケティングの効率向上のため同一ブランド他アイテム化されることが多い</p>
<p>商品の魅力的な特長を訴えるばかりで、注意情報が伝わらない ウェブの商品サイト情報／ネット通販 等 ⇒魅力的な情報から拡大解釈して、勝手に安全だと思い込んでしまう ex. 天然素材＝安全</p>
<p>これまでの慣習や使用経験のある類似製品と異なる使い方をさせる ⇒無意識の行動を変えさせる強い注意喚起が必要 (出来るだけ許容範囲を広げることも大事)</p>

【第2報】エアゾール製品の廃棄について

適量を均一に放出することができるスプレー式の容器は、殺虫剤・塗料・消臭剤などの家庭用製品、ヘアスプレーや制汗剤などのパーソナルケア製品、また自動車用製品等に広く使われています。霧吹きのように人の力を用いるハンドスプレーもありますが、ガスの圧力を使って内容物を霧状に放出するこれらの製品は、空気中に微細な液滴を分散させる（これをエアロゾルと言います）ことからエアゾール製品と呼ばれています。エアゾール製品は使い勝手に優れる一方で、可燃性の液化ガスが使われていることが多く、使用时・保管時に火気に近づけたり、高温下に置かないよう注意が必要であり、廃棄時にも適切に処理をしないと思わぬ事故を起こすことがあります。

本レポートでは、エアゾール製品を廃棄するときの問題点に焦点を当て、正しい対処方法について解説します（同じ可燃性の液化ガスを使用した製品として、カセットこんろなどの燃料として使用するカセットボンベがあります。カセットボンベの廃棄については6.にまとめて記載しました）。

1. エアゾール缶の構造

エアゾール缶は、常温・常圧では気体の液化ガスを、耐圧性のスチールやアルミ製の金属缶に、高圧下で液状に閉じ込めたもので、下図のような構造をしています。未使用時にはステムガスケットと呼ばれるゴムが、ステムの孔をしっかりと塞いでおり、内容物が漏れることなく完全に密閉された状態になっています。使用時にはアクチュエーターと呼ばれる上部のボタンを押すことでステムが押し下げられ、ステム孔が開放されて、内容物が充填されているガスの圧力で外に放出されます。内容物は製品本来の機能を発揮する原液と噴射剤の混合相になっていて、噴射剤には液化ガスあるいは圧縮ガスが用いられています。噴射剤でエアゾール缶内の蒸気相は高圧に保たれており、この圧力で内容物を勢いよくスプレーします。スプレーされた内容液にも噴射剤が含まれていますので、これが急激に膨張することによって細かい霧や泡をつくるという仕組みです。

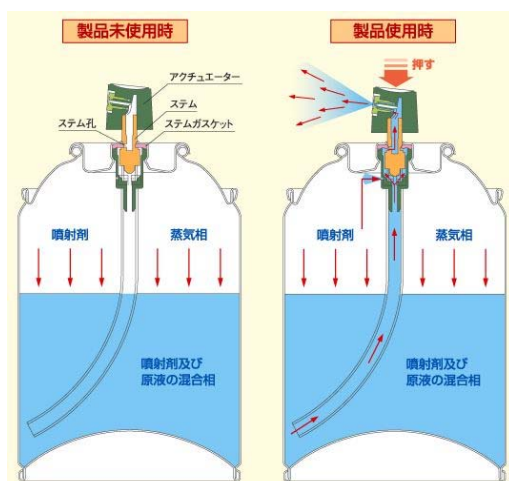


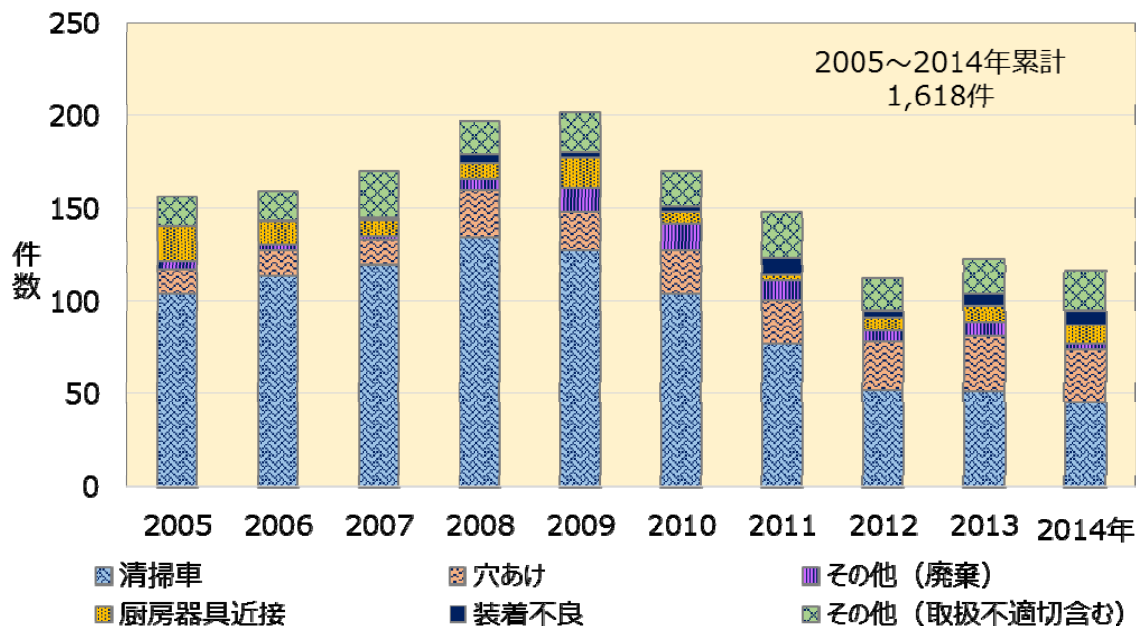
図-3 エアゾール缶の構造（日本エアゾール協会ホームページより）

2. エアゾール製品を廃棄する際の問題点

エアゾール製品に使われる噴射剤は、1980年代までは主に、不燃性で扱いやすいことからフロン（クロロフルオロカーボン等）が使われていました。しかしフロンは、オゾン層破壊の原因物質の一つとして問題となり、1987年にモントリオール議定書が採択され、世界的に規制の対象となりました。日本で

は1988年に「オゾン層保護法」が制定され、フロン類の生産および輸入の規制が行われています。これを受けて現在エアゾール製品には、液化石油ガス（LPG）やジメチルエーテル（DME）などの可燃性液化ガスが多く使われるようになりました。

噴射剤として可燃性液化ガスが使われるようになったことで、エアゾール製品を廃棄するときに残ガスの引火に伴う火災事故がクローズアップされるようになりました。グラフ-6は東京消防庁が発表している、エアゾール製品等による火災・事故の発生件数です*1。2005～2014年の10年間で累計1,618件の火災事故が発生していますが、火災の発生要因を見ると、「清掃車」で累計926件、「穴あけ」で累計222件の火災が発生しており、この2つを合わせると全体の約70%にも及びます。



グラフ-6 エアゾール製品による火災・事故発生状況（東京消防庁）

清掃車の火災事故はゴミを圧縮して運ぶタイプの清掃車で多発しています。中身を使い切らずにゴミに出されたエアゾール製品が荷室内でつぶされて、残存ガスが噴出し、ゴミを圧縮する際に発生した火花に引火して火災となるものです。地方自治体の多くは、エアゾール製品は必ず使い切って、ガスを完全に抜いてから不燃ゴミとして出すようにルール化しています。

家庭でエアゾール製品をゴミに出す時には、従来（噴射剤として可燃性ガスが使用される以前から）、缶に錐状のもので穴を開けて、ガスを完全に抜いてから廃棄することが行われてきました。しかし、穴あけには、内容液が一度に勢いよく噴出して液が顔や身体に掛かってしまう、噴出した残ガスに引火して火災事故を引き起こすことがある等の危険性が指摘されており、火災・事故も継続的に発生しています。グラフ-6を見ると、穴あけに伴う事故件数はここ数年増加傾向にあります。環境省では「家庭での穴あけは引火の危険があるため行わない」方向が望ましいとして、2009年以降、地方自治体に対し指導を行っています。しかし、未だ穴あけ指導をしている地方自治体もあり（この場合、中身を使い切った上で穴をあけるという意味）、消費者への指示が徹底されていません。最近のエアゾール缶は、穴あけをしなくても容易に残ガスを抜くことが出来るように、ガス抜きキャップが装着されていますので、こういった機構を利用して安全に廃棄することが望まれています。

《注釈》「エアゾール缶は穴をあけてからゴミに出す」ように指示されている場合は…

「家庭での穴あけは引火の危険があるため行わない」方向が望ましい、とは言え、ゴミ出しは居

住している地方自治体のルールに従う必要があります。「穴をあけてゴミに出す」よう指定されている場合、そのルールに従ってゴミに出すようにしてください。穴あけに伴う事故は、中身が残った状態のまま穴をあけることに起因しています。必ず、中身を使い切ってから穴をあけることが肝要です。内溶液が出なくなっても、LPGなどの可燃性の噴射剤が残っている場合があります、ガス抜きキャップを使って残ガスまで抜き切ってから穴をあけるようご注意ください。

3. エアゾール製品の廃棄方法

エアゾール製品の廃棄に関連したゴミ収集車の火災問題については、エアゾール製品製造事業者の団体であるエアゾール製品処理対策協議会と市町村の清掃部局等の団体である中央適正処理困難指定廃棄物対策協議会の間で検討・協議が行われ、2006年2月に「廃エアゾール缶等の適正処理及びリサイクルの促進に関する合意事項の覚書*²」が交わされています。その中で、

事業者は

- (1) 平成19年(2007年)4月を目処に、エアゾール製品については中身排出機構(ガス抜きキャップ)の装着や小型化を、カセットコンロについてはヒートパネル化を、医療用エアゾール製品については薬局や医療機関での回収をそれぞれ推進する。
- (2) 希望する市区町村に廃エアゾール製品簡易処理機を譲与する。
- (3) 消費者からの問い合わせ等に対応する相談窓口の整備等を行うとともに、中身排出機構(ガス抜きキャップ)の使用方法等について、消費者に周知する。

市区町村は

- (1) 廃エアゾール製品の中身排出機構(ガス抜きキャップ)を使用したゴミ排出方法等について、住民に周知する。

とされています。また、エアゾール製品の正しい廃棄方法とその際の注意事項がパンフレット*³として、消費者に分かりやすくまとめられていますので参考にするとよいでしょう。

4. ガス抜きキャップについて

エアゾール製品に関連した業界では、上記の覚書を受けて、エアゾール製品へのガス抜きキャップの装着を推進しています。ガス抜きキャップの使い方、注意事項については日本エアゾール協会がホームページにて詳しい情報を出しています*⁴。

ガス抜きキャップはエアゾール製品の種類により異なる機構のものが数種類ありますので、よく分からない時は、製造メーカーに問い合わせるとよいでしょう。ガス抜きキャップはエアゾール製品を使い終わった後、エアゾール缶内の残ガスを楽に抜くためのものです。中身在大量に残っているエアゾール缶や未使用のエアゾール缶への使用は厳禁です。また、作業は風通しのよい屋外で行うことがポイントです。キッチンのシンク等での作業は引火の危険があり危険です。これは、エアゾール製品に含まれているLPG等の可燃性ガスが空気より重いため、シンク内にたまり、火気の多いキッチンや屋内では思わぬ火種により引火する危険があるためです。

《注釈》「ガス抜きキャップの呼称について

ガス抜きキャップは、中身排出機構、残ガス排出機構など違った呼称で呼ばれていた経緯があります。呼称の統一については2011年にエアゾール製品処理対策協議会より見解が出されており、

消費者が使用する際に理解しやすいようにするため業界内では『ガス抜きキャップ』に統一されています*5。しかし地方自治体のゴミ出し関連情報の中では、中身排出機構や残ガス排出機構という呼称が使われています。中身排出機構という名称が使われている場合でも、中身とは残ガスのことであり、未使用や使い切っていないエアゾール製品の内容液を示すものではないことに留意しておく必要があります。

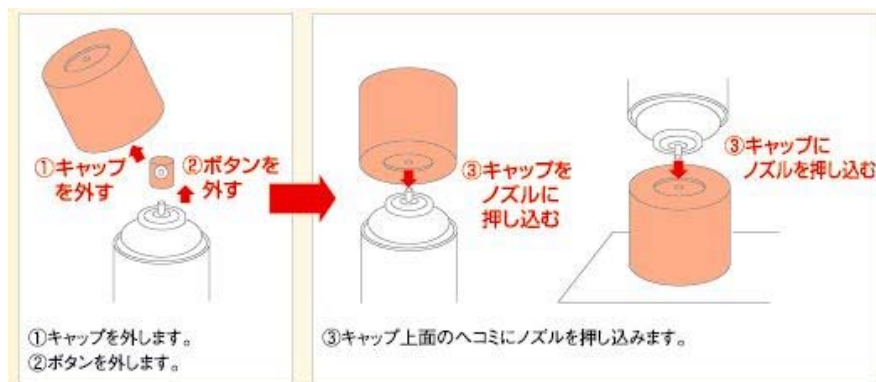


図-4 ガス抜きキャップの例（日本エアゾール協会ホームページより）

5. 中身が残っているまたは未使用のエアゾール缶を廃棄したい

地方自治体のゴミ出しに関連した情報、および製造メーカーのホームページの製品情報を見ると、「エアゾール製品は必ず使い切ってからゴミに出す」となっており、ほとんどの場合、使い切れないものの処分の仕方は具体的に提示されていません。エアゾール製品のほとんどは日常生活の中で便利に使える消費財です。ご自身で購入された製品はご自身で最後まで使い切るのが基本です。購入時には製品を使用する際に必要と思われる内容量（サイズ）のものを購入し、むやみに買いだめなどしないこと。エコロジーの観点からも、使い残しが出ないように心がけることが大切です。しかし、どうしても使い切れない時には以下のように対処されるとよいでしょう。

自分で中身を処理する場合

自分で処理する場合は、風通しの良い屋外で作業するのが基本ですが、エアゾール製品の特性は製品によって異なります。製品特有の注意事項や上手な処理方法があることもありますので、詳しくは処理したいエアゾール製品の製造メーカーに問い合わせるとよいでしょう。処理方法の例として、ホームページ上で情報提供をしている製造メーカーの事例を紹介します。

〔ヘアスプレーや制汗剤のメーカー*6〕

中身（内容液）やガスが残っているとゴミとして分別しにくく、廃棄する時やごみ回収の時、廃棄物処理施設で作業している時に引火して、火災事故の原因になることがあります。風通しがよく火気のない屋外で、シューッと音がなくなるまでボタンを押し、残った中身やガスを出し切ってから、各自治体の分別方法に従ってごみに出してください。

「ガス抜きキャップ（残ガス排出用）」がついている製品の場合も、まず上記のように、必ず火気のない屋外で残った中身を出し切ります。その後に「ガス抜きキャップ（残ガス排出用）」を使って、容器に残ったごく少量のガスを排出してから、各自治体の分別方法に従ってごみに出してください。

〔殺虫剤メーカー*7〕

火気のない屋外で風上から風下に向けて、薬液が完全になくなるまで噴射してください（噴射音が消えるまでガスを抜いてください）。缶はスチール（ブリキ）、スプレー部はプラスチックです。それぞれ各自自治体の収集方法にしたがって捨ててください。

〔塗料メーカー*8〕

塗料はできる限り使い切ってから捨ててください。やむを得ず塗料を捨てる時は、火気のない屋外で、新聞紙などに塗り広げ、完全に乾かしてから処理してください。（※注）使い終わった空缶は、“ガス抜きキャップの使用方法”に従ってガス抜きをしてから捨ててください。使い終わった空き缶は、“ガス抜きキャップの使用方法”に従ってガス抜きをしてから捨ててください。それぞれの自治体の収集方法に従って捨ててください。

中身を自分で処理できない場合

まずはお住まいの地域のゴミ出しルールを確認してみましょう。ご自身で中身を使い切る、使い切れない場合もご自身で中身を処分することが基本ですが、どうしても使い切れない場合に限り収集している地方自治体もあります。また、そのような時の相談先（清掃事務所等）を案内していることもあります。

処理できない理由がエアゾール製品にある、例えばエアゾール缶の噴射口が詰まってしまった、押しボタン部が破損してしまった等の理由でスプレーできないといった場合は、製造メーカーの消費者相談窓口にご相談してみましょう。簡単な回復方法があるかも知れません。また、スプレーできない原因がエアゾール製品の品質上の問題の可能性がある場合は、製造メーカーが引き取って調査を行うこともあります。

6. カセットボンベの廃棄方法

これまで、殺虫剤やヘアスプレーなどのエアゾール製品について書いてきましたが、カセットボンベの廃棄についても述べたいと思います。

多くのエアゾール製品には噴射剤として液化石油ガス（LPG）が使われていますが、LPGの主成分はプロパンです。これに対し、カセットボンベに使われているのはブタンです。ブタンはプロパンに対して沸点が高く、蒸気圧が低いという特徴があります。液体化が容易で缶の内圧を低く抑えられる反面、低温（約10℃以下）になると気化するガス量が減ってきて火力が落ちてしまうという特徴があります。こうなると使い切ることが難しくなるため、2007年4月以降に生産されたカセットこんろにはヒートパネルという、カセットボンベを適度に温める機構がついています。これにより、適正な火力で最後まで使いきれるようになっています。また上記のカセットボンベ（ノーマルタイプ）に対して、より沸点が低く、蒸気圧の高いイソブタンやプロパンを使用した寒冷地用のカセットボンベ（ハイパワータイプ）も販売されています。カセットボンベはお使いになっているカセットこんろやカセットボンベの種類、使用環境などを考慮して適切に使い切るよう心がけましょう。

使い切れないカセットボンベを廃棄したい場合、少量であれば、日常的にカセットこんろでお湯を沸かすなどして使い切ってしまうのが最も安全な方法です。ご自身で処分したい場合は、製造メーカーのホームページ情報を見るか、消費者相談窓口*10にご相談ください。また、一般社団法人日本ガス石油機器工業会に「カセットボンベお客様センター*9」が設置されており、カセットボンベの処理方法等のお

問い合わせにお答えしています（引き取り処理は行っておりません）。

参考までに、カセットボンベの廃棄について、製造メーカーがホームページ上で公開している情報を下記に例示します。

[カセットボンベのメーカー*10]

ガスが入った状態で穴をあけると、ガスが噴出して途中で止まらなくなり危険ですので絶対におやめください。抜き方は、屋外の火の気のない風通しの良いところで、カセットガスのキャップを外し、先端を下にして、先端部をコンクリートなどに押し付けてください。そうすることにより、ガスが抜けていきます。ガスが出なくなった後、振っていただき、「サラサラ」とした音がしなければガスが抜けて空になっています。ガスを抜いた後は、お住まいの地域自治体のごみ出しの取り決めに従って廃棄ください。

7. まとめ

多くのエアゾール製品やカセットボンベには可燃性の液化ガスが使用されています。取り扱いを間違えるとと思わぬ火災事故につながることをよく認識して、正しく処分するように心がけましょう。

基本は「必ず中身を使い切ってから、お住まいの地域のゴミ出しルールを守ってゴミに出す」こと。中身を内溶液だけでなく、残ガスまですべて使い切った、あるいは出し切ったことを確認した上でゴミに出すことが肝要です。

毎日の生活に欠かせないエアゾール製品、使用から廃棄まで、事故のないように心がけたいものです。

出典)

*1 エアゾール缶等による火災・事故をなくそう（東京消防庁ホームページ）

<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/camp/2016/201611/camp1.html>

*2 廃エアゾール缶等の適正処理及びリサイクルの促進に関する合意事項の覚書

<http://www.env.go.jp/press/files/jp/7713.pdf>

*3 エアゾール缶の正しいゴミへの出し方（エアゾール製品処理対策協議会）

http://www.aiaj.or.jp/img/data/aerosolA4_2012.pdf

*4 ガス抜きキャップについて（日本エアゾール協会） <http://www.aiaj.or.jp/mechanism.html>

*5 廃エアゾール缶等の適正処理及びリサイクルの促進に向けた中身排出機構の装着自主基準における呼称の改訂について（エアゾール製品処理対策協議会）

<http://easybase.easenet.jp/clientfile.php?path=1-176-c006-124084df1c11f65d5f&dbname=aiaj>

*6 http://www.kao.com/jp/soudan/anshin/anshin_002.html

http://www.kao.com/jp/qa/cpe_all_03.html

*7 http://www.earth-chem.co.jp/customer/qa/hae_ka/earthjet/103.html

*8 <http://www.nippehome-online.jp/faq/qanda.html#S21>

*9 カセットボンベ及びカセットこんろに関するお問い合わせ（一般社団法人日本ガス石油機器工業会）

<http://www.jgka.or.jp/consumer/contact/cb.html>

*10 <http://www.i-cg.jp/support/faq/gas/>

(9) 活動の所感

平成28年度の相談件数は231件で、前年度の197件から34件、約17%増加しました。これは主に、被害を伴わない一般相談の増加によるものでした。長期トレンドで見ると、一般相談は当センター開設以来一貫して減少傾向にあり、平成28年度の結果はこの流れに反するものと言えます。

長期トレンドで一般相談が減少している要因のひとつに、インターネットの普及により消費者が容易に情報を入手できるようになり、化学製品についての疑問点や生活上のトラブルに際し、インターネット検索により、自ら関連情報を得て自己解決する動きが一般化したことが挙げられます。一方で情報過多となり、相反する情報がある場合、どちらを信じていいのか分からないという状況が生まれてきています。その結果、自分自身で判断が付かず、当センターに相談してくるというケースが増えてきているように思われます。そう考えると、一般相談の増加は今後も続いていくことが予想され、本年度以降の相談状況に注目したいと思います。

当センターに寄せられる一般相談の多くは、化学物質や化学製品の安全性についての問い合わせです。そういった内容に絞って、インターネット上で情報過多が生じる要因について考えてみると、下記の要因が考えられます。

- ①インターネット上には過去の情報も残るので、多くの情報が蓄積される。
- ②安全・安心を訴求した製品のインターネットによる様々なマーケティング活動。
(企業・製品のホームページ、インターネット販売サイト、アフィリエイト等)
- ③情報が一般の消費者によって、SNSで拡散していく。

化学物質や化学製品の安全性に関する話題は、問題提起があり、行政・企業が対応し、何らかの決着を見る(または検討継続)ケースが多いのですが、インターネット上ではこういった一連の情報をすべて見ることができます。時系列で並べてみれば容易の理解できる問題も、ランダムに接すると一体何が起きているのか理解するのが難しくなります。また、安全性を懸念する情報だけがピックアップされて拡散しているケースもあり、状況は複雑化しています。

当センターとしては、このような状況に鑑み、一対一の相談対応だけでなく、インターネット等を通じた情報発信、例えば化学物質や化学製品の安全性情報や事故を起こさないで上手に利用する方法等、にも力をいれて行きたいと思います。

◇ 資料集

3. 1 平成28年度の受付相談の具体的内容

(1) 「クレーム関連相談・意見・報告等」

※ 相談の多い順に掲載しています。

1) 洗剤・洗浄剤	27	18) 接着剤・粘着剤	61
2) その他生活用品	31	19) プラスチック製品	62
3) 住宅設備	35	20) 不明	62
4) その他	39	21) エステティックサービス等	63
5) カビ取り剤	42	22) オートケミカル	63
6) 芳香剤・消臭剤	45	23) 乾燥剤	64
7) 家具	47	24) 化粧品	64
8) 柔軟剤	49	25) 抗菌剤	65
9) 防虫剤	50	26) 石油・灯油	65
10) 家電製品	52	27) 繊維製品	66
11) 建材	54	28) 塗料	66
12) 殺虫剤	55	29) 農薬	67
13) 除湿剤	56	30) 糊剤	67
14) 染毛剤	57	31) パーマ液	68
15) ヘアケア品	58	32) 漂白剤	68
16) 防蟻剤	59	33) 防水剤・はっ水剤	68
17) 身体洗浄剤	60		

(2) 「一般相談等」

1) トイレタリー製品、化粧品	69	7) 製造物責任法、法規制全般	98
2) その他の化学製品、化学物質	78	8) 家電製品、家具等	100
3) 殺虫剤、防虫剤、防蟻剤、農薬、除草剤等	84	9) 繊維製品	102
4) 生活用品（雑貨品等）	88	10) その他	104
5) 住宅全般（住宅設備・建材等）	92	11) 役務・サービス関連	105
6) プラスチック製品	95	12) 照会	106

(1) 「クレーム関連相談・意見・報告等」-109件-

1) 洗剤・洗浄剤-11件

1. <洗濯用洗剤が容器から漏洩> 先日、自宅で使用している△△社の洗濯用洗剤が容器から漏れ出して、床に浸透していることに気がついた。洗剤容器は詰め替えながら使用している。△△社に苦情を申し立てたところ、「この容器は使用して3年以上たっており、自然劣化と考えられる」との回答であった。こちらから、床の張替え費用を要求しても、『見舞金』という名目のわずかな金額しか提示されない。これは商品の欠陥だと考えられるので、どのように交渉すべきか知りたい。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の女性)〈消費者〉
⇒△△社に損害賠償を求めるのであれば、△△社が自然劣化と判断した根拠の説明を求めた上で、弁護士等法律の専門家にご相談されてはいかがでしょうか。なお、メーカーによっては、洗剤の中身の使用期限の目安として、3年という表現をしているところもあるようです。しかし、容器について明確な使用期限は定められていないものと思われます。
2. <油汚れ用つけ置き洗剤の安全性> 台所のレンジフードの油汚れに、〇〇社のつけ置き洗剤△△を使用したところ、レンジフードのフッ素樹脂塗装が剥がれてしまった。とても強い洗剤成分が使われていて、フッ素樹脂と反応して有害物質が生成したりしないのだろうか。化学製品PL相談センターは以前にも利用したことがある。(30代くらいの女性)〈消費者〉
⇒△△は酸素系漂白剤にも使われている過炭酸ナトリウムを主成分とした、弱アルカリ性の粉末タイプの洗浄剤です。洗浄剤を溶かした洗剤液に、レンジフードなどをつけ置きして洗浄します。つけ置くことで、アルカリ成分が汚れを浮かび上がらせ、酸素の泡で引き剥がしますが、このとき、レンジフードの塗装面が熱や油で傷んでいると、一緒に剥がれてしまうことがあります。被塗装面との接着が弱くなった塗装が、アルカリと酸素の力で物理的に剥がれ落ちるだけですので、危険な有害物質が出来るようなことはありません。
3. <エアコンクリーニングで体調不良> 70代の女性から「業者にエアコン洗浄をして貰った後、1回使用したが、薬剤臭がして喉や目などに刺激を感じ、皮膚が赤くなるなどアレルギーのような症状を発症した。業者に連絡し、2回ほどエアコンの水洗いをして貰った。薬剤臭は消えたが、別の臭気を感じて、怖くてエアコンを使えない。どうしたらよいか」との相談を受けている。医師に受診して、現在は症状は治まっているとのこと。業者に試用した薬剤を問合せたところ、水酸化カリウムなどを含むアルカリ洗浄剤を使用しており、防カビ剤等は使用していないとのことだった。どう回答したらよいかアドバイスを頂きたい。〈消費生活C〉
⇒使われている洗浄剤は強アルカリ性で皮膚や粘膜に対する腐食性がありますので、微量でも何

らかの原因で吸入したり皮膚に付いたりすると、お申し出の様な症状が出る事が考えられます。ただし、使われている成分はいずれも水に溶けやすい成分であり、業者が2回水洗いをされているとのことです。継続して影響が出ることは無い様に思われます。身体症状が治まっているのならば、徐々に様子を見ながら使用されてはどうかと、お話になってはいかがでしょうか。

4. <トイレ用洗浄剤で体調不良> 「飲食店でトイレを使ったとき強い刺激臭を感じ、具合が悪くなり嘔吐してしまいました。医師の診察を受け、今は回復している。トイレで使われた洗浄剤等から有毒なガスが発生していたのではないかと考えている。飲食店に治療費の補償を要求したが、飲食店は、自分たちに落ち度はないと取り合わない。どうしたらよいか」という相談を中年の男性から受けている。飲食店で使われていたのは、「トイレ用酸性洗浄剤（塩酸系）」、「液体クレンザー（弱アルカリ性）」、「薬用ハンドソープ」の3品。これらを混合することで有毒なガスが発生するようなことがあるのだろうか。〈消費生活C〉

⇒次亜塩素酸塩を含む塩素系の洗浄剤・漂白剤と酸性の洗浄剤を混合すると、有毒な塩素ガスが発生することが知られており、これらの洗浄剤には「まぜるな危険」の表示が義務付けられています。しかし、お聞きした洗浄剤等を混合しても、塩素ガスが発生することはありません。また、トイレ用酸性洗浄剤に使われている塩酸は強酸性で強い腐食性を有し、大量に吸入すると危険ですが、通常トイレ用洗浄剤には10%未満の含有量であり、トイレ掃除への常識的な使用の範囲では、大量に吸入するようなことは考えにくいように思います。しかし、独特の刺激臭がありますので、相談者が感じた刺激臭は塩酸由来のものかも知れません。ニオイに関する感受性は個人差が大きく、体調にも左右されますので、ニオイを感じて気分が悪くなった可能性も否定できません。以上のような事を相談者にお話されてはいかがでしょうか。

5. <ドラム式洗濯機用洗濯槽クリーナーの異臭> 女性の消費者より、「自宅のドラム式洗濯機に、〇〇社の△△というドラム式洗濯機用の洗濯槽クリーナーを使用した。洗濯槽クリーナーは3年くらい前に購入したもので、非塩素系の粉末タイプ。袋を開けたときに刺激臭を感じたがそのまま使用した。使用後、部屋中に異臭が残り、一週間たっても消えない。どうしたらよいか」という相談を受けている。製造メーカーに連絡しているが、原因は分からないと言われている。どう回答したらよいかアドバイスをいただきたい。〈消費生活C〉

⇒お問合せの洗濯槽クリーナーは酸素系の漂白成分である過炭酸塩を主成分に、重曹、クエン酸などを配合したもので、成分は洗剤や酸素系漂白剤などによく使われているものです。お伺いした情報からは刺激臭の原因を特定することはできませんが、配合成分の一つである「重曹」は、製造法やグレードにより、微量の塩化アンモニウムが含まれることがあり、アンモニア臭が発生することがあります。再度、製造メーカーにご確認されてはいかがでしょうか。また、

継続した異臭は別の原因によるものと思われます。洗濯槽クリーナーが多量の泡を発生させるタイプのようなので、使用時に洗濯機の機械部にまで泡（洗剤）が廻ることで洗濯機が過熱して、異臭の原因となることも考えられます。一度、今回の異臭の原因推定を含め、電器店や洗濯機メーカーにご相談されてみてはいかがでしょうか。

6. <業務用の白木シミ抜き剤によると思われる体調不良> ハウスクリーニングの業務に従事している。3ヶ月ほど前の作業時に、△△社の業務用白木シミ抜き剤〇〇を渡されて作業した。1ヶ月ほど〇〇を使って作業したところ、下痢などの体調不良をおこし今も続いている。この症状は、〇〇によるものだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターに紹介された。（若い男性）〈消費者〉

⇒〇〇は、フッ化水素を主原料とした製品で、医薬用外毒物に指定されています。その注意書きに、『必要に応じて防毒マスク又はホースマスク、不浸透性の保護衣、長靴及び保護手袋を着用してください』と記載されているとおり、毒性の強い薬剤です。業務上の案件ですので、産業医、或いは化学薬品に知見のある専門医に、〇〇を使用したことや現在の症状などを正確に伝えて、その指示を仰ぐことをお勧めします。

7. <風呂・トイレ用酸性洗剤で体調不良> 主人が仕事で、ある施設のトイレや風呂の掃除をしている。〇〇社の△△という、リン酸とオキシ酢酸が使われている洗剤を使っているが、対象物に塗布したあと、高圧水で洗い流す使い方をしている。マスクはしているが、洗剤の飛沫を吸い込んでしまうのか、作業後咳が止まらなくなるようで心配だ。韓国の除菌剤の件もあり、使っている剤が安全なものなのかどうか教えてほしい。化学製品PL相談センターは消費生活センターに紹介された。（中年の女性）〈消費者〉

⇒お問合せの△△は、リン酸を高濃度で使用した製品で、水垢や石けんカスをこすらずに落とす住居用の酸性洗剤です。主成分のリン酸は強い酸性で、吸入すると気道を刺激し、呼吸器に入ると激しい障害を起こすことが知られています。お使いになる時に吸入しないような工夫が必要です。高圧水で流すような使い方をした場合、微細な飛沫が生じる可能性があります。危険です。〇〇社のWebサイトに製品の使い方が映像で紹介されていますが、対象物に刷毛などで洗剤を塗った後しばらく放置して、流水でよく流すことが薦められています。高圧水の使用はメーカーも想定していないと思います。よく確認されて安全に配慮した使い方を心がけてください。

8. <エアコン洗浄後に体調不良> 自宅のエアコンがかび臭いと感じたため、10日ほど前にエアコンクリーニングを、エアコンメーカーから紹介された業者に依頼した。しかし、洗浄後エアコンを起動したところ、妻と小学生の娘が「気分が悪く、のどがイガイガする」と訴えた。エアコンを止め室内を換気したが、妻と娘は今もその部屋に入ると気分が悪くなるという。業者に申し

出て、再度エアコンを水洗させたが、改善されない。エアコンメーカーやクリーニング業者に損害賠償を求めるには、どうすればいいだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の男性)〈消費者〉

⇒本件の場合、メーカーや業者に何らかの補償を求めるためには、気分が悪いなどの症状とエアコン洗浄の因果関係を証明する書類(医師の診断書など)が必要となるでしょう。エアコンクリーニングに使用した洗浄剤の情報を業者から入手して、かかりつけの医師にご相談されてはいかがでしょうか。

9. <カーエアコンの洗浄後に異臭> 先日、自家用車のカーエアコンを、ディーラーに洗浄させた。しかし、その後エアコンを使用すると強烈な香料のニオイがして、頭が重い、むかむかするなどの症状を覚えるようになった。ディーラーに話して、エアコンを再度洗浄してもらってかなり軽減されたものの、まだ運転しているとニオイを感じる。このニオイを気にならない程度まで除去する方法はないか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中年の女性)〈消費者〉

⇒ニオイは、その成分は安全でも、個人の体質や好みに合わないと体調に異変を感じることもあるでしょう。本件の場合、自動車は閉ざされた狭い空間ですので、なかなかニオイが拡散しません。エアコンで外気を取り入れながら、窓を開けて室内の空気を逃がすことで、エアコン内部や車内に付着しているニオイ成分を強制的に放散させることが、ニオイを低減させる早道かと思われます。

10. <バス用洗剤で皮膚トラブル> 40代の女性から「〇〇社の△△という強力タイプのスプレー式バス用洗剤をドラッグストアで購入して使用した。注意表示に“必ず保護メガネ、炊事用手袋を着用”とあったが、素手で扱い手に少量付いてしまった。手は洗ったが、後で指先が水ぶくれになってしまい、医師に診てもらったところ、化学やけどの可能性があり、全治2週間と言われた。バス用の洗剤は子どもがお手伝いで使うこともあるので、もっとしっかり注意表示をすべきではないか。法律等の規制はないのか」との相談を受けている。メーカーには意見書を出しており回答待ちとのことだが、何かアドバイスがあれば欲しい。〈消費生活C〉

⇒家庭用の洗剤、洗浄剤の製品表示は、家庭用品品質表示法の規制を受けていますが、適合しており問題はありません。メーカーHPの製品情報からは、pH10.8の弱アルカリ性(液性表示はアルカリ性)洗剤であり、掲載されている製品安全データシートのGHS分類では、皮膚腐食性/皮膚刺激性は区分3の軽度の皮膚刺激性とのことです。一般的なバス用洗剤は中性のものが多いので、これらと較べると皮膚刺激性は高いと思われますが、取りたてて危険なものとは考えられません。また、注意表示や応急処置についても、必要とされている項目は網羅されているようです。メーカーへは意見書を出されているとのことですので、回答

を待って見てはいかがでしょうか。

11. <水酸化ナトリウムで手指を損傷> 一週間ほど前、アルバイト先で油污れの洗浄をする仕事があって、水酸化ナトリウムを含有する洗浄剤を使用した（希釈して使用）。ゴム手袋はしていたのだが、破れていたらしく、途中で手指が痛くなって来た。しかし、途中で手を止めることができず2時間ほど作業を続けてしまった。作業後、指先に亀裂ができ、手のひらや手の甲は真っ白にふやけたような状態になってしまった。痛みがあったので、翌日皮膚科を受診し、塗り薬を貰った。今は、見た目何ともないまでに回復しているが、骨の痛みを感じたり、手の甲がピリピリするような感覚がある。苛性ソーダが骨にまで達して、身体に害が出ているのではないかと心配で眠れない。そのようなことはあるのだろうか。化学製品PL相談センターは、アルバイト先の大学の先生に教えてもらった。（若い女性）<消費者>

⇒苛性ソーダは強アルカリで皮膚を腐食する性質があります。しかし、お聞きした範囲では、希釈した液に触れていたとのことですので、アルカリによる手荒れが生じたレベルではないかと思われます。この程度の接触で、苛性ソーダが骨にまで達することは考えられませんし、医師の診断を受けて適切な処置をしていて、手荒れの症状は治まってきているようですので、過度な心配は不要と思われます。

2) その他の生活用品ー10件

1. <5ヶ月前に購入した靴の靴底が離脱> 「5ヶ月前に購入し、一度しかはいていない紳士靴を先日履こうとしたところ、靴底が剥がれた。販売店に苦情を申し立てたところ、「靴底はポリウレタン製のため、経年劣化で剥がれることもある」といって取り合わない。わずか5ヶ月での破損は納得がいかない」との苦情を、70歳代の男性から受けている。どのように対応すれば良いか、アドバイスがいただきたい。<消費生活C>

⇒エステル系のポリウレタンは、加水分解によって経年劣化することが知られています。劣化する速度は、保管している温度や湿度によって異なりますが、半年で靴の劣化が生じているのは、早いように思われます。販売店から靴のメーカー名を聴取し、メーカーの見解を聞かれてはいかがでしょうか。

2. <新品のガス炊飯器で炊いたご飯についた被膜の黒ずみ> 「先日、施設で使用しているガス炊飯器を、△△社製の製品に買い替えた。しかし、この炊飯器で米を炊くと、内釜にできる薄いデンプンの膜が黒ずんで見える。この様な事があるのだろうか。なお、内釜はアルミニウム製であり、△△社に申し出てテフロンコーティングの内釜に交換したところ、この現象は起きなくなっ

- た」との相談を、施設の女性から受けている。この原因は何か、わかるか。〈消費生活C〉
- ⇒一般に、アルミニウムは、通常の状態では強固な酸化被膜に覆われていますが、表面が傷つくなどしてアルミニウムの地金が水に触れると、アルミニウムが酸化されて黒ずむことが知られています。しかし、この黒ずみがデンプン膜に移行するとは考えにくく、お伺いしたお話からは、被膜が黒ずんだ原因はわかりかねます。
3. <床拭きシートに異物> 自宅で、フローリングの掃除に△△社の床拭きシート（ドライタイプ）を使用している。先日、袋からシートを取り出したところ、シートに白い小さな塊がついていた。△△社に連絡して塊を送付したところ、「赤外線と融点を測定して、この塊はシートを裁断する際にできたものであることがわかった。人体には影響がない」との説明を受けた。このシートは使用して安全だろうか。化学製品P L相談センターは以前にも相談したことがある。（中年の女性）〈消費者〉
- ⇒△△社の説明からすると、塊を赤外線分析（IR）と融点分析（DSC）にかけ、この塊の成分を確認したのでしょう。これらの分析結果が、シート本体の分析結果と同一であったため、「人体には影響がない」との回答になったと思われます。このことからすれば、△△社の説明は信用に値するといえるでしょう。
4. <黄変した除菌シートの安全性> 先日、ドラッグストアで購入した△△社の除菌シート〇〇を、早速開封してテーブルや床の拭き掃除に使用した。しかし、数枚目を取り出した際、シートが黄変していることに気づき、△△社に連絡した。△△社は商品を回収し分析して、「黄変した部分には、磷酸カルシウムが少量検出された。混入した原因はわからない。雑菌の繁殖もなく、人体に影響はない」との連絡を受けた。我が家には幼児もいるが、安全という話を信用してよいだろうか。化学製品P L相談センターは消費生活センターより紹介された。（中年の女性）〈消費者〉
- ⇒リン酸カルシウムは、人体の骨格にも含まれている化合物です。黄変の原因が特定できていないため、断定的なことは申せませんが、雑菌の繁殖もないとのことですので、過度に心配されることはないものと思われます。
5. <自家用車の初心者マークで塗装面が損傷> 当社は、中国製日用雑貨を輸入販売している。今般、当社の自家用車用初心者マークを使用している顧客から、「初心者マークの痕が自家用車に残った」との苦情が寄せられた。初心者マークは磁石で貼り付けるタイプで、使用者は数年間付けたままにしていたとのことである。製品には「長時間貼り付けたまましない」旨、注意書きしてはいるが、このようなことが起こりうるのだろうか。化学製品P L相談センターは以前にも相談したことがある。（中年の女性）〈事業者〉
- ⇒当センターは特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりません。本件は、そ

のような使用方法を想定した品質設計がされているかなどの点について、製造元にお問い合わせください。なお、長期間貼り付けたままにしておくと、当該部分の塗装面がメンテナンスできないため、何がしかの影響を受ける可能性も否定できないものと思われます。

6. <エア枕からの色移り> 当社は、中国製日用雑貨を輸入販売している。今般、当社のエア枕を使用している顧客から、「ウェットティッシュでエア枕を拭いたら、ティッシュが青く着色した」との苦情が寄せられた。このようなことが起こりうるのだろうか。エア枕は紺色で、ポリ塩化ビニル(PVC)で作られている。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中年の女性)〈事業者〉

⇒当センターは特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりません。本件は製造元にお問い合わせください。なお、エア枕などに使う軟質のPVCは、使用環境によっては、可塑剤等の添加物が染み出す場合もあることが知られています。本件の場合、可塑剤とともに染料あるいは顔料が染み出して、ウェットティッシュに色移りした可能性等を検討されてはいかがでしょうか。

7. <デスクマットによると思われる机の損傷> 一年半前に購入した子供機のデスクマットを、半年前に△△社製の〇〇に交換した。しかし、2週間ほど前、掃除するためにデスクマットを持ち上げたところ、マットの裏面がベタついており、机板はザラザラになって一部変色していた。△△社から翌日担当者が来訪し、机の写真とデスクマットを回収して帰った。先ごろ△△社から、「当社製品の欠陥ではない。デスクマットの代金は返金するがそれ以上の対応はできない」と口頭で報告された。高価な机であって、デスクマットによる被害であることは明確なので、この回答には納得がいかない。損害賠償を求めることはできないか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(30歳代の女性)〈消費者〉

⇒〇〇は軟質塩化ビニル樹脂(PVC)製のシートに、キャラクターを印刷した製品です。一般的に軟質PVC製のシートは、使用環境(温度、時間等)により可塑剤等の添加物が染み出したり、印刷インクが色移りする可能性があります。このような現象を抑えるように加工された製品がある一方、接触する相手側の製品の材質や加工の具合によっては抑えきれない場合もあり得ます。△△社に、「当社製品の欠陥によるものではない」とする根拠を求められてはいかがでしょうか。併せて、机メーカーにも机の品質や注意表示に問題はなかったかお問い合わせになってみてはいかがでしょうか。

8. <トイレマットの潤滑剤によるものと思われる転倒> 「3ヶ月前に通信販売でトイレマット〇〇を購入し、トイレにセットした。3週間前に、掃除のために、マットをトイレから出し、フローリングの上で掃除機をかけた。マットをトイレに戻したが、フローリングのマットを置いた部

分が滑りやすくなっていることに気付かず、転倒して骨折した。購入元にクレームしたところ、「現品を調査する、結果は1ヶ月ほどかかる」とのことで、結果を待っている。トイレマットの裏面は、すべり防止のため透明樹脂を塗布しているとのことだが、床を滑らすようなものが塗られているのではないかと、60歳代の女性から受けている。このようなことが、あるのだろうか。〈消費生活C〉

⇒○○の商品説明には、裏面の塗布した樹脂に関する情報が無く、潤滑性のある物質が出てくる可能性があるかどうか、判断できません。床の滑りやすさとマットの因果関係について、購入元の調査結果を見て判断されるようお話になってはいかがでしょうか。

9. <包丁の柄に使われている樹脂から出る化学物質> 3ヶ月ほど前に、通販で包丁を購入した。シンクの皿の上に載せておいたので、お湯とかがかかかってしまう状況だった。ある時から、包丁の柄からプラスチックが焦げたようなニオイがしだし、ニオイ物質はキッチン中に染み付いてしまったように思う。その後、流し台の下に入れてあったステンレス製の鍋や電子レンジの中からも同じようなニオイがして気持ち悪くなってしまい、キッチンが使えない状況が続いている。また、浄水器を通した水で炭酸水を作って飲んだら、唇が赤く腫れてしまった。今は、医師の診察を受けて回復している。これらの原因として思いあたるのは、通販で買った包丁しかない。色々調べてみると、柄の部分に積層強化木が使われており、そこにフェノール樹脂が使われていることを突き止めた。フェノール樹脂からはホルムアルデヒドが発生することなので、これが原因に違いないと思っている。販売元の○○は包丁の代金の返金に応じたが、健康被害やステンレス鍋、電子レンジなどのキッチン用品の補償までは応じようとしなない。どうしたらいいだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターに紹介された。(若い女性)〈消費者〉

⇒積層強化木とは、薄い木板に接着剤を塗って何層も重ねた上で、加熱圧着して製造される木質材料で、木材の風合いがありながら、湿気に強い性質のため、包丁の柄の材料としてよく使われています。フェノール樹脂はフェノールとホルムアルデヒドを原料とした耐熱性と難燃性に優れた合成樹脂ですが、この積層強化木の接着剤として使われていると思われます。ホルムアルデヒドが使われていますが、製品中では樹脂になっていますので、問題となるようなホルムアルデヒドが発生しているとは考えにくいところです。また、浄水器の水に何らかの影響を与えたとも思えません。実際にニオイを感じているとのことですが、ニオイの感じ方は個人差が大きく、何らかのニオイを敏感に感じているのかも知れません。包丁に限定されずに、ニオイの発生源をもう一度調べてみてはいかがでしょうか。

10. <食器から溶出する有害物質について> 「9年ほど使っている備前焼風の急須について、ある販売店で、有害物質が溶出することがあるので長期間使用するのは好ましくない、と言われた。そんなことがあるのだろうか」という相談を、40代の女性から受けている。相談者に被害はなく、

急須の製造元や販売店も不明。どう答えたらよいかアドバイスを頂きたい。〈消費生活C〉

⇒陶磁器製の食器は、食品衛生法の厳しい規制を受けており、鉛とカドミウムについての規格基準が定められています。これは、陶磁器に使われる釉薬や顔料の中に、鉛やカドミウムを含むものがあり、焼成温度が低かったりした場合に食器から溶出してくる恐れがあるためです。備前焼には釉薬や顔料は使われていませんが、相談者の言う「備前焼風」とは、釉薬を使用して備前焼に似た風合いを出したものと思われます。陶磁器製の食器の安全性は、食品衛生法で担保されており問題ありません。販売店の方は一般知識として、そのような発言をされたものと思われる。販売店の方に発言の真意を聞いてみるように助言されてはいかがでしょうか。

3) 住宅設備—9件

1. 〈リフォームした部屋で異臭〉 一ヶ月ほど前に、中古マンションの室内をリフォームした。しかし、3部屋リフォームした中で、北側の1部屋で刺激臭がした。急ぎ壁紙を外させたところ、刺激臭は治まったが、その部屋で腐敗臭が感じられるようになった。この部屋の壁紙は、調湿機能を謳ったタイプを選んだので、特殊な化学物質が使われていて、それが異臭の原因ではないかと考えている。異臭をなくする方法は無いだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターに紹介された。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒お話からでは、腐敗臭と壁紙の因果関係が不明です。一般には、調湿機能を持つ壁紙は、親水性ポリマーや無機化合物を基材に添加して、カビや結露を押さえる工夫がされています。これらのポリマーや化合物は無臭で、人体に害の無いものが大半です。腐敗臭の原因を壁紙だけに限定せずに、施工業者とよく相談して、異臭発生源を絞り込んではいかがでしょうか。

2. 〈コンクリートの床の変色〉 車庫を施工した客から「何もこぼした覚えがないのに、コンクリートの床がシミ状に変色している」とのクレームを受けている。コンクリートの内部からシミが浮き出てくるのとは考えにくいのだが、シミの原因が何なのかを突き止めた上で顧客対応したい。化学製品PL相談センターで分析を行ってもらえないだろうか。できないならば、分析機関を紹介してもらえないだろうか。(30代くらいの男性)〈事業者〉

⇒当センターでは分析は行っておりません。分析を受付けている機関は、国民生活センター(http://www.kokusen.go.jp/test_list/index.html)や製品評価技術基盤機構のホームページ(<http://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/network/index.html>)に紹介されていますので、そちらをご覧ください。分析を依頼する場合には、何を分析するか明確にしておくといいたいでしょう。また分析にかかる費用は自費となります。

3. <住まいの水周りコーティングの施行不良> 3年前に分譲マンションを購入し、入居1年後に洗面所や浴室など、水周りのガラスコーティングを業者に依頼した。施工後、ニオイがひどく、施工表面の状態もペンキを塗ったようでひどかった。業者に苦情を申し出たところ、施工ミスは認めたが、保険がおりないことを理由に、のりくりとした対応で補償に応じようとしないう。最近になって、浴室まわりのコーティングがうろこ状に剥がれてきていることに気づいた。夫が入浴後身体にかゆみができると言っているが、これが原因ではないかと思う。コーティング剤の成分について業者に問い合わせたが回答がない。どのような成分が使われているのか調べる方法はないだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターに紹介された。(60代の女性) <消費者>

⇒住まいの水周りコーティングに使われた基剤に関する情報がないので、はっきりとしたことは言えませんが、一般的に施工後2年を経過した後に健康被害がでることは考えにくく、ご主人の症状も入浴後かゆみを感じる程度ですと、症状と基剤の因果関係の証明が難しいでしょう。本件は住宅関連の施工上のトラブルですので、住宅リフォーム・紛争処理支援センター(住まいのダイヤル) (https://www.chord.or.jp/consult_window/index.html)にご相談されてはいかがでしょうか。また、検査・分析についてですが、当センターでは検査・分析等を行っておりません。どうしてもコーティング剤の分析をしたい場合、独立行政法人 国民生活センターのウェブサイト (http://www.kokusen.go.jp/test_list/)、または独立行政法人 製品評価技術基盤機構のウェブサイト (<http://www.nite.go.jp/chuikanki/network/index.html>)等に、検査機関のリストが掲載されています。なお、検査費用はご自身の負担となります。

4. <小バエ退治用の殺虫剤で壁紙が黄変> 賃貸住宅に住む女性から、「部屋の小バエ退治を業者に依頼した。業者がアルコールを含む殺虫剤を部屋に撒いたところ、壁紙が黄色く変色してしまった。このようなことが考えられるのだろうか」との相談を受けている。化学製品PL相談センターが受けた相談で、そのような事例はあるか。壁紙は全体的に黄色くなったのではなく、斑に変色しているとのこと。相談者は、賃貸住宅なので退去時のために、責任の所在を明確にしておきたいとの意向。 <消費生活C>

⇒当センターの相談事例に該当するものは見当たりません。使われた殺虫剤や壁紙の詳細が分からないので、これ以上何とも言えません。殺虫剤メーカーには問合せしているとのことですが、依頼した業者や壁紙メーカーにも問い合わせ見てはいかがでしょうか。

5. <自宅リフォーム後に眼に違和感> 3週間前に、自宅(マンション)をリフォームした。しかし、床や壁紙を交換したリビングに入ると、目がショボショボするようになった。そこで、専門機関に室内環境測定を依頼したところ、ホルムアルデヒドが0.14ppmあることが分かった。この数値は、シックハウス対策で国が定める0.08ppmを超えており、違反ではないのか。化学製品P

Ｌ相談センターはインターネットで知った。(若い男性)〈消費者〉

⇒厚生労働省が公開している『化学物質の室内濃度指針値についてのQ&A』によれば、ホルムアルデヒドの室内濃度指針値(0.08ppm)は、「現状において入手可能な科学的知見に基づき、人がその化学物質の示された濃度以下の暴露を一生涯受けたとしても、健康への有害な影響を受けないであろうとの判断により設定された値」と説明されており

(<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/situnai/shisinga.pdf>)、法的拘束力はありません。他方、建築基準法では、内装仕上げに用いる建築材料(パネル、壁紙、接着剤等17品目)毎に、ホルムアルデヒドの放散について4等級に区分し、内装仕上げへの使用を制限しています。室内環境測定結果を基に、リフォーム業者にどのような建築材料を使用したのか、説明を求めているかがでしょうか。

6. <新築の住宅に入居後体調不良> 「新築した自宅が10ヶ月前に完成し、8ヶ月前に入居した。しかしその直後から、2階南側の部屋から異臭がし始め、自分は頭痛、鼻血といった症状に見舞われ、幼児は体にジンマシンが出た。工務店に調査を依頼したところ、シックハウス原因13物質のうちスチレンが、厚生労働省の指針値(0.05ppm)の8倍の濃度であった。施工した工務店に、善処を求める」との相談を、中年の女性から受けている。申し出の体調不良はスチレンが原因だろうか。〈消費生活C〉

⇒日本スチレン工業会が発行しているスチレンの安全データシート(SDS)には『ラットの試験において、30ppm濃度のばく露で鼻腔粘膜の変化が見られた』との記載があります。しかし、ご相談者の体調不良とスチレンの因果関係については、専門の医師の診断を受けられるよう、勧められてはいかがでしょうか。なお、住宅のトラブルについては、『住まいるダイヤル』(<https://www.chord.or.jp/>)の活用をお勧めします。

7. <新築の壁コンセントから液ダレ> 「1年前に一戸建てを新築した。最近になって、壁のコンセント数十個から、青緑色の液がしみだしていることに気がついた。設計事務所に調査させたところ、『ヘキサメチルトリエチレンテトラミン』という物質が検出されたとの報告があった。この物質は、〇〇社の提供する断熱材に含まれているとのことだ。この物質は人体への有害性は無いか。」との相談を、40歳代の女性から受けている。相談者とその3歳になる幼児が、最近咳き込んでいるとのことだが、当該物質と関係があるのだろうか。〈消費生活C〉

⇒まずは、医師の診断を受け、対処法を仰ぐことをお勧めします。お問い合わせの『ヘキサメチルトリエチレンテトラミン』については、安全データシート(SDS)からは十分な情報が得られませんでしたので、断熱材メーカーに問い合わせてみてはいかがでしょうか。また、壁のコンセント数十個から、青緑色の液が染み出していることから、施工上何らかの問題があった可能性もあります。当該物質だけに捕らわれず、設計事務所や工務店、断熱材メーカーに、原因

と対処法についてお問い合わせされてはいかがでしょうか。

8. <ベッドから異臭> 購入した外国製のベッドから異臭がし、また目がチカチカする。家具販売店に話したところ「ホルムアルデヒドが抜けていないのだろう。しばらくすれば異臭も目への刺激もなくなる」といわれたが、2週間たった今も改善されない。使用できるようになるには、まだ時間がかかるものだろうか。化学製品PL相談センターは他の相談窓口から紹介された。(若い女性) <消費者>

⇒ホルムアルデヒドは、木製家具の木板や接着剤に含まれている場合があります。異臭や目への刺激の原因がホルムアルデヒドでしたら、揮発性の高い成分ですので、高温で風通しの良い場所に放置することが、最も効果的です。ホルムアルデヒドは、徐々に減少してゆくことが期待されますが、問題ないレベルにまで除去できる期間は、ベッドの構造や環境等によって異なり、一概には申せません。

9. <自宅マンションのニオイで体調不良> 4年前に入居した自宅マンションに漂うニオイで体調が悪く、頭痛がする。昨年の12月頃から、燃料を焚いた後のようなニオイがして、春先には石油臭にかわり、6月過ぎくらいからは蚊取り線香のような薬品臭へと変わってきており、キッチンのレンジフードのあたりから漂ってきている。アレルギー科を受診し、問診結果から化学物質過敏症の可能性があるとされている。マンションの管理会社に相談したが、そのような苦情を言うのはあなただけだと言って相手にしてもらえない。どうしたらよいだろうか。化学製品PL相談センターは、消費生活センターから紹介された。(中高年の女性) <消費者>

⇒化学物質過敏症はその発生機序が未だ明らかにされておらず、治療方法も確立されておりません。症状を改善するには、原因と考えられる化学物質を遠ざける必要があります。お話を伺ったかぎりでは、レンジフード経由で他の世帯のニオイが入ってきていることを疑っておられるようですが、マンションの管理会社に問い合わせ、その可能性があるか否かをお調べになってはいかがでしょうか。通常、排気系は独立していると思いますが、もしどこかと繋がっているのであれば、その先にニオイの発生源がないかお調べになって、対策を考えるのがよいと思います。

4) その他-9件

1. <教材のラインマーカーが漏れて家屋に付着> 小学3年生の子供が、学校の教材に使った△△社のラインマーカーの残りを、自宅に持ち帰った。これはチューブに入った黒い塗料のようなもので、塗るとしばらくして固まる。何かの加減で内容物がチューブから漏れ出し、壁紙や家具、

フローリングの床などに付着した。この付着物を除去する良い方法は無いだろうか。△△社に問い合わせたが、満足な回答は得られなかった。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の女性)〈消費者〉

⇒(相談者の了解を得て、当センターから△△社に、当該製品の主成分を問い合わせ、「アクリル系の塗料である」との回答を得た。更に、業界団体に問い合わせ、「アクリル塗料は溶剤で溶かすことができるものの、エマルジョンタイプは溶けにくいこと、また溶けた場合も、布や木材では汚染を広げる可能性があることなどを聴取した。)当センターから△△社に確認したところ、エマルジョンタイプのアクリル塗料であることがわかりました。この場合アクリル塗料用の溶剤を使えば、付着した塗料を溶かすことができる可能性があります、色のついた範囲がにじんで、かえって広がってしまう恐れもあります。付着した場所にもよりますが、カッターナイフなどで丁寧に剥ぎ取るほうが、効果的かもしれません。

2. <置時計の乾電池が液漏れ> 40代くらいの女性から「8ヶ月前に買ったばかりの置時計のアルカリ乾電池が液漏れした。どう処理したらいいだろうか」との相談を受けている。乾電池メーカーに申し出て置時計は修理済み。置時計が正常に動くことを確認した上で、手元にあるアルカリ乾電池を廃棄して貰おうと思うが、それまでに間、どの様に保管したらいいだろうか。化学製品PL相談センター発行の「化学製品による事故を防ぐために」の記事を参考にさせて貰っている。〈消費生活C〉

⇒アルカリ乾電池には電解液として、強アルカリ性の水酸化ナトリウムや水酸化カリウムが使われており、液漏れした液が皮膚に付いたり、目に入ったりすると、化学やけどを起こしたり、失明したりする恐れがあり危険です。電極の部分をセロハンテープ等で絶縁し、ポリ袋等に入れて保管し、お住まいの自治体のゴミ出しルールに従ってゴミに出すとよいでしょう。

3. <電子タバコ喫煙中に体調不良> 「△△社の通販で購入した電子タバコを喫煙しているうちに、気分が悪くなった。」との相談を、60歳代の男性から受けている。この電子タバコの成分はグリセリン、プロピレングリコール、バニリン、香料と記載されているとのことだが、これが体調不良の原因なのだろうか。〈消費生活C〉

⇒グリセリン、プロピレングリコールは食品添加物にも指定されており、保湿剤等として様々な食品に使われております。また、バニリンはバニラの香りの主成分で、フレーバーとして、アイスクリームなどに使われています。香料は、一般に様々な香料成分を調合して用いられており、成分の詳細は不明ですが、香り・風味付けの目的で使われています。いずれも使用により健康被害をもたらす可能性は低いと思われまます。電子タバコは、e-リキッドと呼ばれる、グリセリンやプロピレングリコール、香料などを含む水溶液をアトマイザー(変霧器)で加熱して、出てくる蒸気を吸い込む仕組みになっています。①e-リキッドの他に、ニコチンの供給源とし

てタバコの葉を使用したタイプ、②e-リキッドにニコチンを含むもの、③ニコチンを含まないもの、があり、本件の製品は③のタイプに該当します。香りを楽しむ製品ですが、香りの感じ方は個人差が大きく、嫌いな香りであった場合、気分が悪くなることは十分に考えられます。電子タバコの有害性については、燃焼させた従来のタバコよりも健康被害は少ないと言われていますが、法的な枠組みが未だ確立しておらず、議論の対象となっています。厚生労働省が主催する『たばこの健康影響評価専門委員会』では、2014年に『電子たばこの健康影響について』が議論されており、それを踏まえて、国立保健医療科学院が現状を総説にまとめています (<https://www.niph.go.jp/journal/data/64-5/201564050012.pdf>)。ご参考にされるとよいでしょう。

4. <電子タバコで唇をやけど> 「△△社の電子タバコ〇〇を使い始めて1ヶ月になる。最近、〇〇を吸うとどのが熱く感じ、唇に小さな水泡ができるようになった。耳鼻咽喉科を受診したところ、「電子タバコが原因」といわれ、診断書も出た。△△社に申し出たところ、「調査するから、現品を送るよう」いわれている。治療代を請求したいが、現品を送ってしまってよいものだろうか」との相談を、50歳代の男性から受けている。どのようにアドバイスすべきだろうか。各所のPLセンターに相談したが、いずれも管轄外と言って、対応してもらえなかった。〈消費生活C〉⇒個々の製品の性能や安全性は、その製造元が責任もって調査しお答えします。本件も、△△社に調査を依頼し、その際、調査結果の書類での回答を求め、また、現品の返却を希望する旨、伝えられてはいかがでしょうか。
5. <水タバコのニオイで体調不良> 自宅のある建物の1階に水タバコの店があり、多くの客が水タバコをやっている。ニオイが階段などからすぐ上の階にある自宅にも流れてくることがある。先日ニオイを感じて気分が悪くなり、夜、ジンマシンが出た。医師の診断を受けたところ、「ストレスが原因の可能性はある」と言われた。自分は水タバコのニオイが原因と考えている。中毒情報センターに相談した所、水タバコは、巻きタバコに較べて、一酸化炭素やベンゼンの発生が多いとの情報を得た。特にベンゼンは発がん性があり、自宅まで流れてきていないか心配だ。化学製品PL相談センターはインターネットで調べて知った。(若い男性)〈消費者〉⇒ニオイについての感受性は人によって違いますので、多少のニオイでも気分が悪くなることは考えられます。被害を受けていることをお店の経営者にお話して、何らかの対応を取ってもらうように交渉してみたいはいかがでしょうか。ご心配のベンゼンについては、自宅での環境濃度を測定することができます。検査機関は、独立行政法人 製品評価技術基盤機構の「原因究明機関ネットワーク」(<http://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/network/index.html>)及び独立行政法人 国民生活センターのウェブサイト (http://www.kokusen.go.jp/test_list/index.html) に、検査機関のリストが掲載されていま

すので、ご参照ください。ただし、自費になりますので、一度、保健所や消費生活センターにご相談されてみてはいかがでしょうか。

6. <マンション大規模修繕の異臭で体調不良> 半年ほど前から、マンションが大規模修繕されている。1ヶ月ほど前から、8階の自宅玄関先に化学薬品臭がよどみ、室内に流れ込んで、目や鼻、のどに痛みを覚えるようになった。大規模修繕の影響ではないかと考えている。この異臭の原因が何か、分析して確かめることはできないか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の男性)〈消費者〉

⇒当センターでは検査等は行っておりません。独立行政法人 製品評価技術基盤機構の「原因究明機関ネットワーク」(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)、及び独立行政法人 国民生活センターのウェブサイト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)に、商品テストを実施する機関のリストが掲載されていますので、ご参照ください。なお、検査費用はご自身の負担となります。また、分析対象成分が特定できない場合には、受け付けてもらえない可能性があります。

7. <隣家が側溝に撒く消毒薬によると思われる健康被害> 市役所の環境課に、50歳代の男性から「隣家が公道の側溝に20年来、消毒のためと称して△△社の〇〇を撒いている。〇〇は次亜塩素酸ナトリウムを主成分とした薬剤で、その影響で家族3人が健康被害を受けている」という苦情が寄せられている。申し立てでは、〇〇による消毒と健康被害の因果関係は、明確にはなっていない。申立人は、隣家の〇〇使用を中止させたい意向だが、本件にどのように対応したらよいか、アドバイスいただきたい。〈行政〉

⇒次亜塩素酸ナトリウムを主成分とした〇〇は、上下水道の除菌などに広く使用されている製品です。使用方法に即して正しく取り扱えば、人体に健康被害を起こす可能性は低いでしょう。本件では、製品に瑕疵があるとは考えにくく、〇〇と健康被害との因果関係に関する、医師の診断書等の客観的な証明などに基づいた、隣人間の民事的な扱いになるものと思われます。

8. <室内によどむニオイに不快感> 最近自宅の室内にいても、シャンプー、洗剤、柔軟剤等の各種の香料のニオイで不快感を覚える。ニオイは屋外から流れ込んで、カーテンや壁紙などに染み付き、窓を開けても室内にニオイがこもっている。使用している個人には好ましいニオイでも、他人には耐えられない異臭と感ずる場合もある。世間に漂うニオイを迷惑に感じている人もいることを、広く知ってもらいたい。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒ニオイの感じ方は個人差もあり好き嫌いもあるため、製品の品質には問題がなくても、人によっては不快感を感じる事もあるでしょう。当センターでは、寄せられた相談内容と対応結果を、月次報告「アクティビティノート」や年度報告書等にまとめて公開することで、情報の共有を

図ってまいります。

9. <お菓子里に同梱された脱酸素剤が発熱> 昨日、菓子袋を開けて手に持っていたところ、手のひらが熱く感じ、袋の中の『脱酸素剤』が発熱していた。菓子メーカーに問い合わせると、「使い捨てカイロと同じようなもので、発火の恐れはない」とのことであった。しかし、子供が手にすることもあり、低温やけどの危険性もあるのではないかと。製品にはその旨、明確に注意書きするよう、指導してほしい。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の女性) <消費者>

⇒脱酸素剤のうち、鉄系の金属を配合した製品では、使い捨てカイロ同様、空気に触れると、ほのかに発熱するものもあります。現状は、脱酸素剤の表示に関する規定はありません。当センターは民間の機関であるため、個別の事業者の商品表示等について指導できる立場にありません。本件は消費者庁等しかるべき行政機関にご相談ください。いただいた情報は、当センターの月報、年報に情報源が特定されない形で公表し、情報の共有を図ってまいります。

5) カビ取り剤—6件

1. <カビ取り剤の使用期限> 「一昨年、通信販売で購入したカビ取り剤〇〇(アンプル10本入り)の内、3本を使用したが、あまり効果を感じられなかった。そこで、未使用の7本を返品したいと思い、通販の会社に連絡したところ、「当該製品の使用期限は1年であり、期限を超えているため、返品は受けられない」と言う。しかし、製品のパッケージやインターネット上の広告のどこにも、使用期限に関する言及はなく、販売元の言い分は受け入れがたい」との相談を、70歳代の男性から受けている。<消費生活C>

⇒相談者の「あまり効果が感じられない」との申し出は、〇〇の効果不満に関するものであり、拡大被害が発生していないことから、製造物責任を問題にする案件ではありません。また、〇〇は家庭用品品質表示法の「住宅用又は家具用の洗浄剤」に該当し、次亜塩素酸塩を含有するアルカリ洗浄剤(いわゆるカビ取り剤)です。使用期限の表示義務はありません。表示がされていないこと問題にするのは難しいでしょう。

2. <業者に依頼したカビ取り処理後の室内の傷み> 自分はマンションに住んでいる。3ヶ月ほど前に、部屋の隅にカビが生えていることに気づき、インターネットで調べた業者にカビ取りを依頼した。しかし、カビ取り処理後、部屋全体に白っぽい埃が舞っているように感じられ、室内の金属部分の錆や、プラスチック製品の変色がひどくなったように感じる。また、部屋中がべたべたしている。この状況を改善する手立てはないか。業者に聞いたところ、使用した薬剤は次亜塩

素酸ナトリウムとエタノールが主成分とのことであった。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒お話いただいた薬剤は、カビ処理を行う際にごく一般的に用いられている成分です。これらの薬剤の影響が、3ヶ月たっても続いているとは考えにくいところですが、室内の汚れが気にかかるのであれば、専門のハウスクリーニングの業者に相談してみられてはいかがでしょうか。

3. <業者による壁の除カビ処理によると思われる体調不良> 「自宅室内の壁にカビが目立つようになり、2ヵ月ほど前に、業者に居室や風呂場等のカビ除去を依頼した。しかし、除カビ処理をした後体調がすぐれず、持病の喘息が悪化し、また部屋に白い粉が舞っているように感じている。これは除カビ処理の影響だろうか」との相談を、60歳代の女性から受けている。除カビの作業は、次亜塩素酸ナトリウム水溶液を水で薄め、カベに塗布して30分程度放置した後に、水拭き、乾拭きを行ったとの事。この様な事があるだろうか。〈消費生活C〉

⇒業者の行った除カビ作業は、使用した薬剤も処理手順も、一般的によく実施される内容です。この作業の影響が、2ヵ月たった今も残っているとは、極めて考えにくいものと思われます。他に体調不良の原因を考えながら、かかりつけの医師に相談されるよう、勧められてはいかがでしょうか。

4. <カビ取り剤使用後に残る刺激臭の除去方法> 「3日前に自宅(戸建)風呂場の窓枠に、カビ取り剤をスプレーし、しばらく放置した後、窓枠を水で洗い流した。しかし、その後カビ取り剤特有の刺激臭を、今も窓の外で強く感じ、咳き込むほどである。この刺激臭を軽減する方法はないだろうか」との相談を、40歳代の女性から受けている。何か良いアドバイスはないか。カビ取り剤のメーカーや製品名は、聴取できていない。〈消費生活C〉

⇒一般の風呂用カビ取り剤であれば、刺激臭は次亜塩素酸塩によるものと思われます。十分な水かお湯で洗い流すのが、最も効果的でしょう。また、製品によっては、何らかの特殊な成分を配合している可能性もないとは申せませんので、お使いになられた製品のメーカーに、消臭方法などをお問い合わせいただくように勧められてはいかがでしょうか。

5. <住まいの防カビ工事で体調不良> 築7年の一戸建てに住んでいる。70才になる母の部屋で畳の下に黒カビが発生し、ハウスメーカー△△社に依頼して、黒カビの除去と防カビ処理の工事をしてもらった。黒カビ除去は、過炭酸ナトリウムの粉末を床に撒いて、濡れたスポンジで擦り洗いをしていった。カビ取り終了後、翌日エタノールで拭いて2日乾燥させ、防カビ効果のある木材用保護塗料を塗り工事は終了した。母が部屋を使いだしたところ、頭痛、目の痛みを感じ、畳を水拭きしたところ、関節に腫れがでた。医師の診察は受けているが、眼と関節の腫れは回復していない。ハウスメーカーに申し出たところ、木材用保護塗料に誤って屋外用の物を使ったことを

認めましたが、補償の話は思うように進んでいない。母は精神的にもダメージを受けて、もうこの家に住みたくないと言っている。過炭酸ナトリウムの処理方法と木材用保護塗料が原因と考えているがどうだろうか。また、補償に応じて貰うにはどうしたらよいだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(40代くらいの女性)〈消費者〉

⇒本件はハウスメーカーが実施したカビ取り～防カビ工事の妥当性が争点と思われるので、住宅・リフォーム紛争処理支援センターの“住まいのダイヤル”

(https://www.chord.or.jp/consult_window/index.html)にご相談されてはいかがでしょうか。

ご相談に当たっては、医師の診断書等で、カビ取り～防カビ工事と受けた被害の間の因果関係を明確にしておくといよいでしょう。なお、過炭酸ナトリウムは漂白剤などに使われる化合物で、水に溶解すると炭酸ナトリウムと過酸化水素に分解します。過酸化水素は、更に水と酸素に分解しますので、カビ取り処理後は炭酸ナトリウムが残ります。炭酸ナトリウムはアルカリ性で、眼への刺激性が高いことが知られています。木材用保護塗料は該当製品の安全性データシートを見る限り、気になる危険ならびに健康有害情報は見当たらず、健康被害につながる可能性は低いように思われます。ただし、塗装直後は若干のニオイが残ることがあります。ニオイに対する感受性は個人差大きく、ニオイに敏感な方の場合、体調不良に繋がる可能性が考えられます。もし、ニオイが残っているようならば、畳を上げて換気を良くする等で、ニオイの低減を図ってみてはいかがでしょうか。

6. <キッチンの床下を防カビ工事後に体調不良> 50代の男性から、「キッチンの蛇口の蛇腹部分から漏水していたのに気づかず、床下にカビが発生してしまった。業者に頼んで防カビ処理をしてもらったところ、作業後、体調が悪く、4、5日たって手の甲がひび割れて出血してきた。自分は化学物質に過敏な体質だが、身体に影響がないようにするにはどうしたらよいだろう」という相談を受けている。使われた薬剤ははっきりとは分かっていないが、次亜塩素酸ナトリウムとエタノール、イソプロピルアルコールらしい。防カビ処理をしたのは一戸建ての床下で、室内は何もしていないとのこと。何かアドバイスはないだろうか。〈消費生活C〉

⇒次亜塩素酸ナトリウムは塩素系漂白剤やカビ取り剤の主成分で、カビを分解漂白する効果があり、独特のニオイ（いわゆる塩素臭）があります。浴室やキッチンの流し周りなど、水で流せる硬質表面の洗浄やカビ取りに使われますが、木質の素材の場合、染み込んでニオイが残ってしまうことが考えられます。また、エタノールやイソプロピルアルコールは除菌剤としてカビ菌を除菌する目的で使われたものと思われます。どちらも揮発性の液体でアルコール臭がします。業者がどの様な作業をされたのか、詳細が不明なので断言はできませんが、作業後に通気が不十分だとニオイが残ることが考えられます。ニオイの感受性は個人差が大きく、好みや体質などによっては体調不良の原因になる可能性があります。床下の通気をよくして、ニオイが抜けるようにするとよいでしょう。手の甲からの出血については、処理をされたのが床下で、

直接手に触れる機会がないとのことならば、原因とは考えにくいところです。

6) 芳香剤・消臭剤-6件

1. <アロマオイルのゴムパッキングが溶解> 化粧品などを輸入販売している。今般、輸入したアロマオイルの蓋に組み込まれたゴムパッキングが、一部溶解していることが判明した。一般論として、ゴムパッキングがアロマオイルで溶けることがあるものだろうか。化学製品PL相談センターは某協会から紹介された。(中年の男性)〈事業者〉

⇒一般に『ゴム』は、天然のものから耐熱性や耐溶剤性に優れた特殊なものまで、多くの種類があります。汎用に使われるゴムの中には、有機溶剤や香料成分に耐性の低い種類もあり、ゴムの種類とアロマオイルの成分との組み合わせによっては、ゴムパッキングが大きく影響を受ける可能性、例えばゴムパッキングに配合されている伸展油や添加剤の一部がアロマオイルに溶出する等、があります。

2. <トイレ用消臭剤によると思われる漆喰壁の損傷> 1ヵ月ほど前、自宅のトイレのコーナーに△△社の消臭剤〇〇を置いた。最近になって、消臭剤の周りの壁がベタベタしていることに気が付いた。カベは漆喰製で、消臭剤は400mLの内容物が半分くらいに減っている。消臭剤から蒸発した何らかの成分で、漆喰が傷んだということは考えられるか。成分表示には、『非イオン系界面活性剤、植物性消臭剤』と書かれている。△△社には、現在調査を依頼している。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(60歳代の男性)〈消費者〉

⇒消臭剤の具体的な成分名がわからないため、漆喰の損傷と消臭剤の因果関係は不明です。漆喰の主成分の炭酸カルシウムと、消臭剤から蒸発した成分が、何らかの形で結合して、「ベタベタした感じ」となった可能性は、無いとは申せません。一方、消臭剤から蒸発する化学成分は、ごく微量ですから、漆喰を変質させるほどの影響があるとも、考えにくいところです。△△社には、炭酸カルシウムを変質させる可能性等、検討を依頼すればよいでしょう。

3. <芳香剤によると思われる発疹> 「1ヶ月ほど前、自宅のリビングと玄関に2種類の芳香剤を置いたところ、9歳の娘の顔が赤くはれ上がった。皮膚科でパッチテストによるアレルギー検査を受けたところ、「香料のテストユニットに陽性※」と診断された。今後の参考にと、芳香剤のメーカーに香料の成分名を、医師を通して問い合わせたが、教えてもらえない」との相談を、受けている。メーカーから満足いく回答を得るには、どうすればよいか、アドバイスがいただきたい。〈消費生活C〉

⇒一般に、香料は多くの成分を混ぜ合わせて独特の香りを調合するため、メーカーも含有成分に

については公表を避けるものと思われます。香料テストユニットに含まれる成分名を、医師からメーカーに伝え、製品の香料と共通する成分を特定できれば、今後避けるべき香りの傾向がつかめるのではないのでしょうか。

※数種類の代表的な香料を混合した薬剤が、アレルギー性皮膚疾患検査薬として提供されています。パッチテストでは、この検査薬を指定されたやり方で皮膚に貼付し、一定時間後の皮膚の変化を観測します。その結果、紅斑や浮腫といった異常が認められた場合、当該検査薬に対して『陽性』であり、その成分のいずれかがアレルギーを発症する原因物質であると診断します。

4. <塩素系消臭剤で皮膚等に違和感> 半年前、塩素系の消臭剤〇〇（表示成分は次亜塩素酸ナトリウム及び希塩酸）を通信販売で購入し、Tシャツに吹き掛けるなどして使用した。衣類に吹きかけて乾かした後、肌に着用していたが、だんだんと肌がヒリヒリするようになり、更に筋肉痛や関節痛を感じ始めた。3ヶ月前に消臭剤の使用はやめ、現在病院に通っている。この体調不良は消臭剤が原因だろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。（中高年の女性）〈消費者〉

⇒〇〇は次亜塩素酸ナトリウム水溶液に希塩酸を加えて、次亜塩素酸水とした製品と思われます。

これらの化合物は、濃度が高いと皮膚を刺激するものもあり、消臭剤の使用が皮膚を敏感にした可能性も、否定できません。一度、皮膚科の診断を受けられてはいかがでしょうか。なお、当該成分は水に溶けやすいため洗濯すれば容易に除去でき、また体内に取り込まれても残留性が低く、身体への影響も低いとされています。

5. <消臭スプレー被液のためと思われる視力低下> 「2ヶ月ほど前、ドラッグストアの店頭で△△社の消臭スプレー〇〇を手にとって眺めていたところ、急に内容液が噴出して目に入った。この商品は人の動きを感知して、自動的に噴霧するタイプであったが、店頭では表示が無いので、被液してしまった。直ちに眼科で診察を受けたが、視力が大きく低下して今も治療を受けている。ドラッグストアは店頭での商品見本の展開方法に不備があったことを認め、治療費の一部を負担したが、それだけでは満足できない」との相談を、50歳代の女性から受けている。眼科医は消臭スプレーの内容液と視力低下の因果関係は「わからない」と言っているとのことだが、更なる損害賠償請求は可能だろうか。〈消費生活C〉

⇒〇〇の内容液は、エタノールとトリエチレングリコールを主成分としています。これらの化合物は、いずれも目に対する刺激性は強くはありません。販売店あるいはメーカーに損害賠償を求めるにあたっては、視力の低下が消臭スプレー被液によるものであることを、客観的に証明した書類（医師の診断書等）が必要となります。治療中の眼科医に、診断書の発行についてご相談されるようお勧めください。

6. <抗菌芳香剤等の自粛> 自宅(マンション)の下階から、抗菌消臭剤と思われるニオイが漂い、頭痛、吐き気、悪寒や目の痛みなどの症状に悩まされている。窓やベランダを開けないよう努めているが、完全にシャットアウトはできない。内科医には、「頭痛などの症状と抗菌消臭剤との因果関係は断定できない。化学物質にアレルギーがあるのかもしれない」といわれた。このような製品の製造販売は、自粛していただきたいと思っている。被害を受けている人がいる事実を、広く世間に知らしめたい。化学製品PL相談センターは国民生活センターから紹介された。(中高年の女性) <消費者>

⇒当センターは民間の機関であるため、個別の事業者を指導できる立場にありません。いただいた情報は、当センターの月報、年報に、情報源が特定されない形で公表し、また関係する業界へ伝える等、情報の共有を図ってまいります。

7) 家具-5件

1. <購入したベッドから異臭> 「先日、親のために購入したベッドを自宅に設置したところ異臭がし、目がしみて頭痛がした。直ちに販売店に、当該製品を引き取らせた。ベッドから、ホルムアルデヒドが放散していたのだと思う。このような製品の販売は、法律に違反しているのではないか」との訴えを、40歳代の女性から受けている。ホルムアルデヒドについては、建材からの放散について建築基準法の規定があるものの、家具についての法規制はないと記憶する。ほかにアドバイスがあれば、お教えいただきたい。<消費生活C>

⇒ホルムアルデヒドの規制について、ご記憶のとおりです。家具については、(一社)日本家具産業振興会や全日本ベッド工業会で、低ホルムアルデヒド材料を使った商品を対象に、自主基準を定め、基準を満たす製品にマーク表示を行う等の取り組みを進めています。

2. <購入した安楽椅子から異臭> 「2週間ほど前に、ホームセンター△△社で購入した安楽椅子から、異臭がする。製品の説明書の記載に従い、1日屋外に放置したが、異臭は軽減できない。室内でこの椅子を使っていて、健康に悪いようなことはないだろうか」との相談を、50歳代の女性から受けている。どのように回答すべきか、アドバイスを頂きたい。<消費生活C>

⇒異臭の原因物質によっては、健康に悪影響を及ぼす可能性がないとは言えません。例えば、合板や接着剤に用いられることのあるホルムアルデヒドは、厚生労働省がシックハウス13物質に指定し、室内濃度指針値を定めています。安楽椅子の異臭の原因は何なのか、また異臭成分の中にホルムアルデヒドを含むシックハウス13物質が含有されている可能性があるか否かを△△社に問合せしてみるよう、お話しされてはいかがでしょうか。またその際、異臭の軽減方法についても、△△社に問合せると良いでしょう。

3. <カラーボックスによると思われる異臭・のどの痛み> 「先日、家具店で外国製のプラスチック製カラーボックスを購入した。しかし、家で包装を解いたところ本品から異臭がし、のどの痛みを覚えた。この様なことがあるのだろうか」との相談を、30歳代の女性から受けている。シックハウスの原因物質が放散されている可能性も、あるのではないだろうか。化学製品PL相談センターでは、このような場合どうアドバイスしているのか、教えたい。〈消費生活C〉
- ⇒カラーボックスから異臭がし、のどが痛いのであれば、カラーボックスに何らかの原因がある可能性は否定できないでしょう。シックハウスの原因物質については、保健所でその濃度ををはかることができる地域もあること、また、プラスチック製品の異臭は、風通しの良い比較的温度の高いところに放置することで、軽減できることなどを、当センターではアドバイスしています。なお、厚労省はシックハウス症候群に関連すると思われる13物質について、「室内空気濃度指針値」を定めていますが、家具からの放散濃度に関する規制はありません。
4. <組み立て家具で喉に違和感> 2週間ほど前に△△社で、子ども用のおもちゃ入れを買って、昨日組み立てた。この組み立て家具は無垢のパイン材で表面はアクリルラッカー塗装がされている。組み立てた夫は何ともないのだが、私は2時間後くらいから喉に違和感が出た。△△社に問い合わせたところ、新しい家具は材料のニオイが残っていることがあるので、暫く通気をしてニオイを抜いてから使うように言われた。ニオイさえ抜ければ安心して使えるものだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターに紹介された。(若い女性)〈消費者〉
- ⇒新しい家具は、使われている素材や接着剤、塗装などから微量のホルムアルデヒドや有機溶剤が放出され異臭を感じることがあります。放出されている成分と量によっては健康に影響が出る場合もあります。異臭を取ってからご使用になることをお勧めします。異臭を取るには、「風通しの良いところでしばらく天日干しをする」等の方法が良いでしょう。
5. <皮革製ソファ購入後に体調不良> 先日、家具店で皮革製のソファを購入した。自宅のリビングに搬入し、添付された皮革用クリームを塗りこんだところ強い異臭がした。数日後には背中の皮膚が赤くなり、口の痺れや頭痛を感じ、その後は、メンソールなどその他のニオイでも体調不良を感じるようになった。化学物質過敏症を疑い、専門医院の診断を申し込んでいる。この異臭を軽減する方法は無いだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の女性)〈消費者〉
- ⇒ニオイの感じ方は個人差もあり、製品の品質には問題がなくても、個人の体質等によって合わない場合もあるでしょう。本件では、皮革臭と皮革用クリーム臭がミックスされた異臭が、相談者の体質に合わないのかも知れません。ソファを風通しのよい場所に置いて、乾拭きしながらニオイ成分が放散するのを待つのが現実的です。この点を踏まえて、販売店と相談されてはいかがでしょうか。

8) 柔軟剤-5件

1. <柔軟剤のニオイで体調不良> 「2週間ほど前から、自宅アパートの隣家の洗濯物のニオイが強くて、気持ちが悪くなってしまいました。どうにかしてほしいと隣人に申し出たが、洗濯するなと言うのか、と怒ってしまい、対応してもらえない。どうしたらよいか」と言う相談を、中年の女性から受けている。このような場合どう対応したらよいだろうか。また、相談者はニオイで体調不良を訴えているが、ニオイの成分に身体に悪いのものが含まれているようなことはないのだろうか。

<消費生活C>

⇒柔軟剤等に使われている香料の安全性は、日本香料工業会のウェブページ「フレグランスの安全性」(<http://www.jffma-jp.org/fragrance/safety/index.html>)によれば、香料の安全性については、国際化粧品香料協会(IFRA)が国際的に自主基準をつくり、各国の香料工業会等を通じて自主規制されているとのこと。しかし、ニオイに関する感受性は個人差が大きく、体調不良を訴えるケースもあります。隣人に違法行為があるわけではありませんので、相談者の窮状をよく理解してもらい、隣人が受け入れやすい提案、例えば香りの弱い柔軟剤に変えてもらう、とか使用量を減らしてもらう等を提案してみてもいいでしょうか。

2. <隣家の柔軟剤のニオイが原因と思われる体調不良> マンションに住んでいる。1ヵ月ほど前に引っ越してきた隣の住人が使う柔軟剤のニオイで、頭痛、吐き気がしており、また顔の皮膚にピリピリと刺激感があり、耳が赤くなるなどの症状が出ている。消臭剤を使ったり、室内の空気を入れ替える時は開ける窓を選んだり、いろいろと室内のニオイを軽減させる方法を試しているが、効果がない。何か良い方法はないだろうか。化学製品PL相談センターは国民生活センターから紹介された。(中年の女性) <消費者>

⇒柔軟剤等の製品のニオイについては、その感じ方や化学物質の感受性に個人差があり、個人の体質等によって合わない場合もあるでしょう。日本石鹼洗剤工業会では、『柔軟仕上げ剤を使うときのポイント』として、『香りを心地よく楽しむために、周りの方に配慮した適正な使用をお願いいたします』と啓発しています。ご近所の皆さんと、柔軟剤のタイプや使用量、物干しの場所など、ご相談されてはいかがでしょうか。

3. <買ったばかりの柔軟剤が固化> 先日、購入した△△社の柔軟剤〇〇を使おうとしたところ、内容物が固化していた。△△社に苦情を申し立てると、「製品を送って頂ければ、新しいものと交換する」と言うのみで、引き取りに来ようとしめない。製品の品質管理と顧客対応について、△△社を指導していただきたい。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。

(高齢の女性)〈消費者〉

⇒当センターは民間の機関であるため、個別の事業者を指導できる立場にありません。いただいた情報は、当センターの月報、年報に、情報源が特定されない形で公表し、また関係する業界へ伝える等、情報の共有を図ってまいります。

4. <柔軟剤のニオイにアレルギー> 自分と6歳の子供は、小学校の教室にこもる柔軟剤のニオイで、アレルギー症状がでていいる。各家庭では使用量を守って柔軟剤を使用しているが、多くの児童が集まる学校の教室では、香料の濃度が高くなる。そのため、学校に通うことができない子どももいる。更なる柔軟剤使用の自粛と、ニオイの除去方法の開発を、指導していただきたい。化学製品PL相談センターは、消費生活センターより紹介された。(若い女性)〈消費者〉

⇒当センターは民間の機関であるため、個別の事業者を指導できる立場にありません。いただいた情報は、当センターの月報、年報に、情報源が特定されない形で公表し、また関係する業界へ伝える等、情報の共有を図ってまいります。

5. <柔軟剤のニオイが苦痛> 従来より柔軟剤のニオイで、吐き気、頭痛、倦怠感、肌のヒリヒリ感等の症状が出て苦しめられている。最近ではずいぶんニオイが薄くなって、被害にあうことが減ってきているものの、いまだに強烈なニオイに悩まされることがある。メーカーはこのような商品の開発・販売をやめるべきだ。このような意見・要望があることを、広く知っていただきたい。化学製品PL相談センターは以前にも同様の要望を伝えたことがある。(60歳代の女性)〈消費者〉

⇒柔軟剤のニオイ低減の要望は、当センターにも年に数件寄せられています。頂いた情報は、当センターの月報、年報に情報源が特定されない形で公表し、また関係する業界にも正しく伝えることで、情報の共有を図ってまいります。

9) 防虫剤-5件

1. <防虫剤を使用したにもかかわらず虫食いの被害> 従来より、カシミアやウールの衣類をタンスにしまうに当たり、新聞紙を敷き、衣類を重ねた上に、防虫剤を指定数量おいてきた。半年ごとに様子を見て、毎年防虫剤を交換してきた。しかし、先日衣類をチェックしたところ、大事なセーターなどが虫食いの被害にあってしまった。今年に限って、虫食いの被害が発生した原因がわかるか。化学製品PL相談センターは、消費生活センターに紹介された。〈消費者〉

⇒お問合せの内容からだけでは、今回の虫食い発生の原因については、わかりかねます。なお、日本繊維製品防虫剤工業会のホームページ (<http://www.bouchuko.org/advice.html>) によれ

ば、『衣類収納のアドバイス』として、防虫は密閉された場所に衣類を保管し、適量の防虫剤を用いることや、保管に際し、衣類の汚れは十分落としておくことが大切とされています。

2. <害虫忌避剤で輪ジミ> 「以前、アパートの玄関にある郵便受けに、瓶型の害虫忌避剤を置いていた。最近になってこの瓶を持ち上げたところ、瓶底が乗っていた郵便受けの底に、途切れ途切れに、輪ジミができていることに気付いた。何かのはずみで瓶の内容物が漏れ、郵便受けに付着したものと思われる。この汚れを落とす方法はないか」との相談を、中年の女性から受けている。相談者は、忌避剤のメーカーや製品名を覚えていないとの事だが、どう回答すべきか、アドバイスを頂きたい。〈消費生活C〉

⇒メーカーや製品名が不明では、内容物がわからないため、輪ジミの除去方法についてもわかりかねます。一般的には、輪ジミを①住まい用洗剤で洗う、②アルコールでふき取る、③シンナー等の有機溶剤でふき取る等の方法が考えられますが、②③は郵便受けの塗装を傷める可能性がありお勧めできません。プロの業者に相談するようお話されてはいかがでしょうか。

3. <パラジクロロベンゼンで体調不良> 「自宅の納戸にチャタテムシが大量発生したため、インターネットで調べて、防虫剤のパラジクロロベンゼン (p-DCB) を大量に置いた。しかし、虫は一向に減らず、自分はp-DCBの異臭で気分が悪くなった。納戸のp-DCB臭を消し去る方法はないか」との相談を、50歳代の女性から受けているが、どうか。〈消費生活C〉

⇒p-DCBはシックハウス症候群の原因物質ともいわれ、高濃度の蒸気は、目や気道を刺激します。納戸のp-DCB臭を除去するためには、納戸に入れた防虫剤を取り除き、風通しを良くして、室内にこもるp-DCBの蒸気を追い出すことが、最も効果的でしょう。尚、p-DCBは、納戸の中の物品や壁などに付着していると思われるため、p-DCB臭が完全に消えるには、しばらく時間がかかるかも知れません。

4. <たたみに染み付いた防虫剤のニオイで喉に違和感> 高齢の女性から、「10年くらい前に、防虫剤を入れたスーツケースに衣類を収納して、畳の上において置いたところ、防虫剤のニオイがしてきたので、衣類を取り出し、防虫剤を処分したことがあった。最近、部屋に風が通ると防虫剤のニオイを感じ、喉に違和感がある。あの時の防虫剤が畳に染み付いていて、今もニオイを発生しているのではないかと心配だ」との相談を受けている。そのようなことが考えられるのだろうか。〈消費生活C〉

⇒防虫剤は直接畳とは接しておらず、また防虫剤を処分して10年経っているとのことから、ニオイが未だに残っているとは考えにくいと思います。ニオイが確かにするという事ならば、他に発生元がないか探してみてもいいでしょうか。

5. <吊り下げ型虫よけ剤のニオイで体調不良> 自宅は一戸建てだが、隣人が玄関口に吊り下げている虫よけ剤のニオイで体調不良になり困っている。隣人は香りの強いタイプの虫よけ剤を5、6個設置しており、風の流れて自宅にニオイが流れてくる。ニオイを感じる度に気分が悪くなり、腹痛を覚える。隣人には撤去の申し入れをしているがけんか腰になり聞き入れてもらえない。どうしたらよいだろうか。同じような相談を化学製品PL相談センターで受けていないか。(30代くらいの女性)〈消費者〉

⇒当センターにも、ニオイによる体調不良の相談は寄せられています。ニオイの感受性は個人差が大きく、なかなか周囲に理解して貰えない難しさがあるようです。隣人が虫よけ剤を使うことは違法行為ではありませんので、ご自身の窮状をよく理解して貰い、隣人が受け入れやすい対策、例えば虫よけ剤を香りの弱いタイプのものに替えて貰う、個数を減らして貰う等を提案してみてもはいかがでしょうか。

10) 家電製品—4件

1. <洗濯で衣類に穴>1年ほど前に買った△△社の全自動洗濯機で洗濯したところ、衣類に1cmほどの穴があいた。一度目は買ったばかりのズボン、二度目は一年くらい使っている下着。二度も起こったので、洗濯機が原因と思い、販売店に申し出た。サービス担当の人が来て、洗濯機を点検したが洗濯機には問題がなく、類似の事例も聞いたことがないので、洗濯機が原因とは考えにくいとのこと。洗剤が何らかの化学反応を起こして穴が開いたのではないかとされた。そのようなことがあるのだろうか。洗濯には液体洗剤と柔軟剤を使っており、漂白剤は使ったことがない。化学製品PL相談センターへは消費生活Cの紹介で電話した。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒洗濯用洗剤の主成分は界面活性剤ですが、界面活性剤は汚れそのものや汚れと繊維の境界面に作用して汚れを落とします。また一度落ちた汚れが再び繊維に付着しないような働きがあります。しかし、繊維そのものと反応し、これを傷めるようなことはありません。本件は家電製品に関連した案件ですので、家電製品PLセンター (<http://www.aeha.or.jp/plc/>) にご相談されてはいかがでしょうか。

2. <アロマオイルで加湿空気清浄機のトレイを破損> 中年の男性から「加湿空気清浄機の水を入れるプラスチック製のトレイにアロマオイルを数滴たらして使っていたら、1年ほどしてトレイが割れてしまった。修理サービスを呼んで直してもらったが、アロマオイルが原因と言われた。このようなことがあるのだろうか」という相談を受けている。加湿空気清浄機は同時に2台購入しており、アロマオイルを使ったのは1台だけ。使ってないもう1台は壊れていないとのこと。アロマオイルはトレイ割れの原因になるのだろうか。〈消費生活C〉

⇒プラスチックの材質にもよりますが、ある種の溶剤やオイルはケミカルクラックと呼ばれる現象の原因になることがあります。ケミカルクラックとは、プラスチック製品の応力がかかっている所に薬品(溶剤など)が付着し樹脂内部まで浸透し、応力との相互作用でその部分に亀裂が生じ、割れに至るケースのことを言います。加湿空気清浄機メーカーはアロマオイルの使用を推奨していないのとこでするので、トレイの材質にアロマオイルへの耐久性までは配慮していなかったのではないかと思います。

3. <温水暖房機の故障によると思われる体調不良> 「9年来使用している△△社の暖房機〇〇が、1ヶ月ほど前に故障した。この暖房機は、室外機で暖めた不凍液を室内機に循環させて、室内を暖める形式である。△△社に修理を依頼したところ、配管が損傷して不凍液が室内に漏れていたとのことで、修理は無事に終わった。しかし、それ以降この部屋に入ると動悸がし、のどに違和感を感じるようになった。主人も同様の症状を訴えている。この症状は不凍液が漏れたことによるものだろうか」との相談を、50歳代の女性から受けている。同様の相談事例はあるか。〈消費生活C〉

⇒当センターの01年以降の相談事例を検索しましたが、同様の相談は見当たりません。不凍液の成分と安全性に関する説明を、△△社に求めてみてはいかがでしょうか。その情報を持って、内科などの専門医を受診されることをお勧めします。

4. <クーラー冷媒によると思われる鼻やのどなどの痛み> 昨年11月、自宅の大型クーラーを移設した際に、冷媒が漏れていたことが、最近分かった。この部屋で冬季、ファンヒーターを焚いていたところ、異臭がし、涙が止まらない、鼻、のどの痛みを感じるなど、自分と家内は体調不良を感じていた。冷媒はR22との事で、それ自体は無害と聞き及んでいるが、ファンヒーターの火炎で分解し、有害な物質が発生する可能性はないか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の男性)〈消費者〉

⇒R22等のフロン系冷媒は、炎に触れると熱分解し、塩化水素やフッ化水素などの有害ガスが発生する可能性があります。厚生労働省がまとめている『職場の安全サイト』には、フロンの熱分解生成物による中毒の事例が紹介されています

(http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAI_DET.aspx?joho_no=000816)。

11) 建材-3件

1. <マンションの外壁シーリング剤が劣化> 自分は管理会社で、築12年の大規模マンションを担当している。今般、大規模修繕を控えて、外壁のシーリング剤の劣化が問題となった。シーリング剤は△△社の〇〇で、メーカーは〇〇の劣化による軟化に対し、一部補修を提案している。

しかし、補修の時期や範囲などで折り合いがつかない。製造物責任（PL）の観点から、交渉方法などについてアドバイスいただきたい。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。（中年の女性）〈事業者〉

⇒本件の場合、〇〇の品質に欠陥が有るか、またそれを△△社が認めているかが争点となると思われます。この点を△△社に文書での回答を求め、その上で弁護士等法律の専門家にご相談ください。

2. <石膏ボードで化学物質過敏症が悪化> 「自分は数年前に医師から化学物質過敏症との診断を受けている。今般、家のリフォームの際、業者に依頼して部屋に石膏ボードを貼ったところ、化学物質過敏症の症状が悪化してしまった。業者に申し出たところ、業者は石膏ボードを分析し、本来入っていないはずの有機溶剤が4種類検出された、とのことで書面で報告してきた。何らかの補償を得たいが、本来入ってはいけな成分が入っていたのだから、石膏ボードの製造メーカーを訴えるべきか」との相談を受けている。どう対応したらいいだろうか。また、化学物質の専門的な質問には化学製品PL相談センターを紹介してもいいか。〈消費生活C〉

⇒石膏ボードに欠陥があり、その欠陥と被害との因果関係が証明できれば、石膏ボードメーカーの製造物責任を問うことができます。また、リフォーム業者に施工上の問題が無かったかも見ておく必要があるでしょう。本件は住宅リフォーム関連のトラブルですので、住宅リフォーム・紛争処理支援センター（住まいのダイヤル）
(http://www.chord.or.jp/consult_window/index.html)にご相談されてはいかがでしょうか。化学物質に関連した安全性情報や専門情報が必要な場合は当センターにご相談ください。

3. <DIYで漆喰を塗って化学やけど> 天然素材で安心・安全と謳っている〇〇社の漆喰△△を使って、半月ほど前に部屋の壁塗りをした。成分は天然素材で安心とのことだったので、9才の娘に手伝わせたところ、作業中に漆喰液が手に付いたらしく、火傷のようになってしまった。医師に診てもらったところ、全治1ヶ月で、痕が残るかも知れないと言われた。メーカーには申し出ているが、当社の製品に問題はないと言うばかりで埒があかない。明日、弁護士に相談する予定だが、何かいいアドバイスは無いただろうか。（30代くらいの男性）〈消費者〉

⇒漆喰は消石灰（水酸化カルシウム）を主成分とする壁材で、強いアルカリ性を有し、皮膚に対する刺激性や眼に対する重篤な損傷性があります。皮膚に付いてそのまま置かれたことで、化学火傷を起こした可能性があります。PL法では製造物に欠陥があったかどうか問題になりますが、本件の場合、「指示・警告上の欠陥」があったかどうかポイントになると思われます。製品に掲載されていた使用方法や使用上の注意にどの程度安全への配慮がなされていたかをよく整理した上で、弁護士面談に臨まれてはいかがでしょうか。

12) 殺虫剤-3件

1. <隣家の殺虫剤によると思われる体調不良> 「最近、アパートに引っ越したところ、体調不良に悩まされるようになった。これは隣家が使用している殺虫剤等が、自宅に流れ込んでいるためではないかと考えている。自宅の空気、或いは空気清浄機に付着している成分を分析して、隣家が使用していると思われる殺虫剤の流入を証明できないか」との相談を、50歳代の男性から受けている。このような分析は、可能なのだろうか。〈消費生活C〉
⇒当センターでは、検査等は行っておりません。独立行政法人 国民生活センターのウェブサイト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)、独立行政法人 製品評価技術基盤機構のウェブサイト(<http://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/network/index.html>)等に、検査機関のリストが掲載されています。なお、検査費用はご自身の負担となります。また、検査対象成分が特定できていない場合、検査が不可能な事もあります。空気中に浮遊している、あるいはフィルターに付着している多種でかつ微量な成分の中から、当該殺虫剤に由来すると考えられる成分を同定することは、極めて困難な作業と思われます。
2. <隣家の殺虫剤によると思われる体調不良> 自分は古い団地に住んでいる。今朝方、隣家の住人が、屋外で△△社製スプレー式殺虫剤〇〇をまいた。スプレーはジェット噴射タイプで、噴霧した方向と風向きから、薬剤が自宅に流れ込んできた。その後、40分程経った頃にのどの痛みを覚え、2時間後には頭痛がしてきた。耳鼻咽喉科でこの旨を伝えて薬をもらい、今のところ、症状は回復している。この件に関する治療代や慰謝料を、隣家に請求できるだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターに紹介された。(若い男性)〈消費者〉
⇒当センターは、化学製品の製造物責任に関する相談窓口です。お問合せの内容は当事者間の民事に関する問題であり、当センターでは判断できません。弁護士等、民事に係る法律の専門家にご相談ください。
3. <殺虫剤や制汗剤によるものと思われるかゆみ> 今年の夏から、体がかゆく、また首から上が赤くなる症状に悩まされている。皮膚科を受診して、薬による治療を続けているが、完治しない。自分なりに観察していると、家族が蚊取りの殺虫剤や制汗剤を使う時に、この症状が出るように思われる。室内の空気を分析して、殺虫剤等の成分と自分の症状の因果関係を、特定することはできないだろうか。化学製品PL相談センターは関係省庁より紹介された。(若い男性)〈消費者〉
⇒当センターでは、検査等は行っておりません。独立行政法人 国民生活センターのウェブサイト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)、独立行政法人 製品評価技術基盤機構のウェブサイト(<http://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/network/index.html>)等に、検査機関のリスト

が掲載されています。なお、検査費用はご自身の負担となります。また、検査対象成分が特定できていない場合、検査が不可能な事もあります。空気中の多種でかつ微量な成分の中から、当該殺虫剤等に由来する成分を同定することは、極めて困難な作業と思われます。

13) 除湿剤-3件

1. <シートタイプの除湿剤で衣服にシミ> 「△△社のシートタイプ除湿剤〇〇を、タンスの衣服の間に挟み込んでおいた。先日、この衣服を取り出したところ、除湿剤の上部に触れたスラックスにシミが付いていた。このシミは、除湿剤が吸湿した水分が衣類に付着したものと思う。これは、製品の欠陥ではないか」との相談を、高齢の女性から受けている。製品の使用方法には、『重ねた衣類の一番上に置いてご使用ください』と書かれているが、製品の欠陥と言えるだろうか。

<消費生活C>

⇒シートタイプの除湿剤は、製品シートの中に、吸湿剤と、吸湿した水分を保持するゲル化剤等が入っています。空気中の水分をシート内に取り込むために、シートの片面は微細な穴が開いています。ご相談の状況では、シートの上の微細な穴の開いた面の上に、更に衣類が接触した状態で保管されていたため、シート内に吸湿された水分が、衣類に染み出したものと思われる。製品の使用方法に『衣類の一番上に置く』よう明記されているとの事ですので、製品の欠陥には当たらないものと思われます。

2. <使用後の除湿剤に溜まった液の安全性について> 「使用後の除湿剤に溜まった液を押入れにこぼしてしまった。この液の安全性は大丈夫なのだろうか、揮発してきたものを吸い込んでしまったりして身体に害がないか心配」という相談を高齢の女性から受けている。どう回答したらよいかアドバイスを頂きたい。<消費生活C>

⇒除湿剤に使われている成分は塩化カルシウムです。この成分は潮解性といって、空気中の水分を吸って液状（水溶液）になる性質があります。皮膚に付いたりすると炎症を起こすことがあります。揮発性は無いので吸入等の心配はありません。こぼしたところに成分が残っていると、濡れたようなシミになったり、ベタベタしたりするので、水拭きしてよくふき取っておくようお話されてはいかがでしょうか。

3. <ハンドバック中の薬剤の異臭で体調不良> 数ヶ月前に購入した皮のハンドバックに、袋入りの粉が入っており、最近これから異臭がする。そのため、目がひりひりするなどの症状が出た。袋には英文が印刷されており、“SILICA”の文字が見える。この異臭の成分を分析することは可能か。化学製品PL相談センターは消費生活センターに紹介された。（高齢の女性）<消費者>

⇒当センターでは検査等は行っておりません。独立行政法人 製品評価技術基盤機構の「原因究明機関ネットワーク」(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)、及び独立行政法人 国民生活センターのウェブサイト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)に、商品テストを実施する機関のリストが掲載されていますので、ご参照ください。検査費用はご自身の負担となります。また、分析対象成分が特定できない場合には、受け付けてもらえない可能性があります。なお、“SILICA”の記載からの類推で、袋の中身がシリカゲルであるとすれば、これは除湿剤に使われる人体に無害な固体で、無臭です。

14) 染毛剤-3件

1. <ヘアマニキュアで頭痛> 「ヘアマニキュアで頭皮がかぶれ、医師からアレルギーの可能性があると診断された。使ってから2週間たつのだが、未だに頭痛が続いている。ヘアマニキュアでこの様な症状が続くことはあるのだろうか」という相談を中年の女性から受けている。どう回答したらよいだろうか。〈消費生活C〉

⇒ヘアマニキュアは、ヘアカラーと違いアレルギーの原因となる酸化染料を使っておらず、比較的肌にマイルドな製品です。一般的には、重篤なトラブル事例は少なく、お申し出のように、長期間頭痛が続くといったことは考えにくいように思います。しかし、医師からアレルギーの診断を受けているとのことならば、もう一度医師の診断を受けることをお勧めしてはいかがでしょうか。また、製品の安全性に関連する事柄は、メーカーに直接お問合せするようお話されてはいかがでしょうか。

2. <通販のヘアカラーによる抜け毛> 一般消費者から「髪がものすごく傷んで、半分くらい抜けてしまった。通販のヘアカラーを使ったのだが、これが原因ではないかと思っている」との相談を受けている。髪の傷みや抜け毛の原因はさまざまなので一概にヘアカラーが原因とは言えない、と回答しているのだが、ヘアカラーに詳しい方に話を聞きたいと言われている。どこに聞いたらいいか。〈消費生活C〉

⇒わかる範囲でよければこちらで対応しますが、ヘアカラー関連の情報はヘアカラー工業会のHP (<http://www.jhcia.org/>)に掲載されています。ヘアケア全般についてならば、日本化粧品工業連合会にPL相談室(<http://www.jcia.org/n/jcia/pl/>)がありますので、そちらに問い合わせるのが適切かと思います。

3. <毛染めが洗面台の鏡を汚染> 1週間前、自宅で△△社の毛染め剤〇〇を使用していたところ、一部が洗面台の鏡に付着した。直ちに水拭きしたが除去できない。この鏡は特殊な曇り止め加工

が施されており、『柔らかい布で拭くこと』など、丁寧に扱うよう注意書きされている。△△社の相談窓口へ、鏡に付着した〇〇の除去方法を問い合わせたが、的確な回答が無く、「当社には責任はない」というような高飛車な対応だった。このようなことがあったことを知ってもらいたく、連絡した。化学製品PL相談センターは消費生活センターに紹介された。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒当センターは民間の機関であるため、個別の事業者のお客様対応などに関して指導できる立場にはありませんが、いただいた情報は、当センターの月報、年報に情報源が特定されない形で公表するなどの形で、関連する業界で情報の共有を図ってまいります。

15) ヘアケア品-3件

1. <美容院の処置が原因と思われる頭髪の損傷> 2週間前に、行きつけの美容院で頭髪のトリートメントを受けた際、頭皮が熱を持った感じが10分ほど続いた。最近になって、頭髪がやせ細り、パサパサになっていることに気が付いた。これは美容院で、過剰の過酸化水素やトリエタノールアミンというアルカリ剤が使われたためではないかと、疑っている。インターネットで調べてみると有害だとの情報も載っている。頭髪からこれらの薬剤を除去する方法はないか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒お話からでは、現在の頭髪の状況の原因が推定できないため、対処法もわかりかねます。なお、過酸化水素は不安定な化合物で、2週間たった現在では、既に分解して水になっているものと思われます。また、トリエタノールアミンは化粧品に使用されるPH調整剤で、厚生労働省が提供する『職場のあんぜんサイト』にある通り、毒性の低い成分です(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/0853.html>)。

2. <新しいシャンプーを使い始めて抜け毛> 先日、TVショッピングで△△社のシャンプーを知り、早速購入して娘と二人で使用した。しかし、使用を開始して3日後に、抜け毛が多いことに気が付き、使用を中止している。この様な事があるのだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の女性)〈消費者〉

⇒当センターには、△△社のシャンプーに関する情報はなく、抜け毛との因果関係については、判断できません。既に、このシャンプーの使用を中止されているとの事ですので、このまましばらく様子を見られてはいかがでしょうか。

3. <シャンプーで頭皮にかゆみ> 〇〇社の△△というシャンプーを使っていて、頭皮にかゆみが出て、一部湿疹ができた。メーカーに相談し、使用を中止し、他のシャンプーに切り替え、ノン

ステロイドの市販薬を塗ったところ症状は治まり、回復した。使用を中止したことで回復したことから、△△が原因と思っている。メーカーからは皮膚科を受診するように言われたが、近くに皮膚科がないことから、市販薬を買って治療した。この状況で市販薬の代金をメーカーに請求できるのだろうか。メーカーは後日フォローの連絡をしようと言っている。ここは消費生活センターで紹介されて電話した。(中年の女性)〈消費者〉

⇒一般に、治療費の請求には、お使いになった製品と皮膚トラブルとの間に因果関係があることを示す必要があり、医師の診断書が必要になります。ただし、個別の状況をみて判断するケースもあるかと思しますので、メーカーにご相談されてはいかがでしょうか。

16) 防蟻剤-3件

1. 〈床下のシロアリ対策によると思われる体調不良〉 「先日、見知らぬ業者が突然来訪し「床下がシロアリ被害にあっている」と言って、床下にシロアリ駆除の薬剤をまいた。その後、化学物質過敏症の娘が喉痛を訴え「急性咽頭炎」と診断された。薬剤は石油臭に似た異臭がしている。この家に安心して住めるようにするには、どうすればいいか」との相談を、80歳代の女性から受けている。この薬剤の種類がわかるか。また、薬剤の影響を軽減する方法は無いのか。〈消費生活C〉

⇒シロアリ対策によると思われる体調不良のご相談は、当センターにも少なくありません。公益社団法人日本しろあり対策協会では、地域ごとに相談窓口を開設して、シロアリ対策に関して安全な施工を推進しています。同協会では、シロアリ対策の薬剤や工法について自主基準を策定し、使用する薬剤や工法を指導する等の活動を行っているとの事ですので、薬剤の種類や影響の軽減方法などについて、ご相談されてはいかがでしょうか。

2. 〈新築の防蟻処理後に体調不良〉 「半年前、自宅の敷地の一角に、離れを新築していた。施工途中で、業者が基礎に防蟻剤を塗布したところ、4人家族の内、自分と娘が頭痛やめまいを覚え、今も通院している。医師には「頭痛、めまいの症状が防蟻剤によるものかどうか、わからない」と言われた。新築工事は現在中断している。離れが安心して住めるようにするために、どうしたらよいだろうか」との相談を、40歳代の女性から受けている。使用した防蟻剤は△△社の〇〇との事。どう対応すべきか、アドバイスを頂きたい。〈消費生活C〉

⇒〇〇はピレスロイド系の防蟻剤と、トリアゾール系の防腐剤からなる薬剤で、哺乳類や魚類に対する毒性が低いこと、また皮膚や粘膜への刺激や異臭が少ないことが謳われています。しかし、個人の体質や体調によって、薬剤の影響が出る可能性も、ないとは申せません。シロアリ駆除に関しては、公益社団法人日本しろあり対策協会が、地域ごとに相談窓口を設けています。

具体的な対処方法などについて、問合せしてみるようお話されてはいかがでしょうか。

3. <自宅のシロアリ駆除後に体調不良> 2年前に、自宅床下のシロアリ駆除を、専門業者に依頼した。しかし、昨年夏になって気温が上がると、床下から異臭がして、のどや目が痛くなることがあった。医者からは「シロアリ駆除の影響かもしれない」と言われている。原因を特定するために、シロアリ駆除剤の室内濃度を測定してもらいたい。化学製品PL相談センターは市役所から紹介された。(高齢の男性)〈消費者〉

⇒当センターでは検査等を行っておりません。独立行政法人 製品評価技術基盤機構の「原因究明機関ネットワーク」(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)、及び独立行政法人 国民生活センターのウェブサイト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)に、商品テストを実施する機関のリストが掲載されていますので、ご参照ください。なお、シロアリ駆除に関しては、公益社団法人日本しろあり対策協会が、地域ごとに相談窓口を設けています。

17) 身体洗浄剤-2件

1. <無添加石けんのニオイ> 「〇〇社の無添加石けん△△を購入した。△△は輸入品で、着色料、防腐剤、香料等が添加されていない化粧石けん。これを使おうとしたら、廃油のようなニオイがして、とても使えない。返品を申し出たが、クーリングオフ期間を過ぎているとの理由で応じてもらえない。欠陥商品として返品できないものだろうか」という相談を受けている。どう回答したらよいか、アドバイスを頂きたい。〈消費生活C〉

⇒無香料の製品の場合、基剤臭(石けんそのものに由来するニオイ)が感じられることがあります。△△の原料はオリーブ油、パーム油、ヤシ油とのことですので、これらの油脂が劣化したニオイである可能性があります。欠陥商品ではなく、そういう性質の石けんであると考えべきでしょう。ただし、製品のニオイは温度と時間の履歴により変質していきますので、製品の品質基準に照らし合わせて、正常品か否かを輸入元に問い合わせるみてはいかがでしょうか。

2. <ハンドソープの詰め替えパウチの液漏れ> 「先月、ホームセンターで、〇〇社のハンドソープ詰め替えパウチを2個購入し、洗面所の棚に置いておいた。先日、片方が液漏れして合板製の棚板がダメになっていることに気づいた。未使用の状態でも液漏れしたのだから、〇〇社に責任があるのではないか。棚の補償までして貰えるだろうか」という相談を受けている。どの様に対応したらよいだろうか。〈消費生活C〉

⇒一般的に、液漏れの原因として考えられるのは、購入者が持ち帰る際に、買い物袋の中で鋭利なものと接触し穴が開いてしまうといった購入者の取り扱いに問題があるケース、あるいは詰め替えパウチのシール不良などで、経時的にシール部に内容液が浸透してきてシール剥離を起

こして漏れるといった、製品の品質に問題があるケースがあります。いずれも、液漏れを起こした詰め替えパウチを調べれば分かりますので、〇〇社に申し出て、原因調査をして貰ってはいかがでしょうか。その上で汚損した棚の補償についても相談されることをお勧めします。

18) 接着剤・粘着剤-2件

1. <布団乾燥シートの効果に疑問> 「先日、訪問販売で△△社の布団乾燥シートを購入した。封入してある竹炭の調湿、脱臭能力と遠赤外効果で、快適睡眠が得られるとの謳い文句だが、その効果が実感できない」との相談を、高齢の女性から受けている。シートは2種類あり、小シートの内容物は『シリカゲル 0.1kg、竹炭0.06kg』大シートは『シリカゲル0.34kg、竹炭0.21kg』と書かれている。△△社に効能について問い合わせるに際し、どのような説明を求めるべきか、アドバイスがいただきたい。〈消費生活C〉

⇒シートに封入されているシリカゲルと竹炭は、吸湿能力があります。乾燥した大シートでは、人が就寝中に発汗する水分の半分程度を、吸着する能力があるものと推算されます。また竹炭などの活性炭には、アンモニア臭などを吸着する能力が期待できます。しかし、シートを繰り返し使用するためには、乾いた風の当たる場所に干して、吸着した水分や臭い成分を十分放散させる必要があります。これらのことを念頭に、△△社に調湿、脱臭効果のデータを数値で求め、また具体的な使用方法について説明を求められてはいかがでしょうか。

2. <瞬間接着剤で補修したコンビニのおでんの蓋> 「コンビニでおでんを売る什器のプラスチック製の蓋が割れたらしく、瞬間接着剤で補修されていた。接着面の周囲は白く変色しており、有害物質がおでんに溶け出していないか心配になった。コンビニチェーンのお客様相談室に問い合わせたところ、安全性上は問題ないが、すぐに新しいものに交換させます、との回答だった。本当に安全性上問題ないのだろうか。また、こういった行為に対する罰則などはないのだろうか」との相談を受けているがどうだろうか。〈消費生活C〉

⇒瞬間接着剤の主基剤はシアノアクリレートモノマーで、これが使用時に空気中などの微量の水分に瞬間的に反応して硬化することで接着するものです。また接着面の周辺が白化しているのは、接着時にはみ出した基剤からシアノアクリレートモノマーが揮散し、空気中の水分と反応して細かい粒子となってプラスチック面に付着したものです。どちらも、接着後は重合した高分子化合物ですので、安全性に関して過度に心配する必要はないでしょう。

19) プラスチック製品-2件

1. <アクリル棚ひび割れの原因> 自分は、学校用家具などを製造販売するメーカーに勤務している。今般、自社が納品したアクリル製の棚にひび割れが発生した。棚はねじ止めされており、ひび割れは棚板の端からねじ穴まで延びている。実際の棚板の使用状況が不明だが、このクラック発生の原因としてどのようなことが考えられるだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(若い男性)〈事業者〉
⇒当センターは特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりませんので、責任をもってお答えする立場にありません。本件は、アクリル樹脂の原料供給元に確認されてはいたがでしょうか。なお一般に、アクリル樹脂は溶媒などが付着すると、割れを発生することが知られています。
2. <プラ板のアクセサリ作りでめまい> 息子が、百円ショップで購入したプラ板をオーブントースターで焼くアクセサリ作りを始めた。しかし、トースターの最高温度で焼いたため、トースターから異臭がしたので自分が覗き込んだ際、トースター内の空気を吸い込んだらしく、めまいがした。内科を受診して、血液検査などを受けているが、このめまいはプラ板を焼いたことによるものだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(若い女性)〈消費者〉
⇒プラ板の材質はポリスチレンです。150℃程度で板が縮む性質を利用したアクセサリ作りなどが人気です。ポリスチレンはその安全データシート(SDS)によれば、300℃を越すと分解が徐々に始まるとのことです(http://www.jsia.jp/msds/msds_02.html)。家庭用のオーブントースター内が、この温度になったとは考えにくいところですが、仮にポリスチレンが分解していれば、分解生成物がめまいの原因になった可能性は否定できないでしょう。医師の診断を受けながら、経過観察されてはいたがでしょうか。

20) 不明-2件

1. <自宅の外から流入する異臭で体調不良> 「4年前に分譲マンションに入居して、一人で暮らしている。1年半くらい前から、自宅の周辺で薬品臭がするようになり、この異臭が室内に流入して、目がチカチカする、のどがヒリヒリする、手足の関節が痛い、息苦しいなどの症状に悩まされている。医師の診断を受け、いくつかアレルギー検査を受けたが異常は無かった。どうすればよいか」との相談を、60歳代の女性から受けている。女性は、マンションの管理会社にも相談したが、満足な対応は得られなかったとのこと。対応の仕方についてのアドバイスがいただきたい。〈消費生活C〉
⇒お話からだけでは、「薬品臭」の発生源が想定できません。地域によっては、地元の保健所でシックハウス原因物質のいくつかを測定できる場所もあります。「自宅の外からの流入」と

のお話とは少々異なりますが、体調不良の原因物質の観点から、保健所にご相談されることを勧められてはいかがでしょうか。

2. <自家用車の異臭除去方法> 2週間前、鍵をかけずに自家用車を駐車していたところ、運転席のシートの下に黒いコンニャク状の異物が放置されていた。直ちに除去したが、いまだに車内に異臭がこもり、のどが痛く声がかれる。車のディーラーにシートを洗剤で洗ってもらい、またカー用品店で購入した消臭剤をおいてみたが、異臭は軽減されない。黒い異物を分析して、異臭の原因を突き止めることはできないか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の女性) <消費者>

⇒当センターでは、検査等は行っておりません。独立行政法人 国民生活センターのウェブサイト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/)、独立行政法人 製品評価技術基盤機構のウェブサイト(<http://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/network/index.html>)等に、検査機関のリストが掲載されていますのでご参照ください。なお、検査費用はご自身の負担となります。また、検査対象成分が特定できないと、成分検査が不可能な場合もあります。

21) エステティックサービス等-1件

1. <小顔矯正シールでかぶれ> 3年ほど前に小顔矯正シールを使用して顔がかぶれ、痕が残っている。商品は小さなメーカーが出しているもので、顔の6ヶ所に小型のシールを貼るもの。シールの素材はサージカルテープと同じもので問題ないと思うが、シールの外側に印刷があり、肌に接する面にインクが染み出していた。このインクが問題ではないかと思っている。訴訟問題になっており、先方からこのインクの安全データシート(SDS)を入手したが、化学に疎いので読み込めない。問題ないものなのか教えてもらえないだろうか。(若い男性) <消費者>

⇒インクは品名、番手から調べてみると、一般的なUVオフセットインキであり安全性の高いものが使われているようです。

22) オートケミカル-1件

1. <自動車用消臭剤によると思われる目鼻の痛み> 「1ヵ月ほど前に、△△社製の車用燻煙型消臭剤〇〇を用いて、説明書通りに自家用車内を燻蒸処理した。その後、この車を普段通り使用していたところ、2週間ほど前から、目や鼻の痛みを感じるようになった。△△社に相談し、指示に従って車内の換気を頻繁に行ったところ、痛みは軽減してきた。この様なことがあるのだろうか」との相談を40歳代の女性から受けている。〇〇の成分は『安定化二酸化塩素、銀ナノ粒子、生石灰、蒸留水』と表示されている。〇〇について、同様の問合せはないか。<消費生活C>

⇒当センターの2001年以降の相談データを検索しましたが、〇〇に関する相談はありませんでした。二酸化塩素は、その安全データシート（SDS）によれば、重度の目・皮膚刺激性があるとされています。当センターでも、二酸化塩素水の噴霧によると思われるのどの痛みの相談を受けたことがあります。しかし、二酸化塩素は光分解性が高く、本件の場合、〇〇で燻蒸処理して2週間たった後に、目鼻の痛みを感じていることから、〇〇の使用と症状の因果関係が明確ではありません。医師の診断を受けるよう、勧められてはいかがでしょうか。

23) 乾燥剤-1件

1. <変色したシリカゲルの安全性> コーヒー豆を保管する際に、〇〇社のシリカゲル乾燥剤△△を、コーヒー豆を入れた密閉性の缶の中に入れておいた。シリカゲルは不織布の袋に入っており、使い始めは青い粒と白い粒が混在した状態だった。1ヶ月ほど入れっぱなしにしておいたところ、不織布の中が黒っぽかったので、袋からシリカゲルを取り出してみると黒く変色していた。安全性は大丈夫なのだろうか。またなぜ変色したのか理由を知りたい。メーカーにも問合せたが理由は分からないと言われた。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の男性)〈消費者〉

⇒乾燥剤の白色の粒子はシリカゲルで、多孔質構造を持ち、表面積が広く、水やその他の極性物質を選択的に吸着することから乾燥剤として用いられています。青色の粒子は塩化コバルトで、乾燥状態では青色で、吸湿するにつれて赤色を呈するため、吸湿度合いのインジケータとして用いられています。どちらも化学的には安定な化合物ですので、化学反応を起こして変色したとは考えにくく、コーヒーに含まれる色素が吸着することで着色したのではないかと考えられます。ご心配には及ばないでしょう。

24) 化粧品-1件

1. <日焼け止めスプレーで皮膚障害>「1月27日にマラソンを走った時に、〇〇社の日焼け止めスプレー△△を顔と首筋に塗ってUVケアをした。走っている時は何ともなかったが、夜になって、顔と首筋が腫れてパンパンになってしまった。医師の診断を受けて、炎症止めを処方してもらったが腫れが引かず、4日後に再受診してビタミン剤を処方してもらった。医師は原因を明言していないが、自分としては、日焼け止めを塗った部位に腫れが出ていることから、日焼け止めが原因と考えている。どうしたらいいだろうか」との相談を、中年の女性から受けている。日焼け止めは昨年の夏に購入したもので、9月頃に一度使用しており、その時は何ともなかったとのこと。どう対応したらよいか。〈消費生活C〉

⇒既に医師の診察を受けているとのことですので、再度、医師に状況をよくお話しになって、使用した製品も見て頂いた上で判断していただくようにしては如何でしょうか。もし、アレルギー性接触皮膚炎の場合、原因となるアレルゲンを特定しておかないと、同じアレルゲンに接触した場合、症状が再発します。また、アレルギー性ではない、刺激性接触皮膚炎は、使用者の肌のコンディションや体調によって発症することがあります。複数回、医師の診察を受けていることから、症状が重いと推察されます。引き続き、治療に努めるとともに、日焼け止めの製造メーカーにも申し出ておくことをお勧めします。

25) 抗菌剤-1件

1. <卵由来の除菌剤の危険性> 先日、△△社が新しい除菌スプレー〇〇を発売すると聞いた。〇〇には、卵由来の抗ウィルス成分が配合されていると記載されている。これは、卵アレルギーの者にとっては大変恐ろしい製品である。自分の子供は重度の卵アレルギーで、かかりつけの専門医も本製品を問題視している。このような製品は市場に流通しないよう、取り締まっていただきたい。化学製品PL相談センターは消費生活センターに紹介された。(若い女性)〈消費者〉
⇒当センターは民間の機関であり、メーカーを指導するような立場にはありません。製品の規制といった件については、関係する行政機関にお申し出ください。当センターでは、いただいた情報を情報源が特定されない形で整理して、関係省庁等に伝達します。

26) 石油・灯油-1件

1. <灯油の発熱量分析> 自宅で石油ファンヒーターを使用していて、灯油の消費量が昨年比べて3割くらい多いことに気づいた。ファンヒーターは掃除を欠かさず、燃焼時の炎も青白く、機器の異常は感じられない。室温の設定なども変えていないため、この燃費の悪化は、灯油の品質が悪いためだと思う。灯油の品質や発熱量を検査できないか。化学製品PL相談センターは、消費生活センターから紹介された。(高齢の男性)〈消費者〉
⇒当センターでは、検査分析は行っておりません。民間の分析センターなどをご紹介することは可能ですが、分析費用は依頼主の自己負担となります。本件の場合、灯油の質をお疑いでしたら、まずは石油元売業者にお問い合わせになって見てはいかがでしょうか。また、ご自身でもう少し調べてみたいということならば、購入する販売店を変えて、別な店の灯油をしばらく使用されてはいかがでしょうか。そうすることで、今お使いの灯油に品質上の問題があるか否かを、切り分けることができるものと思われます。

27) 繊維製品-1件

1. <新品衣類の臭いが取れない> パイル地の衣類を安かったので4枚買った。家に帰って包装を開けたところ、鼻をつく石油っぽい強い臭いを感じた。3回ほど洗濯をして、臭いは弱くなったが、鼻に近づけるとまだ気になる。身体に害は無いのだろうか。衣類の素材は木綿で、中国製。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(高齢の女性)

⇒新品の衣類でも、製造工程で使われている繊維処理剤などが残っていて臭いの原因になることがあります。臭いの成分が特定できないので、安全性については何とも言えません。中国製とのことですが、国内では販売元が責任を持って対応をしますので、お問合せになってみてはいかがでしょうか。

28) 塗料-1件

1. <防水工事で体調不良> 自宅マンションが修繕工事中で、2日前から防水工事が始まっている。プライマー塗料にシンナーが使われており、シンナー臭が酷い。その日の夜に鼻とのどに痛みを感じて、昨日から実家に避難している。今日になって、3歳の子供が2度ほど吐いてしまった。医師の診断を受けたが、シンナーの影響は考えにくいと言われた。受診後、子供の症状は治まっている。業者に確認したところ、シンナーには酢酸エチル、酢酸ブチル、トルエンが使われているとのことだった。子供の嘔吐の原因とは考えられないだろうか。またネットで調べると、気になることが色々書いてあるが、身体への悪影響は無いのだろうか。化学製品PL相談センターは以前にも問い合わせたことがある。(若い女性)〈消費者〉

⇒医師の診断を受けて症状が治まっているなら、もう少し様子を見られてはいかがでしょうか。お子さんの嘔吐の原因かどうかは分かりかねますが、一般的にニオイのする環境から離れて24時間以上経ってから、影響がでることは考えにくいと思われます。一方、身体への影響についてはシンナーなどに使われている溶剤の場合、高濃度の蒸気を一度に吸い込んだり、ある程度以上の濃度の環境に長時間いたりすると身体に重篤な害が及ぶことが知られていますが、屋外の防水工事で室内が高濃度に汚染されることは考えにくく、施工後比較的短期間で揮散してしまうと思いますので、ニオイが無くなるのを待って戻られるとよいのではないのでしょうか。また、お戻りになりましたら十分な換気をしてください。

29) 農薬-1件

1. <隣家がまいた除草剤によるものと思われる体調不良> 「1ヵ月ほど前から、隣家が駐車場に、

除草剤を週に2～3回まいている。そのころから異臭を感じ、のどが腫れる、目が痛いなどの症状がでている。総合病院の診察を受けたが、「体調不良と除草剤の関係は断言できない」と言われた。隣家に除草剤の使用中止を申し入れても、聞き入れられない。住宅における除草剤の使用について、「規制はないのか」との相談を、60歳代の女性から受けているが、どうか。〈消費生活C〉

⇒使用された除草剤が、農薬登録された製品であるかどうか不明ですが、いずれにせよその使用にあっては、農薬と同様の配慮が必要でしょう。農薬使用に当たっては、ラベルに記載された使用方法を遵守すること、周辺住民に十分周知すること等が求められます。製品に記載された使用頻度や散布方法の遵守を再度隣家に申し入れるよう、お話しされてはいかがでしょうか。

30) 糊剤-1件

1. <ドライフラワー硬化スプレーの液漏れ> 昨年の10月に購入した、〇〇社のドライフラワー硬化スプレー△△が液漏れしていた。缶を置いた所が濡れており、接着剤のようにおいがしていた。1回使用しただけだが、缶の中身はだいぶ減っているようだ。スプレー缶に傷等はなく、どこから漏れたのかは不明、また、いつから液漏れしていたのかも分からない。製品の表示を見ると、危険性情報が色々書いてあり、心配になった。何か症状があるわけではないが、今後身体に悪影響がでるようなことはないだろうか。表示成分にトルエンとアセトンの記載がある。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の女性)

⇒トルエンとアセトンはどちらも揮発性の高い物質で、溶剤として使われています。スプレー缶に腐食などが原因で穴が開いた場合、噴射剤が一気に噴き出しますが、お伺いした状況から、スプレー缶の中身は、減っているとはいえ残っていること、現状で漏れている状況(シューっとガス漏れしている等)が見当たらないことから、ごく微量ずつ漏れていたものと思われます。トルエンもアセトンも吸入による毒性はありますが、ごく微量であった場合は問題になるようなことはないと思われます。また、トルエンはシックハウス症候群の原因となる室内空気汚染の原因物質の一つに上げられていますが、該当する症状が出ていないことからご心配には及ばないでしょう。

31) パーマ液-1件

1. <美容室のパーマに不満> 「先日、初めての美容室で、パーマの施術を受けた。しかし、薬剤も高価なものを選んだにもかかわらず、パーマはうまくかからず、毛先もちりぢりに痛んでしまった。美容室に苦情を申し出たが、満足できる対応をして貰えなかった」との相談を、

30歳代の女性から受けている。どのように対処すべきか、アドバイスがいただきたい。〈消費生活C〉

⇒当センターでも、過去に「パーマ施術後に、頭皮がかぶれた」、「頭髪が抜けた」といった相談を受けています。しかし本件は、薬剤に起因するというよりもむしろ、施術の優劣に係る役務上の問題と考えられ、当センターは適切にアドバイスできる立場にありません。

32) 漂白剤-1件

1. 〈台所用漂白剤から出る有害ガスで認知症を発症〉 最近毎朝、自宅で朝食を準備していると、頭がボーとしてくる。専門の医師からは、軽度の認知症を発症していると診断された。以前から、定期的に△△社の台所用漂白剤〇〇で除菌をしてきたので、これが認知症発症の原因ではないかと疑っている。〇〇から、認知症の原因の一つとされる活性酸素が発生していないだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(高齢の男性)〈消費生活C〉

⇒〇〇の主成分は、次亜塩素酸ナトリウム、水酸化ナトリウム及び界面活性剤です。これらの成分と、認知症の原因になるとされる活性酸素との関連については、当センターには知見がありません。認知症に関する専門医にお尋ねください。

33) 防水剤・はっ水剤-1件

1. 〈靴用防水スプレーで入院〉 靴のメーカーが出している防水スプレーを使用して体調が悪くなり医者にかかった。過敏性肺炎と診断され、入院治療を行い、今は回復している。防水スプレーには使用上の注意が書かれていたが、気がつかず、使用時にスプレーを吸入してしまった。このような場合、メーカーにどこまで要求していいものなのか教えてほしい。化学製品PL相談センターはネットで検索して知った。(中年の女性)〈消費者〉

⇒PL法では、製品の欠陥を消費者側が証明する必要があります。注意表示がきちんと書かれており、それに沿った使い方をしていないのであれば、PL法の適用は難しいと思われます。メーカー側に製品事故が起こった経緯を伝えて、どこまで補償してもらえるか相談されては如何でしょうか。

(2) 「一般相談等」－122件－

1) トイレタリー製品、化粧品等

◆<米国における柔軟剤発売禁止情報の真偽> 「友人から、最近米国で柔軟剤の商品が発売禁止になったと聞いた。どのような柔軟剤で、禁止対象となった成分は何か、また日本ではその成分を含んだ製品は販売されているのか」との問い合わせを、高齢の女性から受けているが、真偽のほどはどうか。<消費生活C>

⇒関係する業界に確認しましたが、米国で柔軟剤が発売禁止になったという情報はありませんでした。相談者にお伝えし、安心してお使いいただくようご回答ください。

◆<安全な増毛剤> 「安全な増毛剤を紹介してほしい」と、住民から相談されている。化学製品PL相談センターには、増毛剤についての相談などの事例はないか。<消費生活C>

⇒当センターには、増毛剤・育毛剤についての相談はほとんどありません。10年以上前に「育毛剤でかえって抜け毛が増えた」との相談があるのみで、参考になる情報はありません。

◆<すすぎ後に残留する洗濯用洗剤の安全性> 「自宅で洗濯する際、1回すすぎタイプの洗剤を使用している。乳幼児がいるので、すすぎ回数を2回に増やしているが、それでも洗剤のすすぎ残りが気になる。このまま、洗剤を使い続けてよいものだろうか」との相談を、若い女性から受けている。どう答えたらよいか、アドバイスがいただきたい。<消費生活C>

⇒洗濯用洗剤の安全性については、業界のホームページに詳しい解説があります

(http://jsda.org/w/02_anzen/anzensei.html)。更に、2度すすぎを実行しているので、仮に衣服に洗剤成分が残留したとしてもごく微量です。過度に心配されることはないとお伝えください。

◆<洗剤に使用される界面活性剤の安全性> 身の回りの台所洗剤などの成分表示を見ると、『アルキルエーテル硫酸エステルナトリウム』という成分名を多く見かける。インターネットには、この成分は発がん性があるなど、いろいろな情報が流れていて、何が本当かわからない。これは人体に安全な成分なのか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(若い男性) <消費者>

⇒アルキルエーテル硫酸エステルナトリウム(AES)は、シャンプーや洗濯用洗剤、台所用洗剤によく用いられている、陰イオン系の界面活性剤です。ヒトに対する発がん性は、認められていません。洗剤の安全性については、日本石鹼洗剤工業会がそのホームページで明快に解説しています(http://jsda.org/w/02_anzen/index.html)ので、ご参照ください。

◆<トリクロサンを含む製品の安全性> 最近、アメリカの食品医薬品局(FDA)が、トリクロサンを含む抗菌せっけんなどの販売禁止を発表したと聞いた。自分の手元の製品を確認してみると、薬用

液体歯磨き〇〇にトリクロサンが配合されている。口に含むものなので、使用しないほうがいいの
だろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターに紹介された。(中高年の女性)〈消費
者〉

⇒FDAは本年9月2日、トリクロサンなど19種類の殺菌剤を含むせっけんなどについて、その殺
菌効果の証拠が無く、また長期使用の安全性も検証されていないことを理由に、その販売禁止を
発表しました。ただ、安全性については、「有害となりうる可能性もある」と婉曲な言い回しを
しています。日本国内では禁止されていないこともあって、当センターは使用の是非を判断でき
る立場にありません。

◆〈洗濯用洗剤の安全性〉 日常の洗濯で、洗剤を床にこぼし、それが足の裏などについて家中に広が
っている可能性がある。こぼしたとしてもごく少量だが、自宅には生まれたばかりの乳幼児がいる
ので、なめたり皮膚についたりして健康に悪いのではないかと大変心配している。大丈夫だろうか。
化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(若い女性)〈消費者〉

⇒洗濯用洗剤の安全性については、日本石鹼洗剤工業会のホームページに詳しい解説があります
(http://jsda.org/w/02_anzen/anzensei.html)。こぼした洗剤をなめたり皮膚についたとして
もごく微量ですので、ご心配には及びません。

◆〈塩素系殺菌剤と酸素系漂白剤の混合危険性〉 先日、乳幼児の衣類をA社の塩素系殺菌剤Bに漬
置き、その後洗濯用洗剤とC社の酸素系漂白剤Dを入れた洗濯機で洗った。しかし後になって、B
に『混ぜるな危険』の表示があることに気がついた。BとDが洗濯槽の中で混ざり、危険な状態に
なったのだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターに紹介された。(若い女性)〈消
費者〉

⇒塩素系殺菌剤と酸素系漂白剤は、混ぜても危険はありません。ご安心ください。なお、塩素系の
殺菌剤や漂白剤に書かれた『混ぜるな危険』は、これらの製品と酸性の製品(たとえばトイレ用
洗剤やクエン酸など)を混ぜた場合に、塩素ガスを発生する可能性があることから、こう表示さ
れています。酸性の洗浄剤にも同様の表示があります。また、塩素系の殺菌剤や漂白剤とアルコ
ールも、混ぜてはいけないとされています。

◆〈新築家屋の木材に施したカビ除去の安全性〉 現在自宅を新築している。4ヶ月ほど前に、木材の
一部に白いカビがあることに気づき、工務店に指摘したところ、工務店はカビ除去の処理を行った。
使用した薬剤の名前などはわからない。将来、この家に住んでいて、薬剤の影響で体調を崩すよ
うなことはないだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の
女性)〈消費者〉

⇒使用された薬剤の種類がわからないため、断定的なことは申せません。一般的には、木材に付着

するカビを除去するためには、カビが軽い場合はアルコール、多少ひどい場合は酸素系、或いは塩素系の酸化剤が使われます。いずれの薬剤も、時間とともに蒸発或いは分解して、消失していきます。これらの情報を元に、工務店に使用した薬剤の種類を問い合わせ、その人体への影響について、説明を求めるとよいでしょう。

- ◆<洗剤・洗浄剤の誤飲に関する調査> 自分が勤める△△社で、洗剤・洗浄剤の誤飲に関する情報を収集している。国民生活センターに問い合わせたところ、化学製品PL相談センターにも問い合わせるよう紹介された。本件に関するトラブル事例など、可能な範囲でお教えいただきたい。(若い女性) <事業者>

⇒当センターの相談内容は、当事者が特定できないように十分配慮した上で、「アクティビティノート」や「年次報告書」として、ホームページ上に公開しています。

(<http://www.nikkakyo.org/plcenter/>) お問合せの内容に関連した相談事例は、2001年度以降で3件が該当していますので、ご参照ください。

- ◆<シャンプーに使われている成分の安全性> 「シャンプーの表示成分に水酸化ナトリウムの記載があるが、これは危険な成分ではないか。このシャンプーは使っても大丈夫か」という問い合わせを、中年の女性消費者から受けている。どう答えたらよいか。<消費生活C>

⇒水酸化ナトリウムそのものは強いアルカリ性で劇物ですが、シャンプーの配合成分としては、pH調整剤としてごく少量使われるのが一般的です。シャンプーの液性は中性から弱酸性ですので、製品中では中和されており問題ありません。(後で相談者からも電話があり、同じことを回答し、納得頂いた)

- ◆<シャンプー成分の安全性> 「先日通信販売で△△社のシャンプーを購入した。しかし、商品が届いてよく見ると、成分に『メチルイソチアゾリノン』が記載されていることを知った。この成分は使用が禁止されているものではないのか」との問合せを、60歳代の女性から受けている。配合してはいけない成分なのか。また、当該成分の安全性について、より詳細な説明を求められた際は、化学製品PL相談センターを紹介してよいか。<消費生活C>

⇒メチルイソチアゾリノン (MIT) は、防腐剤として用いられる化合物です。平成12年の厚生労働省告示331号『化粧品基準』で、国内では0.01%までの配合が認められています

(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11120000-Iyakushokuhinkyoku/keshouhin-standard.pdf>)。その旨ご回答ください。より詳細な説明が必要でしたら、わかる限りでお答えいたしますので、当センターをご紹介ください。

- ◆<カビ取り剤を使う時に注意すべきこと> カビ取り剤には「まぜるな危険」の表示があって、他の

洗剤と混ぜると危険であることは知っている。とても強い成分が使われていると思うが、これ以外にどのようなことに気をつけて使えばいいのだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(50代くらいの女性)〈消費者〉

⇒カビ取り剤は皮膚や目に対する腐食性が高いので、皮膚についたり、眼に入ったりしないよう注意が必要です。特に、眼に入った場合、そのまま放置すると失明の危険があります。また、独特のニオイがあり、吸い込むと咳き込んだり、気分が悪くなることがあります。お使いになるときは炊事手袋、保護メガネ、マスクなどを着用し、換気に気を配るようにするとよいでしょう。また、一度に多量に使ったり、長時間使用したりしないよう気をつけましょう。

◆〈浴室のハウスクリーニングで使われた洗浄剤の安全性〉 先日、ハウスクリーニング業者に浴室のカビ取りをしてもらった。業者が使った洗浄剤の安全性が気になって、インターネットで調べてみると、次亜塩素酸ナトリウムが主成分のアルカリ性の洗浄剤が使われていた。赤ちゃんがいるのだが、残留した成分が悪影響を与えるようなことはないだろうか。ハウスクリーニング後、特にニオイなどが残っている訳ではなく、赤ちゃんにも変わった様子はない。化学製品PL相談センターはインターネットで調べて知った。(若い女性)〈消費者〉

⇒ハウスクリーニング業者が使用した洗浄剤は、カビ取り剤として一般に販売されている製品と同様のものです。主成分の次亜塩素酸ナトリウムは、台所や洗濯で使われる塩素系漂白剤にも使われており、これらはいわゆる塩素系製品と呼ばれています。塩素系製品は酸性の製品と混ぜると、有害な塩素ガスが発生することから、家庭用品品質表示法で製品に、「まぜるな危険」の表示をすることが義務付けられています。また強いアルカリ性ですので、皮膚に付いたり目に入ったりすると危険です。しかし、お伺いした限りでは、酸性の洗浄剤と混ぜられたことはないようですし、ニオイの残留もないとのこと、洗浄後よく水ですすがれているものと思われます。過度にご心配になる必要はないでしょう。

◆〈柔軟剤に含まれるシリコーンの安全性〉 最近、洗濯した衣類を部屋干しする機会が増えてきた。洗剤や柔軟剤には、シリコーンが使われていると、聞いたことがある。洗濯物の部屋干しで、このシリコーンが室内に充満し、人体やペットの小動物に悪影響を及ぼすことが無いだろうか。なお、自分も含め家族は、体調異常を訴えてはいない。化学製品PL相談センターは、消費生活センターから紹介された。(中年の女性)〈消費者〉

⇒おしゃれ着用洗剤や柔軟剤には、繊維潤滑剤や泡調整剤の目的で、シリコーン(ポリジメチルシロキサン、等)を少量添加した製品もあります。シリコーンの安全性は、多くの研究によって確かめられているとのことです(例えば、http://www.siaj.jp/ja/silicone_world/env.html)。また、揮発性も殆どないため、人体や小動物への影響は、あまりご心配には及ばないでしょう。

- ◆<洗剤中の苛性ソーダ含有量> 「海藻成分を添加した洗剤に苛性ソーダが使われているのか、調べたい」との相談を、市民（年齢、性別非公開）から受けている。化学製品PL相談センターで分析できるか。〈消費生活C〉

⇒当センターでは、検査等は行っておりません。独立行政法人 国民生活センターのウェブサイト (http://www.kokusen.go.jp/test_list/)、独立行政法人 製品評価技術基盤機構のウェブサイト (<http://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/network/index.html>)等に、検査機関のリストが掲載されていますので、ご参照ください。検査費用はご自身の負担となります。

- ◆<重曹で肌の消臭> 50歳代の夫が最近、「足を消臭する」と言って、重曹水にしばらく足をつけるようなことをやっている。インターネットで得た情報のようで、重曹は百元ショップで、掃除用のものを購入しているらしい。この様な行為は、効果があるのだろうか。かえって、体に良くないのではないだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターに紹介された。（中高年の女性）〈消費者〉

⇒当センターには、重曹による消臭効果に関する知見はありません。重曹の水溶液は、弱アルカリ性を呈するため、ニオイの元が酸性物質の場合はこれを中和する可能性はあるでしょう。しかし、当センターは、ニオイに関する専門的な知識は持ち合わせていないため、ニオイ低減効果の有無は判断できません。

- ◆<使わなくなった洗剤などの廃棄方法> 自宅で、古い洗剤等を使わずにしまいこんでいた。数十本もあり、今般これを廃棄処分したいと考えている。どのように処分すればよいか、教えていただきたい。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。（中年の女性）〈消費者〉

⇒家庭の一般廃棄物に関する処理方法は、地域によっても異なると思われるので、地元の清掃局など、行政の担当窓口にお尋ねいただくとよいでしょう。大量にあるのでしたら、有料になりますが、専門の業者に依頼する方法もあるかもしれません。行政にお問い合わせください。

- ◆<水100%で出来ていると謳っているアルカリ電解水> 「〇〇社のアルカリ電解水△△について、水100%で出来ていると表示されているが、これを乾燥してみたところ、白い粉状のものが残った。水以外のものが添加されているのではないか」との相談を、専門学校に通う若い男性から受けている。どう回答したらよいだろうか。〈消費生活C〉

⇒〇〇社のホームページ情報には、技術的な内容の記載がなかったので、一般論としてお答えします。アルカリ電解水は少量の電解質を含む水を電気分解した時に陰極側に生成する水です（純粋な水は電気を通さないため電解質が添加されます）。陰極には電解質の金属イオンと水から電離した水素イオンが集まります。水素イオンは陰極で水素になりますので、残った水は金属イオンを含むアルカリ性の水となります。このアルカリ電解水を乾燥させると金属イオンの水酸化物が

残りますが、乾燥の過程で空気中の炭酸ガスで中和されて、炭酸塩になっているのではないかと
思われます。水100%と記載されているとのことですが、水道水にも、カルシウムやマグネシ
ウムなどの微量のミネラル成分が含まれているため電気分解は可能です。水道水に何も添加して
いないという意味で水100%と謳っている可能性はあるでしょう。ただし正確なことは、直接
メーカーに問い合わせるようお話しになってはいかがでしょうか。

- ◆<重曹クリーナーの異臭> 「スーパーで買った『重曹』を家で使おうとして封を開けたらブリーチ
剤のような異臭がした。危ないと思い未だ使っていないが、何が入っているのか。危険性はないの
か」との相談を中年の女性から受けている。どう回答したらよいかアドバイスを頂きたい。『重曹』
は商品名で、いつも買っているもの。表示には炭酸水素ナトリウムとある。韓国からの輸入品で販
売元は△△。〈消費生活C〉

⇒炭酸水素ナトリウムは重曹のことです。重曹そのものは無臭ですので、何か別の成分のニオイで
あると思われます。重曹以外に何か配合されていないかを販売元の△△に問い合わせしてみたい
かがでしょうか。

- ◆<業務用排水口洗浄剤の安全性> 2週間ほど前に、主人がホームセンターで〇〇社の業務用の排水
口洗浄剤△△を購入してきて、浴室の排水口の洗浄を行った。この洗浄剤は劇物表示のある強力タ
イプのものだった。排水口の詰りは解消して、よく流れるようになったのだが、劇物の洗浄剤が配
管内に残っていて、有毒なガスなどが、室内に逆流してくるようなことはないか心配で仕方がない。
洗浄後、浴室は普通に使用しており、ニオイが残っているようなこともないが、このままで大丈夫だ
ろうか。化学製品PL相談センターは、消費生活センターから紹介された。(中年の女性)〈消費者〉
⇒お使いになった洗浄剤△△は、水酸化ナトリウム(または水酸化カリウム)を主成分とする、強
アルカリ性の洗浄剤です。これらの成分の含有量が5%を超えると、「毒物および劇物取締り法」
により、「医薬用外劇物」の表示義務があります。油脂類や髪の毛などを溶かす性質があるので、
排水口の洗浄に使われています。皮膚や眼への腐食性が大きいので、取扱い時は皮膚に直接触れ
ない、眼に入らないように注意が必要です。しかし、排水管洗浄に使用した後は、有毒なガスが
発生するようなことはなく、水にも良く溶けるので、排水中に流れ切ってしまうと思われる
ます。お話を伺った限りでは、懸念すべき点はありませんので、過度に心配する必要はないで
しょう。

- ◆<トイレ用酸性洗浄剤を使用して温水洗浄便座が故障> 「長年、トイレ掃除に〇〇社のトイレ用酸
性洗浄剤△△を使っている。この洗剤を〇〇社の温水洗浄便座のノズルの洗浄にも使っていたとこ
ろ、温水洗浄便座が故障してしまった。〇〇社によれば、酸性洗浄剤が掛かったことで、塩酸の蒸
気等が機械内部の金属を腐食してしまった可能性があるとのこと。△△の製品表示を見ると、使え

ないものとして金属製品が挙げられていたが、うっかり見落としていた。見落とした自分も悪いと思うが、便座が故障する可能性があることが分かっているのであれば、もっと分かりやすい注意表示があるべきではないか」という相談を、高齢の女性から受けている。尚、相談者は便座を新品に交換し、今後はトイレ掃除には中性洗剤を使うようにすると言っている。何か、よいかアドバイスがあったら教えて頂きたい。〈消費生活C〉

⇒温水洗浄便座のお手入れ方法については、取扱説明書の記載に従うべきでしょう。□□社のHP情報を見ると、温水洗浄便座には電子部品が使われているので、水をかけるのは厳禁、うすめた中性洗剤での拭き掃除を推奨しています。一方、トイレ用酸性洗浄剤△△の製品表示では、使えないものとして金属製品との記載がありますが、具体的に注意すべき品目が書かれている訳ではありません。しかし、本件では原因調査が行われておらず、△△が温水洗浄便座の故障の原因か否かは明確になっておりません。表示が不相当であるとは言えないでしょう。一般論として、製品の使用方法に由来する事故が起こった場合、事故の原因が製品にあるならば、誤使用防止の観点から、想定される事故の重篤度や発生頻度、消費者の使用実態などを考慮して表示を見直すことも必要でしょう。

◆〈洗濯槽クリーナーを使用したタオルの安全性〉「先日、洗濯槽クリーナーで洗濯機を洗った際、タオルを洗濯槽に入れたままにしていた。このタオルには、洗濯槽クリーナーの成分が付着したと思う。タオルは改めて洗濯したが、このタオルを使用して、大丈夫だろうか」との相談を、40歳代の女性から受けているが、どう答えるべきか。なお、洗濯槽クリーナーは100円ショップで購入したもので、お客様窓口などの記載はなく、また、成分表示には『過炭酸ナトリウム、炭酸ナトリウム、酵素』と書かれているとのことである。〈消費生活C〉

⇒過炭酸ナトリウムは、酸素系漂白剤の主成分等に用いられている、比較的反応の温和な酸化剤です。水分と反応して、人体に影響の小さい炭酸ナトリウムに変化します。お問合せの状況では、当該タオルは改めて洗濯されたとのことですから、洗濯槽クリーナーに含まれた成分は、充分洗い流されているものと思われます。あまりご心配には、及ばないでしょう。

◆〈漂白剤の注ぎ口についた粉の安全性〉つい先ごろ、自宅で使用している衣類用の漂白剤〇〇の注ぎ口に、白い粉が付着していることに気付いた。容器を扱っているうちにこの粉が床に落下したのではないか。自宅には1歳にならない乳児がいる。乳児の手や足にこの粉が付着して、危険なことにはなっていないだろうか。化学製品PL相談センターは以前にも相談したことがある。(若い女性)〈消費者〉

⇒〇〇は塩素系の漂白剤で、主成分は次亜塩素酸塩と水酸化ナトリウムです。空気中では乾燥して粉になる際に、前者は分解して塩化ナトリウム(食塩)、後者は空気中の二酸化炭素と反応して炭酸ナトリウムに変化します。いずれも、人体には影響の小さい物質ですので、過度にご心配さ

れることは無いでしょう。

- ◆<棚に置いたキッチン用ヌメリトリ剤の安全性> キッチンの棚に、排水口のヌメリトリ剤を保管している。最近になって、同じ棚に布巾なども置いていたことに思い至った。ヌメリトリ剤の成分が布巾などに付着して、人体に悪影響を及ぼしてはいないだろうか。ヌメリトリ剤の成分は「トリクロロイソシアヌル酸、酸性化剤」と記載されている。化学製品PL相談センターは、以前にも相談したことがある。(若い女性)〈消費者〉

⇒トリクロロイソシアヌル酸は、家庭用の洗剤などに使われている殺菌剤で、プールの殺菌剤にもよく使用されています。その安全データシートによれば、経口や経皮の毒性も低く、発がん性や生殖毒性も認められていないとのことでした

(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/87-90-1.html>)。ご相談いただいた状況では、仮に布巾などに当該物質が付着したとしても、危険な量が付着するとは考えられません。過度に心配されることは無いでしょう。

- ◆<銀イオン除菌剤の安全性> 50代の主婦から「テレビで、銀イオンで除菌できる消臭スプレーのCMを見た。お風呂の排水溝周りにスプレーしていたが、銀のような金属を排水中に流してしまって問題はないのだろうか。水俣病のような公害の原因になるのではないか」との問合せを受けている。どのように回答したらよいかアドバイスを頂きたい。〈消費生活C〉

⇒水俣病は、工場排水中の水銀による水質汚染が原因で、水銀と銀はまったく別の金属です。銀は昔から食器や装飾品に使われており、人体への影響が問題視されるような有害性についての報告は見当たりません。日本の水道水の水質基準においても、カドミウム、水銀、クロムなどは安全性の観点から基準値が設けられていますが、銀は問題視されていないことから基準値が設けられておりません。ご心配には及ばないとお話しになってはいかがでしょうか。

- ◆<次亜塩素酸水の安全性について> 赤ちゃんのいる若い女性から、「〇〇社の△△という次亜塩素酸水が主成分のスプレー除菌剤を使っているが、台所で食品や食器の置いてあるところにスプレーしてしまった。安全性についてメーカーに問い合わせたところ問題ないとのことだが、身体に入って母乳に影響しないか心配だ」という相談を受けている。次亜塩素酸水についての情報を持っていたら教えて欲しい。〈消費生活C〉

⇒塩素系漂白剤の主成分は次亜塩素酸ナトリウムですが、これはアルカリ性で、水溶液中では次亜塩素酸イオンとして存在しています。これに対し、次亜塩素酸水は液性が中性から弱酸性で、水溶液中では次亜塩素酸として存在しています。両者の違いはこれだけですが、次亜塩素酸は非常に反応性が高く、有機物や菌と接触するとすぐに酸化分解してしまいます。この時に殺菌効果を発揮するのですが、殺菌力は次亜塩素酸イオンに比べ60倍ほど高いと言われています。反応性

が高く体内に取り込まれてもすぐに分解し残留性が低いため、身体への影響も低いと言われています。相談者の申し出内容から見て、安全性上問題になるようなことはないと思います。

- ◆〈安全データシート（SDS）の提供義務〉 「ある化粧品を国際宅急便で送ろうとしたところ、業者からSDSの提出を求められた。そこで、メーカーにSDSの提供を求めたが、断られた。メーカーはSDSを提供する義務は無いのか」との相談を、30歳代の女性から受けているが、どうか。〈消費生活C〉

⇒SDSは製品の成分や危険有害性を記載した書類で、輸送上の注意事項や対象法規なども記載されています。SDSは事業者間での提供が義務付けられていますが、一般消費者への提供は努力義務であり必須ではありません。

- ◆〈幼児用玩具消毒剤の安全性〉 自分が勤めている保育所では、幼児の玩具を△△社の〇〇で毎日消毒している。〇〇を所定の濃度に希釈し、その中に玩具をつけた後、取り出して乾かすという作業である。玩具を幼児がなめて、〇〇の成分が幼児に悪影響を及ぼすようなことは無いだろうか。化学製品PL相談センターは、以前にも相談したことがある。(若い女性)〈消費者〉

⇒〇〇は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする殺菌剤で、第2類医薬品に分類されています。医療器具の消毒や、まな板といった調理器具の消毒など、広範囲の用途を謳っています。ただ、その使用目的の中に幼児の玩具消毒は記載されていないので、念のため、△△社に現在の使い方を説明し、安全性の説明や使用方法のアドバイスなどを受けられることをお勧めします。

- ◆〈石けんカスで排水管がつまった〉 自分はヤシ油やパーム油などにアレルギーがあり、オリーブ油系の固形石けんを使っている。食器洗いにも使っていたところ、台所の排水の流れが悪くなってしまった。業者に見てもらったところ、石けんカスが排水管の内壁こびりついて排水の流れを妨げている。固形物が詰まったのと違うので取り除けないと言われて困っている。どうしたらよいだろうか。対処方法があったら教えて欲しい。化学製品PL相談センターは石けんメーカーから紹介された。(30代位の女性)〈消費者〉

⇒石けんカスは石けんが水道水中のカルシウムイオンと結びついて、水に不溶なカルシウム石けんに変化したものです。これを取り除くには、キレート剤などで石けんカスのカルシウムを取り除く必要があります。家庭で使われるキレート剤としてはクエン酸があります。また、キレート剤が配合された身近な製品としてお風呂用の洗剤があります。これらの適量を排水に流して、暫く時間を置いた後でお湯ですすぐ、これを数回繰り返して様子を見てください。

- ◆〈住まいの除菌剤の安全性〉 △△社の住まいの除菌剤〇〇を、キッチンのシンクの消毒に一年ほど使用した。シンクを洗った後〇〇を流しかけ、そのまましばらく置いて、食器洗いなど通常の家事

をした。今になって、〇〇の使用方法では『かけて数分後に洗い流す』となっていることに気がついた。洗い流さずにシンクを使用していて、〇〇の成分が食器などに付着し、家族の健康に悪影響を及ぼすようなことは無いだろうか。△△社に電話したところ「問題ない」といわれたが、不安である。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の女性)〈消費者〉

⇒〇〇は、塩素系漂白剤と同じ成分からなる除菌剤です。ご相談いただいた使用方法であれば、通常のシンク使用の間に成分濃度は十分希釈されていると思われます。ご心配には及ばないでしょう。高濃度の原液が手についたまま放置しておく、皮膚が赤くなるようなこともありえますので、〇〇をお使いの際は炊事用手袋の着用をお勧めします。

2) その他の化学製品、化学物質等

◆〈蛍光塗料の安全性〉「かばんや自転車の反射板や、衣類、時計の文字盤などに使われている蛍光塗料には、放射性物質が使われていると聞いた。これは人体に悪影響を及ぼすのではないかと」の質問を、40～50歳代の女性から受けている。これらの製品に、放射性物質は含まれていないのではないのだろうか。回答に当たってのアドバイスがいただきたい。〈消費生活C〉

⇒20数年前までは、時計の文字盤などでは、夜中でも読み取れるように、自発光型の夜光塗料が使われていました。このタイプは、発光塗料に放射性同位元素を添加したもので、放射線のエネルギーによって発光する仕組みの塗料です。しかし、放射線障害防止法の規制などにより、現在では特殊用途などを除き、放射性物質はほとんど使われていません。また、反射板やマーカの蛍光塗料や衣類に使う蛍光剤は、可視光や紫外線を受けて、蛍光色を発光するタイプの化合物で、放射性物質は含まれていません。

◆〈サビ転換塗料の効果について〉〇〇社の製品で△△というサビ転換塗料がある。赤サビの出た所に直接塗ることで、赤サビを黒サビに転換し錆の進行を防ぐことができる塗料とのこと。トタン材の屋根に使おうと思うのだが、どの程度効果があるのか心配である。自分は化学のことが分からないので、こういった剤が有効なのか教えてほしい。(若い男性)〈消費者〉

⇒個別の製品の効果については、当センターでは分かりかねます。メーカーに直接お問い合わせください。一般に、赤サビ(Fe_2O_3)を黒サビ(Fe_3O_4)に転換し、樹脂でコーティングするものをサビ転換剤と称しており、お問い合わせの製品の他にも、複数の製品が市場に出回っているようです。使用環境や使用方法で効果は違ってくると思います。使用上の注意や、どの程度の期間効果が持続するのか等をよくお聞きになるとよろしいかと存じます。

◆〈水性スプレー塗料の安全性〉2年程前に、父親が室内で△△社の透明の水性スプレー塗料〇〇を

使用した。その時、母は同じ室内にいて、スプレーの異臭を感じ、今になっても、その時の異臭と体のベタベタ感が取れないと言う。〇〇に関するこの様な相談は過去にあるか。なお、〇〇の成分として「アクリル樹脂、水、有機溶剤」と書かれている。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒当センターの2001年以降の相談データを検索しましたが、〇〇に関する相談、問合せはありません。成分情報から見ても、ご相談にあるような、2年間にわたって影響が残るような状況は、極めて考えにくいと言えます。

◆〈不凍液の安全性〉 自宅の床暖房は、不凍液を暖めて循環している。先日定期メンテナンスに来た業者が、「不凍液の減少が多いので、様子を見て連絡するように」と言って液を補充していった。仮に、この液が室内で漏れていた場合、人体に悪影響が出るようなことは無いだろうか。化学製品PL相談センターは以前にも相談したことがある。(若い女性)〈消費者〉

⇒不凍液は、低温で凍りにくくするために、水にエチレングリコールやプロピレングリコールなどの化学物質を混ぜています。液の安全性は、どのような物質を混ぜているかによって異なりますので、業者或いは床暖房システムのメーカーに、その安全性を確認されるよう、お願いします。

◆〈有機水銀の有害性〉 最近、一部の魚介類は有機水銀の含有量が高いとの話を聞いた。自宅には乳幼児がいて、離乳食にマグロの切り身などを食べさせている。有機水銀の有害性を考えて、これはやめるべきなのだろうか。化学製品PL相談センターは以前にも相談したことがある。(若い女性)〈消費者〉

⇒魚介類を食べることによる有機水銀の摂取は、乳児、小児を含む一般の人に対しては問題になることはありません。ただし妊婦は胎児への影響を考慮して、食べる魚介類の種類や食べる量に注意すべきとされています。魚介類は、健康な食生活を営む上で重要な食材ですが、多くの魚介類は健康に影響を及ぼさない微量の有機水銀を含有しており、一部の魚介類は、自然界の食物連鎖を通じて他の魚介類と比較して水銀濃度が高くなるものがあることが知られています。一方、有機水銀に関する近年の研究報告において、低濃度の水銀摂取が胎児に影響を与える可能性を懸念する報告がなされました。これを受けて、厚生労働省は“魚介類に含まれる水銀について”情報提供 (<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/suigin/>) を行い、胎児に対しては、軽微ではあるが、神経の発達に影響を与える可能性があることから、啓発パンフレット「これからママになるあなたへ」

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/suigin/dl/100601-1.pdf>) を公表しています。これは魚介類を食べるのを控えろというものではなく、魚介類が良質のたんぱく源であり、健康に良いと考えられるEPA、DHA等の不飽和脂肪酸を多く含む有用な食材であることを理解した上で、過剰な有機水銀の摂取につながらないように示された一種のガイドラインです。ご

参考にされるとよいでしょう。

- ◆<電子タバコの安全性> 昨年、厚生労働省は、「いくつかのメーカーの電子タバコの蒸気から、発がん性のホルムアルデヒドが検出された」と発表した。その後、本件についてはメーカー名も公表されず、また新しい機種についての検査結果も発表されない。ユーザーは、安全な機種をどうやって選択してよいかわからない。化学製品PL相談センターは、何か情報を持ってないか。化学製品PL相談センターは関係省庁から紹介された。（若い男性）〈消費者〉

⇒ホルムアルデヒドは、電子タバコのリキッドに含まれるエチレングリコールやプロピレングリコールが、高温で酸化されて生成するものようです。しかし、当センターにも一般に公開されている以上の情報はありません。

- ◆<ビンに入った液体の成分分析> 自宅の物置の隅に、除草剤に並んで、成分のわからない液体の入ったガラスビンがある。内容物は黄色の透明な液体で、上部は白く固まっている。この液体が何か、検査できないか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。（中年の女性）〈消費者〉

⇒当センターでは、検査等は行っておりません。独立行政法人 国民生活センターのウェブサイト (http://www.kokusen.go.jp/test_list/)、独立行政法人 製品評価技術基盤機構のウェブサイト (<http://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/network/index.html>)等に、検査機関のリストが掲載されていますので、ご参照ください。なお、検査対象成分が特定できていない場合、検査が不可能な事もあります。

- ◆<水道蛇口から異物> 自宅（築10数年のマンション）のキッチンには、当初よりビルトインタイプの浄水器がついている。先日、蛇口をふき取った布に、黒色や銀色の汚れが付着していることに気がついた。業者に連絡したところ、作業員は「銀やニッケルのメッキ部分や配管の銅などが腐食して剥がれたもの」と説明し、蛇口を交換した。自分や家族は長い年月にわたり、この汚れを口にしていたことになるが、健康に悪影響は無いだろうか。今のところ、自分や家族に、思い当たるような健康被害は出ていない。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。（中高年の女性）〈消費者〉

⇒使われている水栓や浄水器などの材質がわからないため、断定的なことは申せません。国内では、水道法及びその施行令、省令により、飲用に供する水を供給する給水装置は、材質の水への浸出等について厳しく制限されています。また、公益社団法人日本水道協会では、浄水器などについて業界基準をもうけ、製品の認証を行っています

(http://www.jwwa.or.jp/center/07josui/main07_s.html)。これらの基準に合致した製品であれば、長い期間に腐食したとしても、人体に悪影響を及ぼすことは極めて考えにくいものと思われます。このような事を考え合わせながら、業者に水道水の安全性を問い合わせるはいかがでし

ようか。

- ◆<シリカゲルの安全性> 購入した靴に入っていた乾燥剤の袋が破れ、中身がこぼれた。できる限り回収したが、小さな子供がいるので、心配だ。袋には「乾燥剤 シリカゲル」と書かれている。万一、拾いきれていないものを、子供が飲み込んで大丈夫だろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターに紹介された。(若い女性)〈消費者〉

⇒シリカゲルはケイ酸を主成分とした安定した化合物で、公益財団法人日本中毒情報センターの情報でも「無毒」の物質であると記載されています

(<http://www.j-poison-ic.or.jp/ippan/M70133.pdf>)。「経口摂取では、多くの場合において症状を認めない」とされ、「少量摂取で変化がない場合には家庭で経過観察し、症状が出現すれば受診する」よう勧めています。お話いただいた状況では、過度にご度心配されるには及ばないでしょう。

- ◆<シリカゲルをうっかり洗たく> 食品ではない小物に乾燥剤として入っていたシリカゲルを、洗濯物と一緒に洗たくしてしまった。洗たくした衣類を子どもに着せても大丈夫だろうか。肌などに悪くないか心配。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(30代位の女性)〈消費者〉

⇒シリカゲルは化学的に安定な物質で、多孔質構造を持ち、空気中の水分を吸着させる性質があることから乾燥剤として食品用途を含め広く使われています。水に不溶で、洗たく液中に溶け出すことはなく、ご心配には及ばないでしょう。

- ◆<破損した蛍光管の掃除方法> 先日、自宅の蛍光管を交換していて、誤って破損した。直ちにガラスの破片などを拾い集め、掃除機で吸引したが、後になって蛍光管には水銀がはいっていることを知った。水銀が飛散して人体に悪影響を及ぼしてはいないだろうか。化学製品PL相談センターは以前にも相談したことがある。(中年の女性)〈消費者〉

⇒蛍光管には金属水銀が封入されています。公益財団法人「日本中毒情報センター」の水銀体温計に関する情報(<http://www.j-poison-ic.or.jp/homepage.nsf>)によれば、水銀蒸気にばく露すると、数時間で発熱、悪寒、呼吸困難、頭痛を発症する可能性があるものの、「通気性の良い室内であれば、吸入による中毒が起こることはほとんどない」とのことです。なお、掃除機で吸引すると水銀蒸気が拡散しますので、まずはガムテープなどで可能な限りの水銀を回収した上で、よく換気しながら掃除機をかけると良いでしょう。

- ◆<プロピレングリコールの安全性> 乳幼児用のウェットティッシュを探していて、『プロピレングリコール(PG)が危険』とのネット情報を見た。本当に危険な成分なのだろうか。化学製品PL

相談センターはインターネットで知った。(若い女性)〈消費者〉

⇒PGは保湿剤や殺菌剤として、化粧品等によく使われている成分です。皮膚や目の刺激も無く、発がん性や生殖毒性も認められていません。通常的使用方法であれば、PGの配合された製品の使用に関し過度に心配されることはないでしょう。

◆〈注入型タイヤ修理剤の腐食性〉「△△社の注入型自転車タイヤ修理剤〇〇を使用した際の、自転車が受けるダメージについて知りたい」との相談を、事業者から受けている。化学製品PL相談センターで対応できるか。〈消費生活C〉

⇒〇〇は、事前にチューブ内に液状の修理剤を注入しておくタイプのパンク修理剤です。タイヤがパンクした際に、空気が抜けている箇所に修理剤の成分が凝集して、空気の漏れを一時的に止める働きをします。〇〇の製造元はアメリカの△△社で、□□社が輸入販売元となっています。まずは□□社にお問い合わせください。当センターとしては、製品に含まれる成分名がわかれば、その化学物質が金属やゴムなどに与える影響について、一般論としてコメントすることは可能です。

◆〈車バッテリーの過充電で異臭〉先日、自家用車のバッテリーを過充電したため、修理を依頼した。この際、ボンネットを開けたところ、卵の腐ったような異臭を感じた。これは硫化水素ガスの異臭だと思う。思い返せば数日前から、車内でこの異臭を感じていた。硫化水素ガスは、人体に有害だろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の男性)〈消費者〉

⇒ご指摘の通り、硫化水素は卵の腐ったような異臭を持つ気体です。しかし、バッテリーの過充電で、硫化水素ガスが発生するとは、考えにくいところです。厚生労働省が取り纏めている『職場の安全サイト』によれば、硫化水素ガスは、「吸入すると生命に危険」とされていますが、発がん性などの長期毒性は認められていません

(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/0998.html>)。仮に硫化水素ガスが発生したとしても、少量であると思われますので、現在の体調に不安な点がなければ、過度に心配されることはないでしょう。

◆〈試薬の濃度分析〉「自宅では従来から、ある作業のために硝酸試薬を購入している。先日購入した試薬が、使用してみると濃度が薄いように感じている。硝酸濃度を分析する機関はないか」との相談を、60歳代の男性から受けているが、どうか。〈消費生活C〉

⇒独立行政法人 製品評価技術基盤機構の「原因究明機関ネットワーク」

(<http://www.nite.go.jp/jiko/network/>)、及び独立行政法人 国民生活センターのウェブサイト (http://www.kokusen.go.jp/test_list/)に、商品テストを実施する機関のリストが掲載されていますので、ご参照ください。

- ◆<成長促進ホルモンを使用した牛肉の安全性> アメリカやオーストラリアから輸入されている牛肉には、成長促進ホルモンが使用されており、乳がんなどの原因になるという情報をインターネットで知った。今まで、産地など気にせずに食べてきたが、大丈夫なのだろうか。(30代くらいの女性)
<消費者>

⇒成長促進ホルモンは肉牛の肥育目的で使われているホルモン剤で、アメリカやオーストラリアで広く使用されています。1980年代に成長促進ホルモンの牛肉中への残留とその摂取による人の健康への影響が問題になりましたが、飼育時に適正に管理された状況で使われれば、牛肉への残留量は一日許容摂取量（ヒトが毎日一生摂取し続けても健康に何ら悪影響が出ない摂取量）に対し十分に低レベルであり、ヒトの健康リスクを増加させる要因にはならないとされています。成長促進ホルモンは天然型、合成型など複数ありますが、生産国では適宜、使用基準や残留基準を設けて管理されており、日本では合成型について残留基準を設け、輸入時に残留量のモニタリング検査が行われています。厚労省のHPにある、厚生科学研究「畜水産食品中残留ホルモンのヒト健康に及ぼす影響に関する研究」に詳しい記載があります

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/0106/tp0601-2a.html#mokuji>)。

- ◆<古い薬品の廃棄方法> 実家の整理をしていて、洗面台の下に薬品があるのに気付いた。500mLのプラスチック瓶に入った、黄色透明の液体で、うじ殺しのような消毒臭がする。容器のラベルは原形をとどめていないため、薬品の種類などはわからない。この薬品の処分方法をおしえてほしい。化学製品PL相談センターは他の相談窓口から紹介された。(中高年の女性) <消費者>

⇒お話からは、対象となる薬品の種類がわからないため、当センターでもその処理方法はわかりかねます。お住まいの自治体か、あるいは専門の業者に依頼することになるものと思われます。まずは、お住まいの地方自治体にご相談されてはいかがでしょうか。

- ◆<入れ歯安定剤の使用期限表示> 「入れ歯安定剤を使っているが、口に入れるものであるにも拘らず、どこの製品にも使用期限の表示がない。これはいかなるものか」との相談を高齢の男性から受けている。どう回答したらよいだろうか。 <消費生活C>

⇒入れ歯安定剤は正式には義歯床安定用糊剤という名称で、薬機法の「医療機器」に該当します。使用期限の表示は厚生労働大臣により指定された医療機器にのみ義務付けられており、入れ歯安定剤はこれに該当しないため表示義務はありません。

- ◆<高圧電線の近くにいると癌になるのか> 高圧電線の近くに住んでいる人は癌になりやすいという話を聞いた。ネットにも発がん性を懸念する書き込みが色々ある。自宅の近くにも高圧電線が通っており、子どもに影響がないか心配だ。確かな情報はないだろうか。化学製品PL相談センターには以前、別件で相談したことがある。(30代主婦) <消費者>

⇒当センターの専門外で、適当な情報を持ち合わせておりません。おそらく電磁波を問題にしているものと思われますが、確かな情報源かどうか、確認してみるといいでしょう。電磁波関連のFAQが電力会社のHPに掲載されていますのでご参考にされるとよいと思います
(<http://www.tepco.co.jp/ps-engineering/denjikai/denjiha08-j.html>)。

- ◆<消火器の薬剤の安全性> 1年半くらい前に、自宅マンションでぼやを出してしまい、管理人が駆けつけて来て、マンションに備え付けの消火器で消火した。自分は消火活動をしなかったが近くにおいて、消火後に散布された消火剤の掃除を行った。その際、消火剤の粉末が舞っており、多少は吸い込んだように思う。ぼや騒ぎの1ヶ月後に妊娠して、子どもは無事に生まれたが、あの時に消火剤の粉末を吸い込んだことが気になってしかたがない。消火器に使われていた薬剤は、第一りん酸アンモニウム、硫酸アンモニウム、二酸化珪素、染料である。自分や子どもに害が及ぶようなことはないだろうか。化学製品PL相談センターはネットで検索して知った。以前にも利用したことがある。(30代くらいの女性) <消費者>

⇒お使いになった消火器は家庭用として一般的に使われるもので、木材火災(A)、油火災(B)、電気火災(C)のいずれにも対応できることから、ABC消火器と呼ばれているものです。使われている成分はどれも毒性が低く、大量に吸入したりしなければ、何ら問題はありません。ご心配には及ばないでしょう。

- ◆<石油ファンヒーターの抗菌フィルターの安全性> OO社の石油ファンヒーターを購入して使おうとしたところ、抗菌処理されたフィルターが付属していることに気づいた。OO社に問い合わせたところ、「フィルターは銀系無機抗菌剤で処理されているが、安全性には問題なく、抗菌剤が空气中に飛散することも無い」と言われた。自分はアレルギー体質で化学物質に敏感なので心配なのだが、使っても大丈夫だろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(30代くらいの女性) <消費者>

⇒銀系無機抗菌剤は銀イオンをゼオライト等に担持させたもので、抗菌効果が高く、安全性も高いと言われています。またファンヒーターの構造を見ると、吸気フィルターに抗菌効果を持たせて、フィルターでの雑菌の繁殖を防止することが目的であり、空气中に抗菌剤を飛散させるようなものではありません。ご心配には及ばないでしょう。

3) 殺虫剤、防虫剤、防蟻剤、農薬、除草剤等

- ◆<スプレー式殺虫剤の廃棄方法> ゴキブリ用のスプレー式殺虫剤を使用していて、ノズルを折ってしまった。廃棄したいが、行政のゴミ回収は、「中身を使い切り、穴を空けて」出すように指定している。

中身は半分くらい残っているが、ノズルが折れていて中身を使い切ることができない。製造メーカーは殺虫剤の事業から撤退しており、スプレー缶は引き取れないと言っている。どうしたら良いだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒地方自治体によっては、中身の入ったスプレー缶の持込を受け付けるところもありますが、お住まいの地域の行政では、そういったサービスはまだ実施していないようです。行政のゴミ回収窓口、在液スプレー缶ごみの処理を引き受ける業者を紹介するよう、求められてはいかがでしょうか。

◆〈防腐・防蟻剤の事例照会〉家具等のメーカーに勤務している。今般、〇〇など新規の防腐・防蟻剤を取り扱う事となった。ついては、これらに配合されている各成分について、環境問題・人体被害に繋がった事例等をお教えいただきたい。化学製品PL相談センターは、同僚より紹介された。(若い女性)〈事業者〉

⇒当センターでは、特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりませんので、責任もってお答えする立場にありません。本件は、原材料の供給元から、安全性情報等について収集されてはいかがでしょうか。

◆〈殺虫剤散布の人体への影響〉20年くらい前、ダニ退治のため、自宅の部屋をしめきって、スプレー式殺虫剤をまいて外出した。しばらくして帰宅し、部屋を換気したが、その時、殺虫剤が本、フトン、衣類、家具等に付着したと思う。これらの中には、今も使用している物もあると思うが、使用を続けて身体に悪影響はないだろうか。殺虫剤のメーカーは覚えていない。化学製品PL相談センターは、以前相談したことがある。(高齢の男性)〈消費者〉

⇒製品の安全性については、本来メーカーが責任を持ってお答えすべき事柄ですが、一般論として、殺虫剤の成分は、現在ピレスロイド系が主流です。これは昆虫の神経系に作用する薬剤で、哺乳類には無害と言われています。しかし、20年ほど前に散布した殺虫剤の薬効成分残存量は環境によって大きく異なり、断定的な事は申せません。ご懸念の点について例えば、家具については、手が触れる可能性のある場所を水拭きすれば、殺虫剤成分を取り除くことができるでしょう。また、直接肌に触れる衣類については、普段の洗濯で殺虫剤成分は除去されているものと思われます。フトンについては、今も気になるのであれば、丸洗いなどの方法をご検討されてはいかがでしょうか。

◆〈不要となった殺虫剤の廃棄方法〉先日、自宅の引っ越しに備えて家財を整理してところ、使用していないスプレー式の殺虫剤〇〇が、数本出てきた。今後使用する予定もないので、処分したいと考えている。メーカーに問合せたところ、「使い切って、地域の廃棄方法に沿って捨てるように」と言われ、また、地元の環境課では「穴をあけて『燃やせないゴミ』で廃棄」するよう言われた。手

元の殺虫剤は未使用のため、中身を使い切るの難しい。何か良い処分方法はないか。化学製品PL相談センターは消費生活センターに紹介された。〈消費者〉

⇒未使用のスプレー缶に穴をあけることは、内容物が噴出することが予想されるため、お勧めできません。専門の業者に有料で依頼するか、あるいは積極的に使い切った後、地元のごみ処理方法に合わせて廃棄するのが適切でしょう。

◆〈携帯型虫よけの安全性〉 幼児が屋外で遊ぶに際して、蚊よけのために△△社の携帯型虫よけ〇〇を使っている。〇〇の有効成分として、ピレスロイド系の成分が使われているとの事だが、これは人体に安全なものだろうか。なお、幼児の体調に、異常があるわけではない。化学製品PL相談センターは他の相談室から紹介された。(若い女性)〈消費者〉

⇒ピレスロイド系の殺虫剤は、除虫菊の薬効成分を研究する中で見出され、今では多くの種類の化合物が開発・製造されています。一般的に、ピレスロイド系の薬剤は昆虫に選択的に作用し、人体に対して高い安全性があるとされています。製品個々の安全性や使用方法については、そのメーカーが責任を持ってお答えしますので、詳しいことは△△社の相談窓口にお問い合わせください。

◆〈殺虫剤の使い方〉 しばらく空き家にしていた別宅を、近々大掃除しようと考えている。天気の良い日に換気しながら殺虫剤〇〇をまき、翌日消毒用アルコールでふき掃除したい。〇〇とアルコールが反応して、人体に有害な成分が発生することはないだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒〇〇はピレスロイド系の殺虫剤です。一般的に言って、ピレスロイド系の主成分がアルコールと反応することは、通常的生活環境では起こりにくいものと思われます。しかし、製品によっては特殊な成分を添加している場合もあります。製品の使用方法や安全性については、そのメーカーが責任をもってお答えしますので、メーカーのお客窓口でご確認ください。

◆〈置き型ゴキブリ駆除剤の安全性〉 △△社の置き型ゴキブリ駆除剤〇〇を使っている。これにはフェニルピラゾール系の殺虫成分が使われている。うっかり、薬剤が衣服についてしまったのだが、洗えば大丈夫なのだろうか。△△社に問い合わせたところ、安全性上は問題ないとの回答だったが心配だ。化学製品PL相談センターは国民生活センターに紹介されて知った。以前、利用したことがある。(30代くらいの女性)〈消費者〉

⇒フェニルピラゾール系の殺虫成分はゴキブリなどの神経系に作用する、遅延性の殺虫成分で、その毒性はゴキブリなどの無脊椎動物に対して高く、ヒトなどの脊椎動物に対しては低いと言われています

(<http://www.j-poison-ic.or.jp/tebiki20121001.nsf/SchHyodai/65ABF66EBEFC0C549257A7F0>)

0292B7D/\$FILE/M70343_0100_2.pdf)。また、家庭用製品の場合、薬剤中の含有量が低く設定されていることもあり、薬剤に触れた程度で問題になるようなことは考えにくいと思われます。衣服について薬剤の落とし方ですが、殺虫成分そのものは水に溶けにくい性質がありますので、洗剤等で洗い落とすのが有効と思われます。

- ◆〈庭にまいた除草剤の残留期間〉 自宅の庭に、△△社の芝生用除草剤〇〇を散布しようと考えている。散布後どれくらいたてば、ペットを庭に放してよいだろうか。〇〇を購入した園芸店では、「わからない」と言われた。化学製品PL相談センターは、ある企業から紹介された。(高齢の男性)〈消費者〉

⇒当センターは、個々の製品について安全性等の情報は、持ち合わせておりません。製品個々の安全性等については、そのメーカーが責任もってお答えしますので、本件は△△社にお問い合わせください。

- ◆〈衣装ケースに入れていた防虫剤の安全性〉 大人用の衣類を入れていたプラスチック製の衣装ケースを、中身を入れ替えて乳幼児用の衣類を納めるようにした。以前は防虫剤を入れていたが、乳幼児用に使い始めてからは、防虫剤は入れていない。しかし、以前使っていた防虫剤の成分がケースに残留し、乳幼児用の衣類にうつって、乳幼児に悪影響を及ぼすようなことは無いだろうか。使用していた防虫剤は、無臭タイプであった。化学製品PL相談センターは、以前にも相談したことがある。(若い女性)〈消費者〉

⇒無臭タイプの虫除けは、一般にピレスロイド系の成分が配合されています。これは除虫菊の成分を元に開発された合成の薬剤で、人間など温血動物に対する毒性は非常に低いといわれています(『家庭用殺虫剤概論』<http://www.sacchuzai.jp/static/pdf/gairon.pdf>ほか)。お問い合わせの状況では、防虫剤の薬剤がプラスチックケースの内表面に付着しているとしても、極めて僅かな量と思われることもあわせて考えれば、ご心配には及ばないでしょう。

- ◆〈窓際に置いたナフタレンの安全性〉 「うっかり、防虫剤のナフタレンを窓際に置いたままで出掛けてしまった。ナフタレンが変質したりして危険なことはないだろうか」という相談を30代くらいの女性から受けている。どう回答したらよいだろうか。〈消費生活C〉

⇒ナフタレンは常温では白色固体で昇華性があるため、固体状態のまま徐々に気化していきます。窓際に置かれたということで気温の上昇が考えられますが、融点は80℃であるため、融解(液化)はせず、固体状態を維持していると考えられます。通常、昇華した気体で身体に影響が出るとは考えられませんが、特異な刺激臭がありますので、帰ったらよく換気をしておくとよいでしょう。

- ◆〈シロアリ対策処置の安全性〉 自宅が築10年になるので、2週間前に、シロアリ対策を業者に依

頼した。業者は床下に、〇〇という薬剤を散布したが、その後しばらく異臭がした。自宅には幼児がいることもあって、この処置の人体への安全性に不安を覚えている。今は異臭はしていないが、〇〇は人体に安全な薬剤だろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(若い女性)〈消費者〉

⇒〇〇は、2種類の有効成分をマイクロカプセルに封じ込めた製品です。対象個所に散布した後は、薬剤の空气中濃度は極めて低い事から、安全性の高い製品と思われます。なお、製品の安全性等は、その製造元が責任もって対応しますので、〇〇の製造元に、人体に対する安全性等についての説明を、求められるとよいでしょう。

◆〈化学物質過敏症に対する家族の理解を得るには〉 自分はアレルギー体質で、以前から化学物質過敏症に悩まされており、アレルギー科の専門医にも診てもらっている。昨年結婚し、夫の両親と同居しているが、嫁ぎ先の住環境が悪い。タバコのヤニが部屋に染み付いており、パラジクロロベンゼン系の防虫剤を多量に使って部屋にもニオイが漂っている。そのせいで化学物質過敏症が悪化し、常に体調が悪い状況が続いている。夫を通して、改善を申し入れているが、義両親の理解が得られず困っている。理解を得る良い方法はないだろうか。化学物質過敏症支援センターや保健所には既に相談しており、化学製品PL相談センターは保健所の紹介で知った。(50代女性)〈消費者〉

⇒化学物質過敏症はその発生機序が未だ明らかにおらず、治療方法も確立されておられません。症状を改善するには、原因と考えられる化学物質を遠ざける必要がありますが、そのためにはご家族の理解は重要です。専門医に掛かっているとのことですので、その医師にあなたの現状や改善に向けての手立てを家族に説明してもらってはいかがでしょうか。またご自身から、家族に説明するのであれば、公害等調整委員会が平成20年に出した報告書

(http://warp.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/283520/www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/chosei/pdf/052/tokushu_52_2.pdf)、がありますので参考にされるとよいでしょう。

4) 生活用品(雑貨品等)

◆〈乾電池の液漏れ〉 窓に防犯用のブザーが付けてあり、暫く使わないでいたら、中の電池が液漏れしていることに気がついた。液漏れした所はふき取ってあるが、一部に青っぽい粉のようなものが付いている。小さな子供がいるが、知らぬ間に触ってしまい害があるといったことはないだろうか。(中年の女性)〈消費者〉

⇒電池の液漏れは中の電解液が漏れたもの。アルカリ乾電池の場合、電解液の成分はアルカリ性なので、皮膚に付いたり、目に入ると危険です。よく拭きとってあれば特に心配することはないと思われます。

- ◆<塩化ビニル製手袋の食品衛生> 先日、娘がクッキーを手作りするに際して、塩化ビニル製手袋を使用した。しかし、この手袋は調理用のもではなかったため、焼きあがったクッキーを食してよいものか迷っている。手袋から有害な物質が食品に移るようなことはないだろうか。(中高年の女性)〈消費者〉
 - ⇒食品に接触する器具などは、食品衛生法に定められた規格に沿って製造・販売されています。一般作業用の手袋は、この規格が適用されていないため、調理用に使用するべきではありません。

- ◆<床補修スプレーの安全性> 住宅関連の会社に勤務している。先般、顧客の自宅フローリングを、△△社の業務用床補修材〇〇を用いて補修したところ、溶剤臭が室内にこもった。顧客からは、この溶剤臭の安全性を問われている。どのように対処すればよいか、アドバイスが欲しい。化学製品PL相談センターは、国民生活センターから紹介された。(若い男性)〈事業者〉
 - ⇒当センターは特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりません。なお、製品の安全性は、そのメーカーが責任もって対応しますので、△△社に人体に対する安全性等についての説明を、求められるとよいでしょう。

- ◆<シールはがし液の安全性> 乳幼児をあずかる施設で、働いている。一昨日、施設の休日を利用して、棚などに貼ったシールを、シールはがし液(製造元、製品名不明)を使用して除去した。シールはがし液を使用した後は、水拭きした。しかし、今になって、シールはがし液が乳幼児の健康に、悪影響を及ぼすのではないかと、心配になっている。乳幼児に影響ある成分が、残留しているようなことはないだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中年の女性)〈事業者〉
 - ⇒シールはがし液の製造元や製品名が特定できないため、断定的な事は申せません。一般的には、シールはがし液は揮発性のある炭化水素を主成分とし、粘着層を希釈することで粘着力を弱めて、シールを除去します。一定時間がたてば、成分は揮発します。水拭きもされていることから、何らかの成分が残留しているとは、考えにくいものと思われます。しかし、特殊な成分を配合している製品もありますので、使用したシールはがし液の製造元を確認して、製品の安全性について問い合わせられてはいかがでしょうか。

- ◆<食器棚シートに使われている防カビ剤・抗菌剤について> 自宅の食器棚に食器棚シートを使っているのだが、友人から食器棚シートには抗菌剤や防カビ剤が使われていて、身体に良くないと言われた。こう言った製品は身体に害があるものなのだろうか。(30代くらいの女性)〈消費者〉
 - ⇒抗菌剤や防カビ剤には様々なものがあり、使われている剤が特定できないと何とも言えません。しかし、一般的にシートにカビが生えたり、雑菌が繁殖したりするのを防ぐ目的で、シート材に練りこまれているものですので、過度に心配される必要はないと思います。

- ◆<靴から出る化学物質の影響> 子どもを通わせている保育園が方針として『裸足保育』を行っており、靴下を履かずに裸足で靴を履かせている。自分の子どもは化学物質過敏症で、靴から出る化学物質の影響を受けないか心配だ。『裸足保育』をやめさせたいが、靴から出る化学物質で身体に害があるものはあるのか。現状、裸足で靴を履くことで何か不都合が出ている訳ではない。化学製品PL相談センターは生活用品PLセンターから紹介された。(30代くらいの女性)〈消費者〉
- ⇒靴というだけで、どのような化学物質を問題にされているのかが明確でなく、実際には被害も出ていないということなので、お答えのしようがありません。化学物質過敏症はその発生機序が未だ明らかにされておらず、治療方法も確立されておられません。症状を改善するには、原因と考えられる化学物質を遠ざける必要がありますが、すべての化学物質を遮断することは現実的でないことも事実です。実質的な被害が出ていないなかで難しい点ではありますが、保育園に事情をお話になって、何らかの対応をお願いしてみたいでしょうか。
- ◆<光触媒観葉植物の効能> 「先日、ホームセンターで光触媒加工した造花の観葉植物を購入した。消臭や有害物質除去の効果があるというので、自宅にしているが、本当に効果があるのだろうか。かえって人体に有害ということはないだろうか」との相談を、50歳代の女性から受けている。製品名など不明なのだが、一般論として光触媒加工のこういった製品は効果があるのだろうか。〈消費生活C〉
- ⇒お問合せの商品は、プラスチック製の観葉植物の表面に、光触媒を担持させた製品と思われます。光触媒は一般に酸化チタン系の化合物で、太陽光を受けるとある種の化学物質を分解して、消臭や防汚等の効果を発揮します。当該化合物についての使用上の制限は無く、プラスチック表面に担保した状態であれば、安全性は高いものと思われます。お問合せの製品が、こういった光触媒の機能を利用して、正しい品質設計と管理の元に生産されたものであれば、所定の効果と安全性が期待できるでしょう。
- ◆<防水スプレーの安全性> 自分は化学物質に敏感なたちで、スプレー製品もできるだけ使用を避けている。今般、靴の防水スプレーを探していて、△△社の〇〇という商品を見つけた。これは二酸化ケイ素を主原料とした、人体に影響の少ない防水スプレーと宣伝している。この製品は、フッ素樹脂などを使用した一般的な防水スプレーより、有効で安全なものだろうか。化学製品PL相談センターは、消費生活センターから紹介された。(中年の女性)〈消費者〉
- ⇒〇〇について、当センターも詳しい情報を持ち合わせておりません。製品の安全性は、そのメーカーが責任を持ってお答えしますので、△△社に使用方法や安全性などについて、問い合わせると良いでしょう。
- ◆<フッ素加工フライパンの過熱> フッ素加工フライパンを過度に加熱すると有害な物質が発生す

ると聞いた。普段、IH調理器で料理をしているが、強火で使うことも多い。過熱により有害物質が出るようなことはないのだろうか。化学製品PL相談センターは過去にも利用したことがある。

(30代くらいの女性)〈消費者〉

⇒通常の調理での調理器具温度は150～190℃くらいです。内閣府の「食品安全委員会」がフッ素樹脂についてまとめたファクトシート(科学的知見に基づく概要書)によれば、フッ素樹脂加工されたフライパン等の加熱用調理器具は、適正に使用された場合にはリスクはないが、360℃以上に加熱すると、有害な蒸気が発生する可能性があるとされています

(https://www.fsc.go.jp/sonota/factsheets/f02_fluorocarbon_polymers.pdf)。また、IH調理器にはサーモスタットによる過熱防止が働きますので、通常の調理であれば問題ありません。ただし、空焼きや空焚きをした場合、短時間で高温になることがあるので注意が必要であり、日本弗素樹脂工業会ではwebサイトで「フッ素樹脂が使われている調理器具の使用上の注意」を掲載しています(<http://www.jfia.gr.jp/publication/images/handling.pdf>)。

◆〈ふっ素樹脂加工のフライパンの空焚き〉ふっ素樹脂加工をしたフライパンを空焚きすると有害なガスがでて体に害がおよぶということはないか。フライパンを買い替えようと思うのだが、よく空焚きしてしまうことがあり、小さな子供がいるので心配になった。との相談を、中年の女性から受けている。どう回答したらよいか。〈消費生活C〉

⇒日本弗素樹脂工業会のホームページ(HP)のFAQには「ふっ素樹脂製品を一定温度以上で使用しますと、有害な熱分解生成物が発生するので、ふっ素樹脂製品のカタログ又はラベル表示に記載された温度以上での製品使用はしないでください」と記載されています

(<http://www.jfia.gr.jp/qa.htm#fusso3>)。また、同HPの「ふっ素樹脂製品取り扱いマニュアル」に、より詳細な情報が掲載されています

(<http://www.jfia.gr.jp/publication/images/handling.pdf>)。ふっ素樹脂の熱分解は350℃以上で起こりますが、一般の調理でそこまで温度が上がることはありません。しかし、空焚きには充分注意する必要があるかと存じます。(翌日、相談者から直接電話があり、上記の情報に沿った回答をし、納得頂いた)

◆〈フッ素樹脂加工のフライパンを空焼きした際の安全性〉友人からもらいうけたフッ素樹脂加工のフライパンを、昨晚、オリーブオイルを塗って空焼きした。強火で5分間程度放置したところ白煙がたち、火を止めたらフライパン表面が黒く変色していた。空焼き中は換気扇を回していたが、何か人体に有害なものが発生したのではないだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(若い男性)

⇒オリーブオイルは約190℃で発煙することが知られており、今回の白煙はオリーブオイルによるものと考えられます。また黒い変色もオリーブオイルが炭化したものと考えられます。よって

人体に有害なものが発生した可能性は少ないと考えられます。ただし、内閣府の「食品安全委員会」が、フッ素樹脂に関してまとめたファクトシート（科学的知見に基づく概要書）によれば、フッ素樹脂加工されたフライパン等の加熱用調理器具は、適切に使用した場合にはリスクはないが、360℃以上に加熱すると、有害な蒸気が発生する可能性があるとしています

(https://www.fsc.go.jp/sonota/factsheets/f02_fluorocarbon_polymers.pdf)。空焼きは避けるべきであり、日本フッ素樹脂工業会ではweb上で「フッ素樹脂が使われている調理器具の使用上の注意」を掲載しています。(http://www.jfia.gr.jp/publication/images/handling.pdf)

5) 住宅全般（住宅設備、建材等）

- ◆〈畳替えの是非〉 半年くらい後に、自宅に孫（乳幼児）が遊びに来る予定なので、自宅和室の畳表を張り替えたい。しかし、新しい畳表に殺虫剤や除草剤が付着していると、かえって乳幼児に良くないとも思え、畳替えを躊躇している。どうすべきか、アドバイスが欲しい。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。（中高年の女性）〈消費者〉

⇒畳表は、その大半がイ草を織って作られます。イ草の生産地によっては、自主的に管理基準を設けて生産している所もあり、様々な製品の中から選ぶことができます。当センターでは、製品個々の安全性等の情報は持ち合わせておりませんので、信頼のおける畳替え業者とよく相談されることをお勧めします。

- ◆〈隣家の外壁塗装の影響が心配〉 隣家が外壁塗装をするようで、施工業者から工事の通知がきた。工事は来週から約1ヶ月の予定で、外壁の高圧洗浄と塗装を行う。自宅には大きな柿の木があり、もうすぐ収穫だが、影響を受けて食べられなくならないか心配だ。また、自分は2年前に脳梗塞を患っており、工事の影響で体調を崩さないかも心配だ。施主は隣家の住人だが近所づきあいはない。まだ、工事は始まっていないが、何か対策を打てないだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。（高齢の男性）〈消費者〉

⇒施主または施工業者にご心配の点をご相談されて、何らかの対策を取ってもらってはいかがでしょうか。柿の木については工事期間に養生をして貰えばよいように思います。健康への影響については被害が発生している訳ではないので何とも言えませんが、ご心配ならば高圧洗浄や塗装を行う日は家を離れているようにされてはいかがでしょうか。

- ◆〈合板に書かれた表示の意味〉 先日、ホームセンターで購入した合板に、『ホルムアルデヒド放散F☆☆☆☆』と書かれてあった。この表示は何を意味するのか。（中年の女性）

⇒合板に書かれた当該記号は、合板からのホルムアルデヒド放散量の程度を表わす記号で、日本工

業規格（JIS）及び農林物資規格（JAS）で定められています。ホルムアルデヒドの放散量の多いものから、F☆～F☆☆☆☆の4段階に分けられ、F☆☆☆☆がもっとも放散量の少ない製品です。建築基準法では、建築物の内装仕上げに際し、F☆☆☆☆の製品は『無制限で使用可能』とされています。

- ◆<セメントから放散すると聞いたホルムアルデヒドの安全性> 「息子は、勤めている会社でセメントを用いて作業している。先日テレビで、セメントには有害なホルムアルデヒドが使用されていると聞いた。本当だろうか」との相談を、60歳代の女性から受けているが、どうか。〈消費生活C〉

⇒セメントは石膏や二酸化ケイ素、酸化アルミニウム等の無機化合物を基材とした混合物で、土木建築の用途で多く用いられています。一方、ホルムアルデヒドは、合板や壁紙、接着剤等に用いられる有機物です。国土交通省の平成15年9月の資料『告示対象外で規制を受けない建材の例とその扱い』の中で、セメントやコンクリートは、「ホルムアルデヒドの発散がほとんど認められない」建材とされています

(<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/kensetu.files/kokujitaishougai.pdf>)。セメントからのホルムアルデヒドの発散については、ご心配には及ばない旨、お伝えください。

- ◆<シリコーンコーキング剤の固化> 「浴室の一部を、シリコーンコーキング剤で補修した後、塩素系のカビ取り剤を使用したところ、コーキング剤が溶けて樹脂製の浴槽に付着し、硬く固化してとれなくなった。」という話を、知人から聞いた。このようなことがあるのだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(若い男性)〈消費者〉

⇒浴室のコーキングには、樹脂の耐水性等の特性から、一般にシリコーン系の樹脂が用いられます。このタイプの製品は、成分が水分と反応してゴム状に硬化します。いったん硬化すると、耐熱性も高く化学的にも安定した樹脂となります。お知り合いのお話のような、これが再度溶けるような状況は、きわめて考えにくいものと思われます。

- ◆<自宅外壁に塗布したクレオソートRの安全性> 昨日、自宅外壁の木製フェンスの補修を、業者に依頼したところ、作業後に強い異臭がする。業者は「クレオソートR油を使用した」と言うので、インターネットで調べると、クレオソートRは発がん性のある成分を含んでいると書かれてあり、不安になった。このまま使用していて、良いのだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで調べた。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒木材の防腐剤として用いられるクレオソートR油は、発がん性の疑いがあるとされる「ベンゾアントラセン」等3成分の含有量を『有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律』で定める量以下に制限することで、その安全性を高めた製品です。これらの成分は揮発性が低く、また水にも溶けにくいいため、呼吸や経口で体内に取り込まれる可能性は低いものと思われます。皮膚に

触れた場合は石けんによる手洗いが効果的でしょう。また、木製フェンスをそのままにしておくのがご不安でしたら、別の塗料で上塗りするなどの対処を、信頼のおける業者に相談されるのもよいでしょう。

- ◆<ガーデニングに使用した枕木の安全性> 最近、自宅を新築した際、工務店の勧めを受けて、庭の家庭菜園の柵に古い枕木を多数使用した。しかし、最近になって知人から、枕木の有害性について聞かされ、不安になった。国民生活センターでは、「古い枕木に発ガン成分が検出された」と発表している。家族には小さな子供もいるので、枕木は撤去すべきだろうか。化学製品P L相談センターは国民生活センターから紹介された。(中年の女性) <消費者>

⇒2011年の国民生活センターの発表資料

(http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20110804_2.html) では、古い枕木から『有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律』で規制されているベンゾピレン等が、基準値を大きく超える濃度で検出されたと、報告されています。当該化合物は揮発性が低く、また水にも非常に溶けにくいとされていますが、気がかりでしたら、国民生活センターの資料を持って、工務店にご相談されてはいかがでしょうか。

- ◆<枕木に加圧注入されたクレオソート油の安全性> 自宅の庭の造園に、20年以上前の枕木を用いている。先日、庭の手入れで、この枕木を一部切断したところ、切断面からクレオソート油と思われる異臭がした。クレオソート油中の3成分に発がん性があると言われているようだが、このまま枕木を使用していてよいものだろうか。化学製品P L相談センターはインターネットで知った。(中高年の男性) <消費者>

⇒木材の防腐剤として用いられているクレオソート油は、石炭を原料とした数百種類の成分の混合物です。その成分のうち、「ベンゾアントラセン」等3成分について、発がん性の疑いがあるとして、『有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律』で、家庭用品での含有量が規定されています。本成分は揮発性が低く、また水にも溶けにくいとされているため、呼吸や経口で体内に取り込まれる可能性は、低いものと思われます。頻繁に皮膚に触れるような事の無いように、ご注意ください。

- ◆<クレオソート臭の安全性> 2～3週間前、自宅を改修した際に、業者が家の土台にクレオソート油を塗布した。それ以来、室内ではクレオソート臭がする。クレオソートには有害な成分が含まれているとのことだが、クレオソート臭は有害なのだろうか。化学製品P L相談センターはインターネットで知った。(中年の男性) <消費者>

⇒クレオソート油は、コールタールを蒸留して得られる刺激臭のある油状の液体で、200種類近い成分からなる混合物です。そのうちベンゾ[a]ピレン、ベンゾ[a]アントラセン、ジベン

ゾ [a, h] アントラセンの3成分について、発がん性の恐れがあることから、『家庭用品規制法』でその含有量が規制されています。しかし、この3成分はいずれもきわめて揮発性が低いため、空気中に飛散し続けるとは考えにくいでしょう。クレオソート油には独特の強い臭いがあるため、当分の間、クレオソート油を塗布した付近の換気をよくするとよいと思われます。

- ◆〈古い枕木の処分方法〉「10年以上前の枕木を処分するために、チップ状に粉碎した。これを肥料と混ぜて畑にまこうと思うが、どうか」との相談を、高齢の男性から受けている。どのように回答すべきか、アドバイスが頂きたい。〈消費生活C〉

⇒古い枕木は、防腐処理として、石炭由来のクレオソート油が、一般に使われています。国際がん研究機関(IARC)では、このクレオソート油を、発がん性評価区分2A「ヒトに対する発がん性がおそらくある混合物」に分類しています

(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/61789-28-4.html>)。国内では、2004年にクレオソート油に含まれる3物質が『家庭用品規制法』の規制対象物質となっています。お問合せの枕木が、クレオソート油処理されているものでしたら、畑にまくことはお勧めできません。

6) プラスチック製品 (プラスチック製食品器具・包装容器等)

- ◆〈フライドポテトに混入したポリエチレンの安全性〉先日、勤め先のレストランで出したポテトスティックのフライに、プラスチックのシート片が混入していると、お客様からの申し出を受けた。分析センターで調べたところ、このシート片はポリエチレン製で、一部溶融していることがわかった。ポテトをフライにする過程で、ポテトの保存袋の一部が破れ落ち、ポテトと共にフライにしたものと思われる。ポリエチレンから健康に有害な成分が溶け出してポテトに移り、このポテトスティックを食したお子様に、健康被害を与えるようなことは無いだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(若い男性)〈事業者〉

⇒製品の安全性は、そのメーカーが責任を持ってお答えします。本件は、ポテトの保存袋を製造したメーカーにお尋ねください。なお一般に、ポリエチレンは大変安定した材料で、体内で吸収されることはありません。(日本プラスチック工業連盟、『プラスチックに関するQ&A』

<http://www.jpif.gr.jp/00plastics/conts/faq.c.htm#q4-4> 参照)

- ◆〈PET樹脂とビスフェノールA〉飲料水などのボトルに使われているPET樹脂から、ビスフェノールAが溶出することは無いのか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒PET樹脂はテレフタル酸とエチレングリコールを原料とする樹脂で、ビスフェノールAは含ま

れていません。安心してご使用ください。

- ◆<熱で融けたポリエチレン製シール蓋の安全性> 自宅で調理中あやまって、鍋のシール蓋をグリルの排気口の上に置いたまま、魚を焼いた。気付いた時には、シール蓋は排気ガスに熱せられて一部融けて変形したが、煙が出ることも異臭がすることも無く、変色もしていない。プラスチックから有毒なガスが出て、自分や幼児に害をなすことは無いだろうか。メーカーに問い合わせたところ、この蓋はポリエチレン製で、変形しても健康に影響は無いとのことであった。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(若い女性)〈消費者〉

⇒ポリエチレンは炭素と水素からなる、安全性の高い樹脂です。耐熱温度は90～110℃で、それを超えると軟化しだし、250℃程度で熱分解が始まります。お問合せの状況では、ポリエチレンの蓋は変形したものの、発煙や黒い変色といった異常は見られないことから、熱分解は起こしていないものと思われます。メーカーの回答のとおり、ご心配には及ばないでしょう。

- ◆<食洗機で変形したプラスチック食器の安全性> 取扱説明書をよく読まずに、食洗機にプラスチック製の食器を入れて洗浄したところ、変形した食器があった。プラスチックが食洗機の高温で変形したものと思う。プラスチックから何らかの有害物質が溶け出しているようなことは無いだろうか。化学製品PL相談センターは以前にも相談したことがある。(中年の女性)〈消費者〉

⇒食洗機は、温水洗浄工程、及び乾燥工程で内部の温度が70～80℃まで上がる機種もあります。プラスチックの種類によっては、60℃以上になると変形するものもありますので、食洗機で洗浄すると変形することもあります。しかし、変形しても人体に有害な物質が溶質することはありません。お問い合わせの状況では、過度にご心配には及ばないでしょう。

- ◆<惣菜を電子レンジにかけたら容器に穴> 「先日、スーパーで惣菜の餃子を購入し、透明のトレイごと電子レンジで温めた。取り出してみると、トレイの一部に穴が開いていた。トレイが電子レンジの加熱により、一部融けたのだらう。人体に有害な成分が、トレイから溶け出してはいないだろうか」との問合せを、60歳代後半の女性から受けているが、どうか。〈消費生活C〉

⇒スーパーの惣菜を入れるトレーは、ポリスチレンやポリプロピレン等のプラスチックで作られています。一般社団法人日本プラスチック食品容器工業会のWebサイトにある”プラトレネット”によれば、当該トレイに食品を載せて電子レンジで加熱しても、収縮するだけで融けるわけではなく、『プラスチックから何か食品に溶け込むことはありません。』との事です

(<http://www.japfca.jp/faq/#03>)。しかし、プラスチックは熱をくわえると、変形することがありますので、表示に従って正しく使用するようお願いいたします。

- ◆<オーブンレンジで融けたプラスチックトレーの安全性> 昨日、自宅のスチームオーブンレンジの

掃除を思い立ち、搭載されている「洗淨機能」を仕掛けた。この際、庫内にプラスチック製のトレイ（100円ショップで購入、材質不明）を入れたままにしていた。20分ほどして洗淨工程が終了した後、レンジを開けたところ、トレイが溶融しており、異臭がした。直ちに部屋の換気を行い、棚などは拭き掃除したが、今でも異臭が取れていない。人体に影響は無いだろうか。化学製品PL相談センターは某工業会から紹介された。（中高年の女性）〈消費者〉

⇒プラスチックトレイの材質がわからず、またオープンレンジの「洗淨機能」の仕組みがわからないため、お答えしかねます。100円ショップでトレイの材質を確かめ、オープンレンジのメーカーにその旨お話しして、安全性について確認されてはいかがでしょうか。

◆〈ポリスチレンの安全性〉 日常、カップラーメンなどでポリスチレンの容器を手にすることがよくある。ポリスチレンやその原料のスチレンの安全性について、インターネット上にはいろいろな情報があって、よくわからない。ポリスチレンの容器は、人体に安全なものだろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。（若い男性）〈消費者〉

⇒ポリスチレンはスチレンを重合して作られるプラスチックで、食品包装材料として多く使用されています。日本スチレン工業会のホームページには、以下のようにその安全性が記載されています。（<http://www.jsia.jp/anzen/index.html>）「ポリスチレン自体は化学的にも安定で、無害です。誤って食べたとしても消化吸収されずそのまま体外に排出されます。また、ポリスチレン中にはスチレンなどが極少量存在していますが、ポリスチレン食品容器から溶出する程度では人の健康への影響はないことがわかっています。

◆〈電子レンジで融けた食品包装容器の安全性〉 自分は、食品包装容器を製造販売しているメーカーに勤務している。今般、自社の容器を納入しているたこ焼き店から、消費者（70歳代、男性）が「たこ焼きを、容器ごと電子レンジにかけたところ、容器に穴が開いた」と、苦情を言っているとの連絡が入った。このような場合、どのように消費者に説明すればご納得頂けるのか、アドバイスをいただきたい。なお、容器はポリスチレン製である。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。（若い男性）〈事業者〉

⇒当センターは特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりません。なお、ポリスチレンを食品容器に使用する際の安全性について、関連する情報等がウェブサイトに掲載されています（例えば、<http://www.jsia.jp/anzen/index.html>）ので、この様な情報を示しながら、その安全性について丁寧にご説明されてはいかがでしょうか。

◆〈熱変形したゴミ袋の安全性〉 「コインランドリーに洗濯に行こうと思い、洗濯物をポリエチレン製のゴミ袋に入れて、ハロゲンヒーターの近くに置いていたら、ゴミ袋が熱で変形してしまった。熱の影響でゴミ袋から有害な物質が出てくるようなことはないか？ 中に入れてあった衣類は着て

も大丈夫だろうか？」という相談を高齢の男性から受けている、どう答えたらよいだろうか。〈消費生活C〉

⇒一般的に、ゴミ袋の材質には高密度ポリエチレンが使用されています。高密度ポリエチレンの耐熱性は90-110℃、融点は150℃くらいです。お話からはハロゲンヒーターの近くで耐熱温度を超えて変形したものと思われませんが、変形しただけで、相談者が心配しているような有害物の溶出はありません。ご心配にはおよばないでしょうとご回答ください。

7) 製造物責任 (PL) 法、法規制全般

◆〈製造委託した製品の製造物責任について〉 OOという会社に勤務しているが、この度、有機溶剤の販売をすることになった。有機溶剤はシンナーの一種で、製造は他社に委託しており、弊社は販売のみを行う。販売先は一般消費者ではなく、企業である。このような製品で事故があった場合、販売元の弊社に責任が及ぶことはあるのか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。

(40代くらいの男性)〈事業者〉

⇒PL法でいう製造者には、製品の製造、加工、輸入を行う、いわゆる製造者(①)の他に、②表示製造業者、③実質的製造業者があります。②は製造はしていないが、「製造元」「輸入者」と表示をしていたり、製品を自己ブランドで販売している場合で、OEM製品などはこれに該当します。③は「発売元」や「販売元」として表示している場合です。お問い合わせの件は②または③に該当すると思われます。製品の欠陥に由来する事故の場合、事故内容にもよりますが、委託先の製造業者と販売元となる御社の双方に製造物責任が及ぶ可能性があると考えておくべきでしょう。

◆〈商社の製造物責任(PL)法上の契約条項〉 当社は、樹脂や化成品について、原材料メーカーと2次加工メーカーとの間を取り持つ商社業を営んでいる。2次加工メーカーとの売買契約を結ぶにあたり、製造物責任に関する条項をどのように織り込めばよいか、お教えいただきたい。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中年の男性)〈事業者〉

⇒当センターは特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりません。本件は、事業者間取引の契約に関する事項であるため、関係する法律の専門家等にご相談ください。

◆〈部品供給メーカーの製造物責任〉 最終製品に組み込まれる部品を製造するメーカーに、勤めている。自社の部品が使用されている最終製品に欠陥が生じ、製造物責任を問われた場合、自社も製造物責任法(PL法)に基づき、製造物責任が問われるのか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(中高年の男性)〈消費者〉

⇒PL法の基では、ある製造物（完成品）の欠陥が、その部品や原材料に起因している場合は、完成品の製造業者とともに、その部品や原材料の製造業者も製造物責任を負います。ただし、その欠陥が製造物の製造業者の指示に従ったことにより生じたことが証明されたときは免責されます。個々の案件に係る具体的な対応については、当センターは責任をもってお答えする立場にありませんので、法律の専門家、或いはPL保険を扱う保険会社等にご相談ください。

- ◆〈販売店の賠償責任〉 自分は、メーカーA社より樹脂製品を仕入れ、事業者B社に納入する販売業を営んでいる。今般、A社の製造上の不具合で、B社の最終製品に多くの欠陥が発生した。その為、B社は当社にその欠陥に係る損害賠償を求めてきた。この場合、樹脂製品を販売した当社には、どのような損害賠償責任があるのだろうか。なお、製造元のA社は、樹脂製品の欠陥を認め、損害賠償に応じると言っている。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。（中年の男性）〈事業者〉

⇒当センターは特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりません。本件は、事業者間の取引に関する事項であるため、関係する法律の専門家等にご相談ください。

- ◆〈化学製品の表示について〉 潤滑剤を製造している事業者だが、製品へ必要な表示の書き方について教えてもらえる機関を探している。化学製品PL相談センターで相談に乗ってもらえないだろうか。製品は主に事業者向けのものだが、一般消費者が使う場合もある。（事業者）

⇒当センターは、特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりません。本件は表示を所管する行政にお問合せください。

- ◆〈イソプロピルアルコールを含む化学製品の表示〉 OO社に勤務している者だが、自社製品でイソプロピルアルコールを含有する有機化学製品の労働安全衛生法に基づくラベル表示について、どうしたらよいか知りたいが、化学製品PL相談センターで相談に乗って貰えるだろうか。（中年の男性）〈事業者〉

⇒当センターは、特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりません。本件は労安法に関する専門部署にお問合せください。

- ◆〈SDS通知対象物質数〉 △△業界の協会で、SDSに関する情報の改定を進めている。その中で、SDS通知対象物質の数について、いくつかの数字があってはっきりしない。正しいところをお教えいただきたい。（中年の男性）〈事業者団体〉

⇒当センターは特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりませんので、責任をもってお答えする立場にありません。本件は、関連する団体等にお問合せくださるようお願いいたします。

- ◆〈マーキングシートの消費期限〉 自分は看板を製作設置する事業を営んでいる。先般、材料のマーキングシートを販売代理店より購入したところ、製造後しばらく倉庫に保管されていたものらしく、一部変色していた。本品は代理店に交換させたが、こういった製品では、使用期限を記載する義務はないのか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。(中年の男性)〈事業者〉

⇒当センターは特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりません。製品の特性などについては、そのメーカー或いは販売代理店にお問い合わせください。なお、一般消費者向け製品の場合、マーキングシートに関して使用期限の記載を定めた法律はありません。

8) 家電製品、家具等

- ◆〈カーボンブラシ粉末の安全性〉 「家庭用掃除機が誤動作し、電源が入ったまま長時間放置してしまった。通電状態に気づき直ちに電源を切ったが、掃除機周辺のジュウタンやカーテンが黒くなった。メーカーに問合せたところ、「モーターのカーボンブラシから出たススが、飛散したのだろう」との事である。このカーボンブラシのススは、人体に有害ではないだろうか」との問合せを、50歳代の男性から受けているが、どうか。なお、家電製品PLセンターにも問い合わせたが、物質の安全性に関しては化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費生活C〉

⇒掃除機のカーボンブラシは、モーター接点の摺動部に使用されています。掃除機を長時間回したままにしておくと、摺動部が高温になって徐々にカーボンが削れ、カーボン粉末が飛散することもあり得るでしょう。カーボンブラシは炭素を焼成したもので、それ自体は人体には無害です。しかし、摺動性を高める等の目的で、各種の金属や有機物を添加している可能性があります。カーボンブラシの添加物に関する安全性という観点から、メーカーに説明を求められてはいかがでしょうか。

- ◆〈蛍光灯ソケットが発熱して異臭〉 「自宅で使用している蛍光灯のソケットが発熱し、異臭がした。蛍光灯はメーカーが無償で交換したが、異臭に伴い発生したガスを、自分は吸い込んでいると思う。このガスは人体に有害ではないのか」との相談を、40歳代の男性から受けている。メーカーの説明では、当該部分はPBT樹脂製で、熱分解すると安息香酸等の物質が、ガス化する可能性があるという。この物質の安全性がわかるか。また、相談者が希望すれば、化学製品PL相談センターを紹介してよいか。〈消費生活C〉

⇒PBT樹脂はポリブチレンテレフタレート樹脂とも呼ばれ、機械的特性、電気的特性や耐熱性等に優れた樹脂です。高熱にさらされると熱分解し、安息香酸やテレフタル酸のエステル類等が生成すると言われています。これらの物質は、その安全データシートによれば、目や皮膚に刺激性

があるとされていますが、お問合せの状況では、発生してもきわめて微量で、健康への影響は心配するに及ばないと思われまます。化学物質の安全性に関しては、当センターでもある程度の説明が可能ですので、ご希望でしたら当センターをご紹介ください。

- ◆＜電気ポット上蓋樹脂の安全性＞ △△社の電気ポット〇〇を使用している。3年ほど使用していて、上蓋の樹脂が劣化し、白い粉が本体内の湯に舞い落ちている。この粉は人体に有害ではないか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。（若い男性）〈消費者〉

⇒お話をいただいた上蓋の樹脂は、ポリプロピレンと思われます。この樹脂は、誤って摂取しても人体には吸収されず排出されます。ご心配には及ばないでしょう。なお、同様の事例で国民生活センターが商品テストした結果が報告されていますので、ご参照ください

(http://www.kokusen.go.jp/kujo/data/k-200806_01C21.html)。

- ◆＜アイロンのフッ素樹脂の熱安定性＞アイロンをつけっ放しで出かけてしまった。サーモスタットで温度が上がると切れるようになっている。特に損害はなかったが、アイロン表面のフッ素樹脂が分解して有害物質が出ていないか心配になった。特に焦げたニオイがしている訳ではないが、古いアイロンなので、表面は少し茶色っぽくなっている。化学製品PL相談センターには以前にも相談したことがある。（中年の女性）

⇒フッ素樹脂は耐熱性に優れた樹脂です。日本弗素樹脂工業会のHPの情報では、350℃以上で分解が始まると記載されています (<http://www.jfia.gr.jp/publication/images/handling.pdf>)。高温で使用時のアイロンは200℃程度ですから、サーモスタットが正常に働いていれば、問題ないでしょう。より詳しくお知りになりたいなら、アイロンのメーカーにお問合せになるといいでしょう。

- ◆＜エアコンから漏れたフロンガスの安全性＞ 2014年7月に△△社のエアコンを購入し、2階の息子（30代）の部屋に設置した。息子は、その夏は冷房用に使用していたようであるが、冬に暖房用にしようとしたら、温度がうまく上がらなかった。この時点で故障していたと思われるが、息子は無頓着で、その後まったく使用していなかった様子。昨年末、自分が故障に気づき、△△社に技術サービスを呼んで修理してもらった。故障の原因は、冷媒として使用されているフロンが室内機のパイプから漏れていたとのことで、フロンの再充填を行ってエアコンの修理は完了した。しかし、室内に漏れ出たフロンで身体に害があるようなことはないのだろうか。サービス担当者は安全性に問題はないと言っているのだが、歯切れが悪いようでとても気になる。（60代の女性）〈消費者〉

⇒エアコンの冷媒などで使われているフロンガスは化学的に安定な物質で人体にも安全性の高いものが使われています (<http://www.jfma.org/fluoro/about.html>)。フロンガスはオゾン層破壊の原因物質として問題となりましたが、現在ではオゾン層を破壊しない代替フロンに置き換わっ

ています。購入年月から見て、エアコンには代替フロンが使われていたものと思われます。製品の安全性上の問題は、本来、製造メーカーが責任を持って回答すべきものですが、お伺いした状況からみて、問題になるようなことはないでしょう。

- ◆<モバイル用充電器の仕様について>中国からの輸入で、モバイル機器用の充電器の輸入販売を検討している。日本未販売の製品を取り寄せてみたところ、外装のプラスチックの角が立っており、ケガをするほどではないが、握ると痛い。日本で販売するに当たって、こういった製品の仕様について、法的な規格はないのだろうか。またクレームがきた場合、輸入販売元の責任はどう考えたらよいのだろうか。化学製品PL相談センターは東京都の製品安全関連部署から紹介された。(40代くらいの男性)〈事業者〉

⇒当センターは特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりません。また、充電器の外形仕様に関することは、当センターの専門外になります。家電製品PL相談センターに問い合わせみてはいかがでしょうか。製造物責任(PL)を問われるかどうかについては、輸入業者もPL法の製造者に該当しますので、製品の欠陥に由来する事故の場合、責任を問われる立場にあります。

- ◆<ビニルレザーの手入れ方法>先日、合成皮革張りのベッドを購入し、自室に設置したところ、合成皮革の一部に汚れがあることに気付いた。そこで、汚れをラッカーシンナーでふき取ったが、後になって合成皮革の表面を痛めたのではないかと心配になったが、どうか。なお、合成皮革の材質はPVCと書かれている。化学製品PL相談センターは、ある企業から紹介された。(若い男性)〈消費者〉

⇒PVCは塩ビ樹脂の略号です。皮革に似た風合いを持たせることが可能なため、合成皮革(ポリウレタン製のものを合成皮革と呼び、PVC製のものはビニルレザーまたは塩ビレザーと呼んでいます)の材料としてよく用いられています。一方、ラッカーシンナーは、トルエンやキシレンなどの芳香族炭化水素類やアルコールを含んでいるため、これらをビニルレザーに使った場合、膨潤・溶解・溶出させる恐れがあります。損傷の有無については、ビニルレザー表面の状況を確認し、必要に応じてメーカーや販売店にご相談ください。一般にビニルレザーのお手入れは、①水または中性洗剤を使用すること、②中性洗剤を使った場合は拭き残しが無いよう、最後は清め拭きすること、をお奨めします。汚れにより、適切なお手入れ方法が分からない時は、メーカーや販売店に問合せるとよいでしょう。

9) 繊維製品

- ◆<購入した子供服の洗濯>「子供服を新たに購入した場合、子供に着せる前にまず洗濯するべき」

との話を耳にした。これはなぜなのか。化学製品PL相談センターは、以前にも相談したことがある。(中年の女性)〈消費者〉

⇒「子供服はまず水通してから」との説は、よくネット上でも見かけます。その根拠は大略、製造・輸送・保管・陳列などの過程で付着する可能性がある汚れを洗い落とす、といったことのようにです。また、特に24ヶ月以下のベビー用の繊維製品では、残留ホルムアルデヒドについて『有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律』の施行規則で厳しく規制されています。ホルムアルデヒドの移染対策の目的で、水通しを推奨している意見もあります。いずれにせよ、水通しは必須ではありませんが、実施するにこしたことはないでしょう。

◆〈ダニよけ加工の安全性〉△△社の毛皮の敷物を購入したところ、『ダニよけ加工』の表示があることに気がついた。△△社に問い合わせたところ、「薬剤名は話せないが、ピレスロイド系の薬剤を含ませている。ダニを忌避させる効果がある薬剤で、人や動物には安全」との説明であった。自宅ではペットに猫を飼っているが、この敷物のダニよけ加工は、安全だろうか。化学製品PL相談センターは国民生活センターに紹介された。(若い男性)〈消費者〉

⇒一般的にピレスロイド系の薬剤は、昆虫の神経系に作用し、哺乳動物には影響が小さいといわれています。本件では薬剤の成分名が特定できないため、断定的なことは申せませんが、△△社は伝えることのできる範囲内で、正確な情報を提供しているものと思われます。ただし、ピレスロイド系の種類によっては特異的に、猫が中毒症状を起こすものもあります。敷物から猫を遠ざけておくことも検討されてはいかがでしょうか。

◆〈ベビー肌着のホルムアルデヒド対策〉子供(乳幼児)の肌着を探していて、インターネットで気に入った製品を見つけた。しかし、この製品には「ホルムアルデヒド・フリー」と言った表示もなく、そのような配慮がされているのか不安を感じている。子供に着せても大丈夫だろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(若い女性)〈消費者〉

⇒一般に繊維を加工する際、防縮、防しわ等の目的で、繊維をホルムアルデヒド処理することがあります。厚生労働省は、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 施行規則」(昭和49年9月26日 厚生省令第34号)では、乳幼児用の下着等のホルムアルデヒドについて16ppm以下とするよう定めています。お気に入りの製品が、ホルムアルデヒドについて法に則った配慮がされているか、製造元に確認されてはいかがでしょうか。

◆〈ストッキングで皮膚障害〉「腿までのストッキングを履いていてかゆみが出た。医師の診察を受けて投薬してもらい、かゆみは止まったが、痣のように痕がのこってしまった。このような場合、メーカーに損害賠償を請求できるだろうか」という相談を受けている。相談者は製造メーカーに申し出ており、初回の診察料の補償は受けている。また、医師はかゆみの原因はストッキングと思わ

れるが、痣に関しては何とも言えないとの見解であった。相談案件としては一応終了しているが、継続する場合、化学製品PL相談センターを紹介してもよいか。〈消費生活C〉

⇒化学製品全般の情報提供や製造物責任に関連した助言が中心になりますが、当センターをご紹介いただいても結構です。

10) その他

◆〈タクシーで感じた異臭の移り香〉 昨年末に、タクシーを利用したところ、タクシー内の異臭が気になった。帰宅後、そのニオイが外出着に染み付いていたので、自宅の2階の部屋に脱ぎ捨てて、3日間ほどそのままにしていた。外出着は、3日経っても、ニオイが抜けないので捨ててしまった。その後、部屋にもニオイが染み付いてしまったようで、家中でニオイを感じるようになった。タクシー会社も覚えておらず、確認のしようがないのだが、このような強烈なニオイを発するものは何だろうか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。(50代くらいの男性) 〈消費者〉

⇒常識的に、タクシーの車内で感じた異臭が、衣類に移り、更に室内に移ってニオイを発し続けるとは考えにくいところです。あなた以外の第三者に、本当にニオイがあるのか、見てもらうなどして、ニオイの存在を明確にし、もしニオイがあるようならば、タクシーの異臭の移り香と限定せずに、発生源を特定して対処されてはいかがでしょうか。

◆〈手についた重油のような汚れの落とし方〉 「海岸で重油のような汚れが手について、石鹸を使って洗っても落ちない。むしろ手を通して身体全体に拡がってしまうような気がする。ネットで効果がありそうな商品を探して使ってみたが満足できず、未だに手の甲などに付いているような気がする。“海洋タンカーの事故経験から開発された、肌にも環境にも優しい洗剤”と謳われた製品をネットで購入したが、どうだろうか。また、どうしたら汚れを落とすことができるのか教えてほしい」との相談を、30代くらいの男性から受けている。化学製品PL相談センターを紹介してもいいか。汚れが手に付いたのは1ヶ月以上前で、すでに色々な所に相談しているが満足のいく回答が得られていない状況。〈消費生活C〉

⇒新たに使おうとしている洗剤は成分を見ると一般的な界面活性剤が使われており、用途は衣料用洗剤です。肌への使用は用途外になるのでお奨めできません。皮膚の表面に残留があっても、ヒトの皮膚は4週間で更新されるので、1ヶ月以上前に付いたものが未だに残っているとは考え難いと思います。(後で相談者本人から電話を受け、同様に回答し、納得頂いた)

◆〈洗濯用リングの有効性〉 「先日知人から、洗濯用のリング〇〇を勧められた。リングに閉じ込められた特殊な液体の効果で、洗濯槽に入れれば洗剤を使わなくても衣服の汚れが落ちるといふ。高

価なものだが、本当に効果があるのだろうか」との相談を、70歳代の女性から受けている。製品には、洗浄力を発揮する仕組みが、聞きなれない用語で説明されており、有効性が判断できない。どのように回答すべきか、アドバイスいただきたい。〈消費生活C〉

⇒〇〇の洗浄力に関して、インターネット上に掲載されている説明を読む限りでは、明確な科学的根拠があるとは考えにくいところですが、このリングに関する情報がないため、当センターでもその有効性について判断できません。自己責任でお考えいただくようお願いください。

◆〈換気扇フィルターに使われているガラス繊維の安全性〉 中年の女性から「レンジ周りに、触るとチクチクするものが落ちているのに気づき、調べてみた結果、〇〇社の換気扇フィルターに使われているガラス繊維の破片らしいと分かった。細かいものなので、知らぬ間に吸い込んでしまって身体に害がでないか心配だ。ガラス繊維は法で規制されているということはないのか」という問い合わせを受けている。どう回答したらよいかアドバイスが欲しい。〈消費生活C〉

⇒ガラス繊維は様々な用途で使用されている人造鉱物繊維です。IARCの発がん性分類では第3群「ヒトに対して発がん性に分類できない」に位置づけられています。また、ガラス繊維は肺奥まで達しにくい形状（下記のアスベストに較べて太く、長い）であり、仮に到達しても、異物と認識されて痰などとして、短期間で体外に排出されると言われています。硝子繊維協会のHPにガラス繊維の安全性に関連した情報が掲載されていますので参考にされるとよいでしょう。

(<http://www.glass-fiber.net/>) ちなみにガラス繊維は、形状が似ていることからアスベストと誤認されることがありますがまったく別の物質です。アスベストは天然の結晶性鉱物繊維で細かい繊維が肺の深部にまで到達し、体内に留まるため癌をはじめとしたさまざまな病気を引き起こす原因になります。このため、日本では製造、販売、輸入等が全面的に禁止されています。

11) 役務、サービス関連

◆〈エアコン洗浄の安全性〉 「これから業者に自宅のエアコン洗浄を依頼するに当たり、どのような点に注意すればよいか」との相談が、60歳代の女性から入っている。化学製品PL相談センターを紹介してよいか。〈消費生活C〉

⇒洗浄に使用する薬剤、作業中の養生、洗浄後の後処理など、一般的な注意事項をお話しすることができますので、当センターをご紹介ください。

◆〈ドライクリーニング臭の除去方法〉 先日、ドライクリーニングに出した冬物が仕上がった。しかし、自宅に持ち帰ったところドライクリーニング臭が強く、化学物質過敏症と診断されている自分には着衣できない。そこで、NPO法人△△に相談したところ、クリーニング店〇〇を紹介された。

〇〇では、脂肪酸塩系の石鹼と重曹のみでクリーニングするとの事である。ここにクリーニングを依頼すれば、ドライクリーニング臭が消えて、着衣できるようになるだろうか。化学製品PL相談センターは以前相談したことがある。(中高年の女性)〈消費者〉

⇒クリーニング店〇〇が使用する石鹼の種類や、作業場の環境などがわからないため、期待している効果が得られるかどうか、当センターでは判断できません。生地によっては、ドライクリーニング以外の洗濯方法を推奨していないものもあります。相談者をご自分で使用されている石鹼もおありでしょうから、この様な事を〇〇に伝えて、着衣できる状態にできるかについて、率直に話し合われてはいかがでしょうか。

◆〈ドライクリーニングから戻ってきた衣類の扱い〉 ドライクリーニングに出して戻ってきた衣類は、袋から出しておいた方がよいということを聞いたがどうしてか。今まで、知らなかったのそのままだけにしていたが、何か身体に害があるようなことはないだろうか。化学製品PL相談センターは以前にも相談したことがある。(中年の女性)〈消費者〉

⇒クリーニング品に被せてあるポリ袋をそのままにしておくと、湿気がこもりカビの原因となることがあります。また、ドライクリーニングの場合クリーニング店での乾燥が不十分であると、衣服にドライクリーニング溶剤が残っていることがあり、長時間皮膚に接触していると、まれに肌が赤くなったり、腫れたり、水ぶくれになったりすることがあります。

(http://www.kokusen.go.jp/news/data/a_W_NEWS_139.html) クリーニングから衣類が戻ってきたら袋から出して、風通しのよい場所で1日以上陰干しをしておくといよいでしょう。強い溶剤臭が残っているときはクリーニング店にもう一度乾燥を依頼するとよいでしょう。

12) 照会

◆〈SDS表記に係る事故事例の照会〉 自分の勤める商社では、海外から化学品原料を輸入し、国内のメーカーに原料として納入している。今般、輸入品に関する安全データシート(SDS)の改定を始めた。本作業を進めるにあたり、SDS記載に係るリスクとして、SDSが不適切であったり不十分であったりした際の、SDS提供者の負うべき責任について知りたい。なお、SDS作成については、JISを始めとして具体的な手引き書があることについては、承知している。(中高年の男性)〈事業者〉

⇒当センターは特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりませんので、責任をもってお答えする立場にありません。本件は、PL保険を取り扱っている保険会社、または化学品の事故事例に詳しい法律の専門家等にご相談ください。

- ◆<粘着式ロールクリーナーの相談事例照会> 自分は△△社の企画部門で、粘着式ロールクリーナーの安全性の見直しを行っている。当該製品の類に関する相談事例があれば教えていただきたい。化学製品PL相談センターは国民生活センターから紹介された。(中年の男性)〈事業者〉
- ⇒当センターの相談内容は、当事者が特定できないように十分配慮した上で、「アクティビティノート」や「年次報告書」として、ホームページ上に公開しています。
- (<http://www.nikkakyo.org/plcenter/>) お問合せの内容に関連した相談事例は、2001年度以降で1件が該当していますので、ご参照ください。
- ◆<手づくり石けんに関する資料請求> 地方自治体の環境課に勤務している。地域の要望を受けて、「手づくり石けん」についての情報を集めている。化学製品PL相談センターのアクティビティノートに、関連する記載があると、インターネットで知った。当該記事を閲覧したい。(若い男性)〈行政〉
- ⇒アクティビティノート 第105号の「ちょっと注目」に記載した記事、～手づくり「廃油石けん」の問題点について～をお送りします*。 * 同様の内容が化学製品PL相談センター・ホームページのQ&Aに掲載されています。(http://www.nikkakyo.org/plcenter/faq.html#qa15)

3. 2 相談受付件数の推移等

(1) 相談者別受付件数の推移

	消費者・ 消費者団体	消費生活C・ 行政	事業者・ 事業者団体	メディア・ その他	合 計
平成7年度 (実働205日)	50	121	681	66	918
平成8年度 (実働244日)	116	160	748	56	1080
平成9年度 (実働239日)	307	222	504	47	1080
平成10年度 (実働245日)	270	211	476	45	1002
平成11年度 (実働242日)	276	204	332	45	857
平成12年度 (実働249日)	350	190	274	50	864
平成13年度 (実働243日)	333	110	210	41	694
平成14年度 (実働245日)	242	89	126	28	485
平成15年度 (実働246日)	275	69	132	32	508
平成16年度 (実働243日)	219	81	101	25	426
平成17年度 (実働243日)	224	94	113	20	451
平成18年度 (実働245日)	178	85	97	19	379
平成19年度 (実働244日)	164	114	79	9	366
平成20年度 (実働244日)	134	139	55	11	339
平成21年度 (実働243日)	108	95	67	14	284
平成22年度 (実働243日)	69	94	42	17	222
平成23年度 (実働240日)	85	68	26	6	185
平成24年度 (実働243日)	86	80	27	4	197
平成25年度 (実働241日)	119	77	22	3	221
平成26年度 (実働244日)	89	70	22	0	181
平成27年度 (実働244日)	103	69	23	2	197
平成28年度 (実働240日)	129	79	23	0	231
合 計	3926	2521	4180	540	11167

(2) 相談内容別受付件数の推移

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告等	合計
平成7年度 (実働205日)	71	13	0	826	8	918
平成8年度 (実働244日)	98	8	1	938	35	1080
平成9年度 (実働239日)	98	21	1	920	40	1080
平成10年度 (実働245日)	135	13	4	819	31	1002
平成11年度 (実働242日)	156	23	9	654	15	857
平成12年度 (実働249日)	194	23	9	628	10	864
平成13年度 (実働243日)	142	13	10	523	6	694
平成14年度 (実働245日)	116	6	8	349	6	485
平成15年度 (実働246日)	149	11	5	339	4	508
平成16年度 (実働243日)	122	24	5	273	2	426
平成17年度 (実働243日)	101	35	0	311	4	451
平成18年度 (実働245日)	99	35	0	244	1	379
平成19年度 (実働244日)	125	46	0	193	2	366
平成20年度 (実働244日)	118	50	0	169	2	339
平成21年度 (実働243日)	90	31	3	160	0	284
平成22年度 (実働243日)	70	25	1	125	1	222
平成23年度 (実働240日)	71	22	0	92	0	185
平成24年度 (実働243日)	90	26	0	81	0	197
平成25年度 (実働241日)	96	16	0	109	0	221
平成26年度 (実働244日)	57	16	8	99	1	181
平成27年度 (実働244日)	91	7	8	89	2	197
平成28年度 (実働240日)	75	25	9	121	1	231
合計	2364	489	81	8062	171	11167

(3) 平成28年度 月別相談受付件数 (相談者別)

	消費者・ 消費者団体	消費生活C・ 行政	事業者・ 事業者団体	メディア・ その他	合 計
4 月度 (実働20日)	9	7	1	0	17
5 月度 (実働20日)	15	9	1	0	25
6 月度 (実働20日)	6	5	4	0	15
7 月度 (実働20日)	10	5	2	0	17
8 月度 (実働22日)	4	5	1	0	10
9 月度 (実働20日)	14	7	1	0	22
10 月度 (実働20日)	20	10	5	0	35
11 月度 (実働20日)	16	7	1	0	24
12 月度 (実働20日)	9	5	2	0	16
1 月度 (実働20日)	8	4	1	0	13
2 月度 (実働20日)	5	6	2	0	13
3 月度 (実働20日)	8	8	2	0	18
合 計	129	79	23	0	231

(4) 平成28年度 月別相談受付件数 (相談内容別)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告等	合計
4 月度 (実働20日)	5	0	0	12	0	17
5 月度 (実働20日)	12	1	0	12	0	25
6 月度 (実働20日)	4	1	1	9	0	15
7 月度 (実働20日)	5	2	0	10	0	17
8 月度 (実働22日)	3	2	0	5	0	10
9 月度 (実働20日)	9	2	1	10	0	22
10 月度 (実働20日)	17	7	2	9	0	35
11 月度 (実働20日)	6	3	2	13	0	24
12 月度 (実働20日)	2	0	0	14	0	16
1 月度 (実働20日)	1	1	2	8	1	13
2 月度 (実働20日)	4	2	0	7	0	13
3 月度 (実働20日)	8	8	2	9	1	18
合計	75	25	9	121	1	231

3.3 平成27年度の主な対外活動

(1) 活動報告会

- 7月 1日 日化協「PLネットワーク」対象 (53名参加)
- 5日 関西化学工業協会 会員対象 (42名参加)

(2) 関連機関との交流

- 5月 19日 オートケミカル工業会総会参加
- 6月 17日 PLセンター交流会参加
- 11月 18日 PLセンター交流会参加
- 1月 17日 消費者関連専門家会議 (ACAP) 賀詞交換会

(3) 関係省庁、消費生活センター、消費者行政担当部門等との交流

- 8月 1日 消費者庁 (消費者安全課) 訪問
- 1日 経済産業省 (素材産業課) 訪問
- 1日 厚労省 (医薬品食品局審査管理課) 訪問
- 9日 東京都消費生活総合センター訪問

(4) 講師として参加した講演会等

- 9月 2日 亀山市城北地区コミュニティセンター (27名参加)
- 5日 亀山市関文化交流センター (30名参加)

(5) 情報収集のため参加・聴講した説明会・講演会・イベント等

- 9月 3日 消費者関連専門家会議主催「NITE見学会」
- 11月 11日 人間生活工学研究センター「2016人間生活工学ワークショップ」
- 11月 18日 独立行政法人 製品評価技術基盤機構「平成28年度 製品安全業務報告会」

3. 4 名簿

(1) 運営協議会 (平成28年6月2日、11月1日開催)

当センターの運営について指導・助言を下される第三者機関です。

(順不同、敬称略、平成29年3月末現在)

中村 昌允	東京工業大学大学院 特任教授
有田 芳子	主婦連合会 会長 環境部 部長
山本 唯子	一般財団法人 消費科学センター 理事
鈴木 春代	公益社団法人 全国消費生活相談員協会 週末電話相談室長
岸村小太郎	日本プラスチック工業連盟 専務理事
渡辺 宏	一般社団法人 日本化学工業協会 専務理事

以上 6名

(2) サポートイングスタッフ

日化協職員および日化協団体会員からなる15名の「サポートイングスタッフ」の助言のもとに相談対応にあたっています。

原則として毎月1回サポートイングスタッフ会議を開催し、受付相談事案の対応内容について具体的に検討しました。

(順不同、敬称略、平成29年5月末現在)

木村 智	塩ビ工業・環境協会 環境・広報部 部長
上村 達也	化成品工業協会 技術部 部長
滝澤 政明	一般社団法人 日本オートケミカル工業会 専務理事
堀川 裕司	一般社団法人 日本食品添加物協会 常務理事
繁田 明	日本石鹼洗剤工業会 総務部長
三重野 謙三	日本接着剤工業会 専務理事
渡辺 健児	一般社団法人 日本塗料工業会 製品安全部 部長
服部 薫	日本ビニル工業会 専務理事
横山 利男	日本プラスチック工業連盟 総務・環境部主査
加藤 純	農薬工業会 安全広報部長
佐藤 薫	一般社団法人 日本化学工業協会 常務理事
鎌田 裕司	同 広報 部長
轟谷 泰之	同 化学品管理部 部長
永井 重久	同 広報部 部長

以上 14名

(3) PLネットワーク

一般社団法人 日本化学工業協会(<http://www.nikkakyo.org/>)の会員事業者・事業者団体およびその構成事業者・事業者団体により構成しています。

(4) 事務局

登坂 正樹	化学製品PL相談センター 部長
日原 薫	同 相談員(非常勤)

3.5 「暮らしに役立つマークの話」

◇ 『アクティビティノート』第231号（平成28年5月発行）掲載

暮らしに役立つマークの話

繊維製品などの抗菌マーク

最近、『抗菌』性能を持つと表示した製品をよく見かけます。2004年の経済産業省の報告¹⁾では、温水洗浄便座や洗面化粧台といった住宅設備、洗濯機や掃除機等の家電製品等で、抗菌加工が製品の訴求ポイントとされているとの事です。また、肌着・下着をはじめとする繊維製品でも、ユーザーの健康志向や清潔傾向を受けて、抗菌加工の採用が増加する傾向にあると報告しています。

抗菌性能については、メーカー毎に独自の検査結果を基にした表示を多く見かけます。かつて「景品表示法」（不当景品類及び不当表示防止法）により、抗菌に関する表示について、警告や排除命令が行われた事例もあるとの事です²⁾。こうした状況を踏まえて、経済産業省では1998年に“抗菌加工製品ガイドライン”を取りまとめ、抗菌加工製品に関する自主的取組みに向けた基本的かつ共通的な指針を示しました。2000年には抗菌加工製品に関するJIS規格を制定し、この規格は後に、国際標準化機構のISO規格として承認されています。

これらの流れに添って、関連する業界では、抗菌加工の性能と安全性の確保へ向けて“抗菌加工製品ガイドライン”を取り込んだ自主基準を設け、その基準に適合する製品に認証マークの表示する取り組みを展開しています。

繊維製品の抗菌防臭加工マーク（SEKマーク）

繊維製品に関するSEKマークは、一般社団法人 繊維評価技術協議会がいち早く1989年から認証を開始しています。抗菌技術の発展を反映して、現在では認証の対象を拡充し、自主基準に適合した製品に対し以下のマークが承認されます。

	<p>抗菌防臭加工マーク(青) 繊維上の細菌の増殖を抑制し、 防臭効果を示す。</p>		<p>制菌加工マーク(橙) 繊維上の皮膚常在菌や有害細菌を抑制する。</p>
	<p>光触媒抗菌加工マーク(紫) 光触媒効果により、繊維上の細菌の増殖を抑制する。</p>		<p>制菌加工マーク(赤) 医療機関、介護施設等で使用される業務用繊維製品が対象。</p>

抗菌性能は、第三者の指定検査機関による抗菌性能試験(黄色ぶどう球菌や肺炎かん菌等を対象菌として、JIS L1902 や JIS R1702 で定められた抗菌性評価方法)の結果で判定されます³⁾。

抗菌加工製品の安全性についても厳格な評価を実施しています。抗菌加工に用いた加工剤については、急性経口毒性試験や皮膚感作性試験等の結果を評価して、その安全性を確認します。更に、人体の皮膚に対する影響を、閉鎖式皮膚貼布試験等で確認しているとの事です。

なお同協議会では抗菌性能の他、以下の性能でも適切な評価方法を定めて適合を認定しています。

	<p>抗かび加工マーク(緑) 繊維上の細菌の増殖を抑制し、防臭効果を示す。</p>		<p>消臭加工マーク(紺、緑) 繊維が不快臭を減少させる。</p>
	<p>光触媒消臭加工マーク(紫、緑) 繊維の光触媒により、不快臭を減少させる。</p>		<p>防汚加工マーク(青) 繊維が汚れにくい、或いは汚れが洗濯で落ちやすい。</p>

繊維製品以外の抗菌加工マーク (SIAA マーク)

繊維製品以外の SIAA マークは、一般社団法人 抗菌製品技術協議会が定める自主基準に適合した抗菌剤、抗菌製品に表示されています。同協議会の正会員がその製品が自主基準に適合していることを同協議会に登録した場合にのみ SIAA マーク表示が可能で、登録会社はその基準の遵守を自主管理しています⁴⁾。SIAA マークを表示するためには、製品の抗菌性能と安全性に関する基準を満たす必要があります。これらの試験は、同協議会が指定する試験機関で実施する必要があります。



抗菌性能：ISO22196 で国際的に定められた試験で、抗菌効果を確認。

安全性：独自の安全性基準に基づき、経口毒性、皮膚感作性等の試験結果を評価。

なお、SIAA マーク制度は 1999 年から実施していますが、抗菌 JIS Z2801 制定に伴い、2001 年から「抗菌 JIS Z2801 適合 SIAA マーク」が表示できるようになりました。更に、2007 年には抗菌試験法国際標準 ISO22196 が正式に発行され、SIAA のマークも新しくなって ISO22196 が表示可能になりました。

衛生用品の抗菌自主基準による抗菌マーク

紙おむつやマスク等の衛生用品について、一般社団法人 日本衛生材料工業連合会は抗菌自主基準を定め、この基準に適合する商品について抗菌マークの表示を認めています⁵⁾。



抗菌性能は同連合会が指定する試験機関で、JIS L1902 に準ずる試験結果を基に確認。
(菌種は黄色ブドウ球菌及び大腸菌)

抗菌製品の安全性については、メーカー毎に確認を義務付け。

出典)

- 1) “抗菌加工製品の内外市場に関する調査研究の概要” 経済産業省製造産業局 (2006 年 9 月)
http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/human-design/downloadfiles/gaiyo.pdf
- 2) “抗菌加工製品について” 経済産業省ホームページより
http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/human-design/koukin.html
- 3) 繊維評価技術協会 “さわやか繊維パンフレット” より
<http://www.sengikyo.or.jp/sek/?eid=00003>
- 4) 抗菌製品技術協議会 パンフレット“抗菌って、何？” より
<http://www.kohkin.net/whatsnew.html>
- 5) 日本衛生材料工業会ホームページ “衛生用品の抗菌自主基準” より
<http://www.jhpia.or.jp/standard/hygienic/hygienic2.html>

◇ 『アクティビティノート』第232号（平成28年6月発行）掲載

化学製品の成分表示について

その1 化粧品と医薬部外品

家庭で使う化学製品の多くは、製品名を始めとして、メーカー名、使用方法、使用上の注意などのほか、その成分や材質が記載されています。今回から数回にわたって、化学製品に書かれている、成分や材質などの表示を調べてみましょう。まずは、身近なシャンプーやリンス等の表示について。

シャンプー・リンスなどの成分表示

家庭で使うシャンプーやリンスなどには、『成分表示』としてたくさんの化学物質名が記載されています。これは、『医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律』（以降「医薬品医療機器等法」と略称。なお、2014年11月の改正前は『薬事法』と称されていました）の規則に従った表示です。

シャンプーやリンスなどは、直接肌に付けるものであるため、保健衛生上の観点から、医薬品医療機器等法の『医薬部外品』あるいは『化粧品』とされています。製品の説明で、薬用効果を謳ったものが『医薬部外品』、そうでないものが『化粧品』です。医薬部外品は、育毛、養毛剤などのほか、染毛剤や肌荒れ防止、皮膚の殺菌など、薬事法で医薬部外品として認められる効能・効果を持つ製品が対象となります¹⁾。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（抜粋）

第二条 この法律で「医薬品」とは、次に掲げる物をいう。〈中略〉

2 この法律で「医薬部外品」とは、次に掲げる物であって人体に対する作用が緩和なものをいう。

一 次のイからハまでに掲げる目的のために使用される物 〈中略〉

ハ 脱毛の防止、育毛又は除毛 〈中略〉

3 この法律で「化粧品」とは、人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なものをいう。〈後略〉

「医薬品医療機器等法」では、『化粧品』と『医薬部外品』で、成分の表示に関する規則が異なっています。

『化粧品』の成分表示

「医薬品医療機器等法」では、『化粧品』に関しては全成分を、配合量の多い順に記載するよう義務付けています（ただし、配合量が1%以下の成分は順不同）。また、成分表示に当たっての成分名称については、『日本化粧品工業連合会』が業界を取りまとめ、「化粧品の成分表示名称リスト」として公表しています²⁾。『化粧品』に分類されるシャンプーやリンスなどには、この取り決めにそった成分名称で、製品に全成分が記載されています。

『医薬部外品』の成分表示

一方、『医薬部外品』には、全成分表示の義務はありません。しかし、「表示指定成分」（厚生省が指定した、アレルギーを起こす恐れのある成分。約140種類が指定されている）が配合されている場合には、これを表示する義務があります。例えば、防腐剤のパラオキシ安息香酸エステル、皮膚保湿剤の酢酸ラノリル、界面活性剤のラウリル硫酸ナトリウムなどが「表示指定成分」とされています。また、毛根刺激剤として配合されることのあるトウガラシエキスも「表示指定成分」です。

この様に、医薬部外品で「表示指定成分」以外の成分を表示する義務はありません。しかし、日本

化粧品工業連合会では、業界による自主基準として、医薬部外品についても全成分表示をする動きを進めています。また、この際の成分名称についても、同工業会で「医薬部外品の成分表示名称リスト」を取り決めてあります³⁾。

既にお気づきのことと思いますが、以上の規則はシャンプーやリンスだけではなく、「身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法」で用いられる化粧品や医薬部外品すべてを対象としています。洗顔料、美容液、ファンデーション、口紅、整髪剤、染毛剤、ボディシャンプー、ハンドソープ、歯磨き剤等、多くの身の回りの製品が、『化粧品』や『医薬部外品』として店頭に並べられています。

出典)

- 1)『化粧品に関連する法規制等』 独立行政法人 製品評価技術機構
<http://www.nite.go.jp/chem/shiryo/product/cosmetics/cosmetics4.html>
- 2)『化粧品の成分表示名称リスト』 日本化粧品工業連合会
<http://www.jcia.org/n/biz/ln/b/>
- 3)『医薬部外品の成分表示名称リスト』 日本化粧品工業連合会
http://www.jcia.org/n/all_pdf/name/qdlnl.pdf

◇ 『アクティビティーノート』第233号（平成28年7月発行）掲載

化学製品の成分表示について

その2 家庭用の洗剤・洗浄剤

前回は、シャンプーやリンス等の表示に関する規制や自主基準をご紹介しました。それでは、体を使うシャンプーやボディシャンプー、ハンドソープなど以外の洗剤については、その表示に関してどのような決まりがあるのでしょうか。

洗濯用・台所用洗剤の分類と表示

家庭用の石けんや洗剤の成分表示については、『家庭用品品質表示法』で名称や記載方法が定められています。この法律は、家庭でよく用いられる繊維製品など約90品目についての表示を定めたもので、対象品目の『雑貨工業品』の中に、『合成洗剤、洗濯用又は台所用の石けん』があります。

この法律では、用途を「洗濯用」と「台所用」に大別し、また成分を「合成洗剤」と「石けん」に大別して、表示方法を規定しています。

『家庭用品品質表示法』における洗剤、洗浄剤の表示（『雑貨工業品品質表示規程』に定める）

品 目	表 示	
	品名の表示方法	表示すべき事項
合成洗剤	洗濯用合成洗剤	1. 品名 2. 成分 3. 液性 4. 用途 5. 正味量 6. 使用量の目安 7. 使用上の注意
	台所用合成洗剤	
洗濯用または台所用の石けん	「用途の適切な表現」に「合成洗剤」を付したものの	
	洗濯用石けん	
	洗濯用複合石けん	
	台所用石けん	
住宅または家具用の洗浄剤	台所用複合石けん	
	「用途の適切な表現」に「洗浄剤」を付したものの	

ここで、「合成洗剤」や「石けん」「洗浄剤」は、汚れを落とす働きを持つ成分の種類によって分類されています^{*1)}。

品 目	汚れを落とす働きを持つ成分の種類	
合成洗剤	全界面活性剤中の純石けん分 [*] 以外の界面活性剤が、洗濯用では30%を超え、台所用では40%を超えるもの。	
石けん	石けん	純石けん分以外の界面活性剤を含有しないもの。（界面活性剤が石けん分のみのもので。）
	複合石けん	全界面活性剤中の純石けん分が、洗濯用では70%以上、台所用では60%以上のもの。
洗浄剤	主に酸、アルカリの化学作用で汚れをおとすもの	

^{*}「純石けん分」とは、界面活性剤の一種である脂肪酸塩をさす

なお、同法では、洗剤に関連した品目として、上記の他にワックスや漂白剤、磨き剤等についても表示に関する規定があります。

成分の表示方法

『家庭用品品質表示法』の『雑貨工業品品質表示規程』では、品目ごとに成分に関する表記方法を具体的に取り決めています。洗剤にあつては、「界面活性剤」の種類の名前のほか、蛍光剤、酵素、

漂白剤を配合しているものについては、「洗淨補助剤」、「蛍光増白剤」、「酵素」、「漂白剤」の用語を表示することとされています。

「界面活性剤」については、合成洗剤や複合石けんでは、「界面活性剤」の表示に続けて、括弧書きで界面活性剤の総含有率及び界面活性剤の種類の名を付記することとされています。また、石けん（純石けん分以外の界面活性剤を含有しないもの）にあつては、「純石けん分」の表示に続けて、括弧書きでその含有率と脂肪酸塩の種類の名を付記することとされています。界面活性剤の種類と名は、以下の表に従って記載されます。

界面活性剤の区分	界面活性剤の系別を示す用語	界面活性剤の種類の名を示す用語
陰イオン系 界面活性剤	脂肪酸系（陰イオン）	・脂肪酸ナトリウム ・脂肪酸カリウム ・アルファスルホ脂肪酸エステルナトリウム
	直鎖アルキルベンゼン系	・直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム
	高級アルコール系（陰イオン）	・アルキル硫酸エステルナトリウム ・アルキルエーテル硫酸エステルナトリウム
	アルファオレフィン系	・アルファオレフィンスルホン酸ナトリウム
	ノルマルパラフィン系	・アルキルスルホン酸ナトリウム
非イオン系 界面活性剤	脂肪酸系（非イオン）	・しょ糖脂肪酸エステル ・ソルビタン脂肪酸エステル ・ポリオキシエチレンソルビタン脂肪酸エステル ・脂肪酸アルカノールアミド
	高級アルコール系（非イオン）	・ポリオキシエチレンアルキルエーテル
	アルキルフェノール系	・ポリオキシエチレンアルキルフェニルエーテル
両性イオン系 界面活性剤	アミノ酸系	・アルキルアミノ脂肪酸ナトリウム
	ベタイン系	・アルキルベタイン
	アミノオキシド系	・アルキルアミノオキシド
陽イオン系 界面活性剤	第4級アンモニウム塩系	・アルキルトリメチルアンモニウム塩 ・ジアルキルジメチルアンモニウム塩

成分表示に関する業界の自主基準

日本石鹼洗剤工業会では、製品について更に詳しく正確な情報を提供することを目的に、成分情報開示に関して自主基準を、2011年5月に定めました^{*2)}。この基準は、洗たく用、台所用、その他用洗剤に加え、漂白剤、柔軟仕上げ剤等を対象として、製品に添加、配合された全ての成分について、その成分名とともに、その成分の機能あるいは配合目的を開示することとしています。

出典)

- 1) 『石けん洗剤知識』 日本石鹼洗剤工業会
http://jsda.org/w/03_shiki/2kurashi_11.htm
- 2) 『家庭用消費者製品における成分情報開示に関する自主基準』 日本石鹼洗剤工業会
http://jsda.org/w/01_katud/jsda/JSDA_jishukijun_seibunkaiji.pdf

◇ 『アクティビティーノート』第234号（平成28年8月発行）掲載

化学製品の成分表示について

その3 続 家庭用の洗剤・洗浄剤

前回は、洗濯用・台所用洗剤に関して、『家庭用品品質表示法』によって、成分等の表示方法が規定されていることをご紹介しました。それでは、これらの製品について、『家庭用品品質表示法』以外に、成分や表示を規定した法律はないのでしょうか。

台所用洗剤についての『食品衛生法』の規定

台所用の洗剤については、その成分や使い方について、『食品衛生法』*¹⁾での規定があります。なお、同法では台所用の洗剤を「台所用洗浄剤」と言い表していますので、ここでも、「台所用洗浄剤」と記載することとします。

食品衛生法の条文中には、「洗浄剤であつて野菜若しくは果実又は飲食器の洗浄の用に供されるもの」は、その適用を受けると明記されています（第62条2項）。この法律に基づき、1959年の厚生省告示第370号（最終改正：2010年 厚生労働省告示第336号）『食品、添加物等の規格基準』の中で、洗浄剤についての成分規格と使用基準を、以下の様に定めています*²⁾。

成分規格	
ヒ素：	指定希釈液で0.05ppm以下
重金属：	1ppm以下
液性：	指定希釈液で、非脂肪酸系では6.0～8.0、脂肪酸系では6.0～10.5
メタノール：	指定希釈液で1μL/g以下
酵素及び漂白剤：	「含んではならない」
香料・着色料：	施行規則別表に掲げるもの等に限る
生分解度：	アニオン系界面活性剤を含むものに限り、85%以上
使用基準	
使用濃度：	非脂肪酸系では界面活性剤として0.1%以下、脂肪酸系で0.5%以下、
すすぎ：	飲用適の水を用いて野菜、果実は流水で30秒以上、飲食器は流水で5秒以上、 ため水の場合は水をかえて2回以上すすぐ
浸漬時間：	野菜、果実は5分以上浸漬しないこと

食品衛生法では「台所用洗剤」の表示に関する規格は設けていません。しかし、台所用洗剤に関する『家庭用品品質表示法』による表示義務にそって、製品の「使用方法」や「使用上の注意」として、食品衛生法に基づく「浸漬時間」と「すすぎ」に関する基準が盛り込まれています。

なお、『食品、添加物等の規格基準』の記載に出てくる「非脂肪酸系」や「脂肪酸系」の洗浄剤とは、以下の定義による分類です。

区 分	有 効 成 分
脂肪酸系洗浄剤	長鎖脂肪酸塩（石けん）と 長鎖脂肪酸エステル系界面活性剤（シヨ糖脂肪酸エステル、ソルビタン脂肪酸エステル、ポリオキシエチレン脂肪酸エステル等）
非脂肪酸系洗浄剤	上記以外の界面活性剤

『有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律』に基づく、成分に関する規定

表示に関する規定ではありませんが、家庭で使用する生活用品に含まれる成分について、『有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律』*³⁾では、保健衛生上の見地から規制物質を指定してい

ます。

洗浄剤に関連する成分としては、以下の化合物が対象となっています。

有害物質	家庭用品	基準
塩化水素、硫酸	住宅用の洗浄剤で液体状のもの（劇物を除く）	製品中の塩化水素又は硫酸の水素イオン濃度が、1.5mol/L以下でなければならない。（酸の量として10%以下）
水酸化カリウム、水酸化ナトリウム	家庭用の洗浄剤で液体状のもの（劇物を除く）	製品中の水酸化カリウム又は水酸化ナトリウムの濃度が、1.3mol/L以下でなければならない。（アルカリの量として5%以下）

これらの家庭用品を保管する容器についても、以下のように規定されています。

家庭用品	基準
塩化水素又は硫酸を含有する住宅用の洗浄剤で液体状のもの（塩化水素又は硫酸を含有する製剤たる劇物を除く。）	当該製品の容器又は被包は、定められた漏水試験、落下試験、耐酸性試験、圧縮変形試験に適合しなければならない。
水酸化カリウム又は水酸化ナトリウムを含有する家庭用の洗浄剤で液体状のもの（水酸化カリウム又は水酸化ナトリウムを含有する製剤たる劇物を除く。）	当該家庭用品の容器又は被包は、定められた漏水試験、落下試験、耐酸性試験、圧縮変形試験に適合しなければならない。

なお、洗剤の品質に関しては、日本工業規格に化粧石けん、固形洗濯石けん、粉末洗濯石けん、台所用合成洗剤、洗濯用合成洗剤についての規定が定められています。

出典)

- 1)『食品衛生法』 厚生労働省(表示に関しては、消費者庁所管)
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei04/08.html>
- 2)『食品、添加物等の規格基準』 厚生省告示第370号(最終改正:厚生労働省告示第336号)
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/kigu/dl/6.pdf>
- 3)『有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律』 厚生労働省
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S49/S49F03601000034.html>

◇ 『アクティビティーノート』第235号（平成28年9月発行）掲載

化学製品の成分表示について

その4 衣類用防虫剤

家庭で使う殺虫剤や防虫剤は、ヒトや生活環境を害する害虫に対し、殺虫能力などを持つ有効成分が配合されています。これらの製品では、その成分はどのように表示されているか、見てみましょう。まずは、衣類用の防虫剤から。

衣類用防虫剤の種類

衣類用の防虫剤として、古くは樟脳が使われていました。その後、ナフタリンやパラジクロロベンゼンが登場し、現在は無臭のピレスロイド系薬剤も用いられるようになっていきます¹⁾。

タイプ	薬剤名	特徴
有臭性タイプ	しょうのう(樟脳)	自然の芳しい香気 ウールや絹素材の衣類に適す
	ナフタリン	効き目がゆっくりと持続 フォーマルウェア・和服や人形など
	パラジクロロベンゼン	すばやい効き目 ウールや絹素材の衣類に適す
無臭性タイプ	ピレスロイド系 (エンベトリン)	衣類にニオイがつかない 他の薬剤と併用できる

衣類用防虫剤の成分表示

衣類用防虫剤に使用される有効成分については、『化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律』（化審法）で登録管理され、ヒトへの長期毒性や生体毒性などが審査されています。

防虫剤製品の有効成分表示に関しては、法律による規制はなく、『日本繊維製品防虫剤工業会』が定める自主基準『防虫剤の表示に関する公正競争規約』で、以下の様に定められています。²⁾

防虫剤の表示に関する公正競争規約（抜粋）

第4条 事業者は、防虫剤の容器又は包装には、次の各号に掲げる事項を施行規則で定めるところにより見やすい場所に邦文で明りょうに表示しなければならない。

- (1) 商品名 (2) 使用目的 (3) 成分名 (4) 用途
(5) 使用方法 (6) 使用上の注意 (7) 保存方法 (8) 使用量
(9) 内容量 (10) 事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号
(11) 原産国名 (12) 詰替用の商品がある場合は、その旨

2 事業者は、防虫剤の最小包装単位において、施行規則で定めるところにより、必要な事項を表示しなければならない。

更に、その具体的な記載方法について、施行規則で以下の様に規定しています。

防虫剤の表示に関する公正競争規約施行規則（抜粋）

第5条 規約第4条第1項第3号に規定する「成分名」は、主たる成分について次の各号のうち該当する製剤名を表示する。

- ア しょう脳製剤
イ ナフタリン製剤
ウ パラジクロロベンゼン製剤
エ エンベトリン製剤
オ その他の製剤は、上記に準じて主たる成分名を用い、「〇〇製剤」とする。

この様な規定に基づき、衣類用防虫剤では有効成分の成分名表示はあるものの、その配合量や全成分の表示といった詳細な情報は、記載されていません。

なお、ピレスロイド系の防虫剤以外では、薬剤の異なる防虫剤を併用すると、薬剤が溶けて衣類にシミがついたり変色したりすることがあるため、他の薬剤との併用を避ける必要があります¹⁾。

また、これらの薬剤の中でパラジクロロベンゼンについては、厚生労働省が『シックハウス』の原因物質の一つにあげて、 $240\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04ppm)という室内濃度指針値を公表しています³⁾。防虫剤は多く入れておけば良いというものでもありません。製品に書かれた使用方法や注意書きにそって、正しく使用しましょう。

出典)

- 1) 日本繊維製品防虫剤工業会 ホームページより
<http://www.bouchuko.org/tokuchou.html>
- 2) 『防虫剤の表示に関する公正競争規約』 日本繊維製品防虫剤工業会
<http://www.bouchuko.org/kyousou-kiyaku.html>
- 3) 厚生労働省 報道発表資料
“シックハウス(室内空気汚染)問題に関する検討会 中間報告書—第1回～第3回のまとめについて”
http://www1.mhlw.go.jp/houdou/1206/h0629-2_13.html

◇ 『アクティビティノート』第236号（平成28年10月発行）掲載

化学製品の成分表示について

その5 家庭用の殺虫剤

前号に続いて、家庭で使う殺虫剤の成分表示を整理しましょう。

殺虫剤の種類

家庭用の殺虫剤は、害虫の種類や製品の構造によって、表示方法を規定する法律が変わります。家庭用の殺虫剤では、対象とする害虫を大きく2種類に分類しています¹⁾。

「衛生害虫」… 感染症を媒介する害虫。蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、シラミ、ダニ等

「不快害虫」… 見た目に不快感を与える害虫。クロアリ、シロアリ、ハチ、ムカデ、クモ等

これ以外にも、シロアリなどの「木材害虫」、衣料用防虫剤が対象とする「衣料害虫」や、農作物に対する「農業害虫」等があります。関連の業界団体である「生活害虫防除剤協議会」では、これらのうち「不快害虫」、「木材害虫」、「衣料害虫」等を総称して「生活害虫」と呼んでいます。

殺虫剤の成分表示

衛生害虫を対象とする殺虫剤は、『医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律』（以降『薬機法』と略称）の規制を受けます。そのため、成分表示についても『薬機法』に従った表記が求められています。特に、くん煙剤や全量噴射式エアゾールといった薬剤を一度に散布する構造の殺虫剤や、有機リン系の薬剤を用いた製品については、薬機法の中で「医薬品」に分類され、有効成分の名称と分量の表示が義務付けられています。それ以外の衛生害虫を対象とする殺虫剤は、「医薬部外品」に分類され、厚生労働省告示で指定された成分についての表示義務があります。更に、「日本家庭用殺虫剤工業会」では、医薬部外品に分類された殺虫剤の表示について自主基準を制定し、有効成分についてその全成分の名称と分量を表示し、またその他の成分についても成分名あるいは用途名を表示することと取り決めていています。一方、不快害虫などの生活害虫を対象とする殺虫剤については、法律上は雑貨であって、成分表示に関する規定はありません。そこで、業界では「生活害虫防除剤協議会」を組織して、『家庭用生活害虫防除剤の自主基準』を制定し、製品の有効成分を、一般的名称あるいは通称または略称で表記することとしています。

対象害虫	剤型例〔有効成分〕	表示に関する規制	成分表示の内容
衛生害虫（蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、トコジラミ、イエダニなど）	くん煙剤、全量噴射式エアゾール 〔ピレスロイド、有機リン剤、カーバメート剤〕	薬機法 (医薬品)	有効成分の名称、 および分量
	蚊取線香、電気蚊取、ファン式蚊取、エアゾール剤、粉剤 〔ピレスロイド〕	薬機法 (医薬部外品) 生活害虫防除剤の 自主基準	有効成分の名称 および分量、 その他の成分の名称 あるいは用途名
不快害虫（クロアリ、ハチ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ、クモなど）	エアゾール剤、粉剤 〔ピレスロイド、有機リン剤、カーバメート剤〕	家庭用生活害虫防除剤の自主基準	有効成分の名称
衣料害虫（ヒメカツオブシムシ、コイガなど）			
建築害虫（シロアリなど）			

出典)

1) 家庭用殺虫剤概論Ⅲ 日本家庭用殺虫剤工業会より

<http://www.sacchuzai.jp/static/pdf/gairon.pdf>

◇ 『アクティビティノート』第237号（平成28年11月発行）掲載

化学製品の成分表示について

その6 虫よけ剤

前号では、家庭で使う殺虫剤を取り上げました。今回は『虫よけスプレー』に代表される、「虫よけ・蚊よけ」に係わる成分表示を整理してみましょう。

「虫よけ」の種類

外出やアウトドアでの作業時には、蚊を避けるなどの目的で、「虫よけ」を使うことがあります。スプレー型で肌に塗るもののほか、「蚊取り」を屋外で使えるようにした製品、更に最近では衣服に貼って使用するシートタイプの製品やブレスレット等、さまざまな形式のものが商品化されています。

「虫よけ」に有効な成分としては、肌に塗るディート（化学名：ジエチルトルアミド）等のほか、殺虫剤に使われるピレスロイド系の化合物や天然成分のハーブなどが使われています。

「虫よけ」のうち、肌につけて使う製品は、『医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律』（以降「薬機法」と略称）の対象となります。一方、シートタイプやブレスレットタイプの製品は雑貨に分類され、成分表示等の義務はありません。

「虫よけ」の成分表示

代表的な「虫よけ」として、以下のような製品をよく見かけます。

◆肌につけて使うタイプ

直接肌に付けることから、「薬機法」の対象となります。成分やその分量によって「医薬品」、あるいは「防除用医薬部外品」に該当します。製品には、有効成分の名称（一般的名称でも可）及びその分量の表示が義務付けられています。

このタイプでは、主成分としてディート（化学名：ジエチルトルアミド¹⁾）を配合したものを多く見かけます。国内ではディートの含有量が12%の製品は「第2類医薬品」、10%までの製品は「防除用医薬部外品」に分類されています。

なお、最近では有効成分としてイカリジン（化学名：1-メチルプロピル 2-(2-ヒドロキシエチル)-1-ピペリジンカルボキシレート）を用いた製品が出始めています。また、厚生労働省は2016年6月15日、より高濃度のディートやイカリジンを配合した製品について、製造販売承認の迅速審査を行うと通知しました²⁾。

◆「蚊取り」を屋外で使うタイプ

ピレスロイド系等の有効成分を電池駆動などで放散させることにより、屋外でも使用できるようにした「蚊取り」です。前回ご説明した殺虫剤の分類に従い、「薬機法」あるいは自主基準に沿った表示がされています。

具体的には、蚊、ハエなどの衛生害虫を対象とした製品は「薬機法」により、「有効成分の名称および分量、その他の成分の名称あるいは用途名」の表示が義務付けられています。また、ユスリカなどの不快害虫を対象とした製品は「家庭用生活害虫防除剤の自主基準」に沿って、有効成分の名称が表示されます。

◆天然成分のハーブを配合したシートやブレスレット

天然のハーブの中で、虫よけの効果があると言われているものを添加した製品です。衣服に貼るシートや、ブレスレットの形をしたものが商品化されています。薬機法の対象ではなく、また家庭用品品質表示法でも雑貨に分類されており、成分表示の義務はありません。実際には、大半の製品には、主要な有効成分の

種類が記載されているようです。また、香りを楽しむエッセンシャルオイル（精油）の中にも、虫よけ効果を表記した製品が見受けられます。

出典)

- 1) 公益財団法人 日本中毒情報センター ホームページより
[http://www.j-poison-ic.or.jp/tebiki20121001.nsf/SchHyodai/
3C2F1167DCDC4C13492567DE002B8991/\\$FILE/M70271_0101_2.pdf](http://www.j-poison-ic.or.jp/tebiki20121001.nsf/SchHyodai/3C2F1167DCDC4C13492567DE002B8991/$FILE/M70271_0101_2.pdf)
- 2) 『防除用医薬品及び防除用医薬部外品の製造販売承認申請に係る手続きについて』
平成28年6月15日 薬生審査発0615第1号 厚生労働省医薬・生活衛生局審査管理課長
<http://www.pref.shiga.lg.jp/e/yakugyo/files/boujyo.pdf>

◇ 『アクティビティノート』第238号（平成28年12月発行）掲載

化学製品の成分表示について

その7 農薬

農薬の中には、殺虫剤と似たような成分が配合されている製品もあります。一般家庭でも、家庭菜園などで農薬を目にすることもあられるでしょう。また、自宅の庭や空き地では除草剤を使うこともあります。このような製品については、使い方などによって対象となる法律が異なります。ここでは農薬の成分表示に関し、『農薬取締法』について整理しておきましょう。

『農薬取締法』に基づく表示義務

農薬の成分については、以下のように『農薬取締法』でその表示が規定されています¹⁾。更に、この規定にそった具体的な表記の方法について、「表示要領」として詳細な内容が示されています。

（製造者及び輸入者の農薬の表示）

第七条 製造者又は輸入者は、その製造し若しくは加工し、又は輸入した農薬を販売するときは、その容器（容器に入れないで販売する場合にあってはその包装）に次の事項の真実な表示をしなければならない。ただし、特定農薬を製造し若しくは加工し、若しくは輸入してこれを販売するとき、又は輸入者が、第十五条の二第一項の登録に係る農薬で同条第六項において準用するこの条の規定による表示のあるものを輸入してこれを販売するときは、この限りでない。

- 一 登録番号
- 二 公定規格に適合する農薬にあっては、「公定規格」という文字
- 三 登録に係る農薬の種類、名称、物理的・化学的性状並びに有効成分とその他の成分との別にその各成分の種類及び含有量
- 四 内容量
- 五 登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法
- 六 第十二条の二第一項の水質汚濁性農薬に該当する農薬にあっては、「水質汚濁性農薬」という文字
- 七 人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法
- 八 水産動植物に有毒な農薬については、その旨
- 九 引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨
- 十 貯蔵上又は使用上の注意事項
- 十一 製造場の名称及び所在地
- 十二 最終有効年月

このように、農薬については「有効成分の種類及び含有量、及びその他の成分の種類及び含有量」の記載が義務付けられています。なお余談ながら、農作物等の病害虫を防除するための「天敵」も農薬とみなされています。

この法律の対象としている「農薬」とは、「農作物等を害する病害虫や雑草の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤、及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる植物成長調整剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいう」とされています。この条文により、農薬取締法で言う「農薬」は、「農作物等」を対象とした薬剤に限定されます。

ここで、「農作物等」について農林水産省など4省では、「農作物等とは、人が栽培している植物の総称を指し、その栽培目的、肥培管理状況は問わない。」と説明しています²⁾。稲、野菜、果樹といった農業生産物はもちろんのこと、観賞の目的で栽培している樹木、盆栽、草花、更にゴルフ場や公園の芝生、街路樹も含まれます。家庭菜園、市民農園で栽培されている野菜なども農作物に該当し、これらに使われる農薬も農薬取締法の規制を受けます。

『農薬取締法』に基づく表示内容

農薬には、使用する上での薬剤の濃度や散布頻度など、その使用方法が具体的に明記されています。農薬工業会のホームページに、ラベルに記載された内容についてのわかりやすい説明があります³⁾。

毒害・危険物の表示

登録番号
登録のある農薬であることを示すものです。

農林水産省登録
第○○○○○号

医薬用外劇物
第二石油類
危険等級Ⅲ・火気厳禁
キシレン

殺虫剤
○○○○乳剤
△△△△乳剤

用途商品名

容量
500ml入

種類名 (有効成分・剤型)

成分 △△△△……………40.0%
有機溶剤、乳化剤等…60.0%

性状 淡褐色乳化した油状液体

製造場：□□株式会社
□□工場：□□□□□□□□

最終有効年月
使用できる期間

最終有効年月 (西暦下2けた) 16, 10

使用できる作物名と病害虫(雑草)名

希釈倍数と単位面積(10アール)当りの使用液量

*印は収穫物への残留回避のため、その日までに使用できる収穫前の日数と本剤及びその有効成分を含む農薬の総使用回数を示す

作物名	適用害虫名	希釈倍数(倍)	10アール当り使用液量(ℓ)	使用時期	本剤の使用回数	○を含む農薬の総使用回数	使用方法
トマト	アブラムシ類	1000~2000	100~300	前日	3回	3回	散布
ミニトマト				3日	2回	2回	
キャベツ	アオムシ	1000~1500	100~300	7日	3回	3回	散布
非結球あかばな科葉菜類	コナガヨトウムシ			14日	2回	2回	

使用上の注意
薬害や魚毒性など

使用時期
使用できる収穫前日数

使用回数
作物の栽培準備段階から収穫まで(果樹等は収穫後から次の収穫まで)に使用できる回数及び有効成分の総使用回数

【効果薬害等の注意】
●定植直後に使用しない。(薬害)

【安全使用上の注意】
●散布の際は農薬用マスクを着用する。
●魚類に影響を及ぼすおそれがある。使用時は注意。

このように製品のラベルには、当該製品が国に登録されたものであり、どの作物にどのように使用するかがわかるよう、簡潔に記載されています。

農薬の使用者は、この使用方法を遵守しなければなりません。

『農薬取締法』の対象にならない製品

家庭用殺虫剤については前回のコラムで紹介しましたとおり、『医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律』や業界の自主基準にそって成分が表示されています。

一方、有害な雑草を防除する『除草剤』の中には、農林水産省へ登録されていないものが「非農耕地専用除草剤」として市販されています。これは非農耕地だけに使用できる薬剤で、農薬ではないため、成分表示に関する規定や使用方法の遵守に関する規定は適用されません。ただし販売店では、農作物等に使用できる農薬と誤解しないように、販売にあたりその旨表示することが義務付けられています⁴⁾。駐車場などでの使用を想定した製品ですが、「農薬」と同じような成分や濃度のものもあり、その使用に当たっては農薬を扱う場合と同等の慎重さが重要です。

出典)

- 1) 農林水産省ホームページ 農薬取締法より
http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_kaisei/zenbun.html
- 2)、4) 『非農耕地専用と称する除草剤の販売等について』平成15年2月28日の通達より
<http://www.env.go.jp/hourei/06/000062.html>
- 3) 農薬工業会 農薬の製品ラベルに関するパンフレットより
<http://www.jcpa.or.jp/labo/books/pdf/leaf11.pdf>

◇ 『アクティビティーノート』第239号（平成29年1月発行）掲載

化学製品の成分表示について

その8 接着剤

もう少し、成分表示の話の続きをしましょう。接着剤も、よく使われる家庭内の化学製品ですね。手芸、工作や身のまわり品の修理などいろいろな場面に登場する便利なアイテムです。

接着剤には、チューブに入ったさらさらの製品やドロっとしたもの、2液を混ぜ合わせるタイプのものなどいろいろな種類があります。接着しようとするものの材質によって、接着剤の種類を選ぶ必要もあります。こういったことは、接着剤の成分によって決まってきます。

「家庭用品品質表示法」に定められた接着剤の成分表示

「家庭用品品質表示法」の「雑貨工業品」の中に、接着剤の表示に関する規定があります。この法律では、接着剤の製品に以下を表示しなければならないとしています^{*1)}。

表示事項	種類、成分、毒性、用途、正味量、取扱い上の注意、
付記事項	表示者名、住所または電話番号

日本接着剤工業会^{*2)}ではこの規定に基づき、具体的な「ガイドライン」を提供しています。

『表示項目』の具体的な表示方法

具体的な記載方法は、以下のように指定されています（主な表示項目を記載）^{*3)}。

◆種類

接着剤の種類は、その種類を示す用語を用いて適正に表示します。その中でも、下の表に掲げられている種類の接着剤は、表にある用語を用いることで表現の統一が図られています。

種類	種類を示す用語(表示名)
水性形	水性形接着剤
溶剤形	溶剤形接着剤
熱熔融形	熱熔融形接着剤
化学反応形	化学反応形接着剤

◆成分

主要な成分についても、その種類の名称を示す用語を用いて適正に表示することとされています。ここでも、成分が下の表の「成分の種類を示す用語（表示名）」に該当する場合は、表にある用語（表示名）を用いることとして、表現を統一しています。また、工業会の「ガイドライン」では、表にない成分について、学問的名称を用いることを推奨しています。

成分の含有率は、成分の種類ごとに括弧書きでその含有率を%で付記します。ただし、有機溶剤についてはその合計の含有率を%で付記し、その後には有機溶剤の成分名を列記します。

成分	成分の種類を示す用語(表示名)
合成樹脂	酢酸ビニル樹脂、エチレン・酢酸ビニル樹脂、塩化ビニル樹脂、エポキシ樹脂、ウレタン樹脂、スチロール樹脂、アクリル樹脂、ポリアミド樹脂、シアノアクリレート
セルロース	セルロース
合成ゴム	ニトリルゴム、スチレン・ブタジエンゴム、クロロプレンゴム
有機溶剤	アセトン、ノルマルヘキサン、イソヘキサン、シクロヘキサン、酢酸ブチル、エタノール、イソプロパノール

◆毒性及び用途

毒物及び劇物指定令第2条（劇物）に指定されている劇物を使用している場合は、「劇物含有」と表示します。また、用途については、適する用途や適する材料を適正に表示します。更に、「ガイドライン」では、接着に適さない用途・材料の表示を推奨しています。

◆表示例

種類	溶剤形接着剤
成分	塩化ビニル樹脂（25%） ウレタン樹脂（10%） 有機溶剤（65%） アセトン、酢酸ブチル、 メチル・イソブチルケトン
用途	皮革、布、紙、軟質ビニル、 硬質プラスチックゴム （シリコーンゴムには使用不可）
正味量	25g
取扱上の注意	・子供の手の届かないところに置いてください。 ・接着用途以外には使用しないでください。 （等等）
〇〇株式会社 東京都・区・町・番地 TEL 03-XXXX-XXXX	

このように、表示を見れば接着剤の種類や用途などがわかるようになっています。接着したいものによって、どの接着剤を使うとよいか選ぶ際にも、たいへん参考になる情報です。『取扱上の注意』を守りながら、適切な接着剤を使いたいものですね。

出典)

- 1) 消費者庁ホームページ 家庭用品品質表示法 製品別品質表示の手引き 『雑貨工業品』より
http://www.caa.go.jp/hinpyo/guide/zakka_top.html
- 2) 日本接着剤工業会ホームページ
<http://www.jaia.gr.jp/index.html>
- 3) 消費者庁ホームページ 家庭用品品質表示法 『接着剤』より
http://www.caa.go.jp/hinpyo/guide/zakka/zakka_20.html

◇ 『アクティビティーノート』第240号（平成29年2月発行）掲載

化学製品の成分表示について

その9 塗料

次は、塗料の成分表示についてです。家庭用の塗料にも、主成分の樹脂や有機溶剤などの化学物質が含まれており、「家庭用品品質表示法」でその成分表示などが具体的に定められています。

「家庭用品品質表示法」に基づく塗料の成分表示

前回の接着剤と同様、「家庭用品品質表示法」の「雑貨工業品」の中に、塗料の表示に関する規定があります*¹⁾。

表示事項：品名、色名、成分、用途、正味量、塗り面積、使用方法、 用具の手入れ方法、取扱い上の注意
付記事項：表示者名、住所または電話番号

『表示項目』の具体的な表示方法

具体的な記載方法は、以下のように指定されています（主な表示項目を記載）*²⁾。これも接着剤の場合と同じように、代表的な用語は法律の下の『表示規定』に表示名を定めることで、表現の統一が図られています。

◆品名

塗料の品名は、塗膜を形成するための主成分の種類に応じ適切に表示します。特に、その主成分の種類が下の表にあげるものについては、同表の品名を表す用語を用いて表示します。

主成分の種類	品名を示す用語
乾性油	油性塗料
ニトロセルロース	ラッカー
合成樹脂	合成樹脂塗料
セラック	酒精塗料

◆成分

成分の表示は、その成分の種類の名称を示す用語を用いて適正に表示します。特に、その成分が次の表に掲げるものであるときは、同表の成分の種類の名称を示す用語を用いて表示します。成分ごとの含有量は、その成分や合成樹脂の種類を示す用語に続けて、括弧書きでその含有率を%で付記できます（含有率の記載は義務ではありません）。

成分	成分の種類を示す用語
油脂	油脂
セラック	セラック
合成樹脂	「合成樹脂」の用語にその合成樹脂の種類を示す用語を括弧書きで付記したもの
ニトロセルロース	ニトロセルロース
顔料	顔料
染料	染料
有機溶剤	有機溶剤
防カビ剤	防カビ剤
水	水

同法ではこのほか、『使用方法』『用具の手入れ方法』『取扱い上の注意』など、実際に使用するに当たって役に立つ情報を記載するよう、定めています。

◆表示例

		[はけ塗り塗料]
品名	合成樹脂塗料	
色名	黒色	
成分	油脂、合成樹脂(アルキド)、 顔料、有機溶剤	
用途	鉄用	
正味量	1L	
塗り面積	20m ²	
使用方法		
・塗る面のごみ、油分、さび、かび、ワックス等を取り ます。		
・使用するとき、容器のふたに手をそえて開け、塗料 を容器の底から十分にかきまぜます。		
・塗料の粘度が高く塗りにくいときは、ペイントうすめ液 で少しうすめます。		
用具の手入れ方法		
・塗料が乾かない内にペイントうすめ液で洗います。		
取扱上の注意		
・子供の手が届かないところに保存し、誤飲、誤食をし ないよう注意すること。		
・有機溶剤が含まれているので塗装中、乾燥中ともに換 気をよくすること。		
・火気のあるところでは塗らないこと。		
・残った塗料は、ふたをし、直射日光を避けて保存す ること。		
〇〇株式会社 東京都・区・町・番地 TEL 03-XXXX-XXXX		

		[エアゾール塗料]
品名	ラッカー	
色名	黄色	
成分	ニトロセルロース、合成樹脂(アクリル)、 顔料、有機溶剤	
用途	鉄用	
正味量	300mL	
塗り面積	約1m ² (2回塗り)	
使用方法		
・塗る面のごみ、油分、さび、かび、ワックス等を取り ます。		
・使用する時は容器を十分に振り、よくまぜます。		
・塗料を吹き付けるとき、塗る面と噴出口との間は、20～ 30cmの間隔をとります。		
・一度に厚塗りをしないで、塗る面と平行に移動しながら、 ややうすめにまんべんなく2～3回くらい塗り重ねます。		
・使用後は噴出口がつかまらないよう容器を逆さにして2秒 程度空吹きし、噴出口をよく拭いてからふたをします。		
取扱上の注意		
・子供の手が届かないところに保存し、誤飲、誤食をし ないよう注意すること。		
・有機溶剤が含まれているので塗装中、乾燥中ともに換 気をよくすること。		
・火気のあるところでは塗らないこと。		
・塗料を吹き付けるときは、人や物にかからないよう注意 すること。		
・残った塗料は、ふたをし、直射日光を避けて保存す ること。		
〇〇株式会社 東京都・区・町・番地 TEL 03-XXXX-XXXX		

関連する法規の表示

家庭用塗料の容器には、「家庭用品品質表示法」のほか、「消防法」、「容器包装リサイクル法」及び「高圧ガス保安法」に基づき、内容物に関することや使用上の注意等について該当するものには一定の表示をすることが義務付けられています。

業界の自主活動に基づく表示

塗料では、家庭用品品質表示法の規定に沿った表示に加えて、日本塗料工業会の自主活動として、『ホルムアルデヒド自主管理』や『低VOC塗料の自主表示』『非トルエン・キシレン塗料自主表示』など、さまざまな自主基準やガイドラインを設けて、適切に塗料を選択するための情報を提供しています。

出典)

- 1) 消費者庁ホームページ 家庭用品品質表示法 製品別品質表示の手引き『雑貨工業品』より
http://www.caa.go.jp/hinpyo/guide/zakka_top.html
- 2) (同)『塗料』より
http://www.caa.go.jp/hinpyo/guide/zakka/zakka_17.html

日本塗料工業会 ホームページより <http://toryo.or.jp/jp/anzen/index.html>

◇ 『アクティビティーノート』第241号（平成29年3月発行）掲載

化学製品の成分表示について

その10 エアゾール製品

エアゾール（Aerosol）製品とは、液化ガスあるいは圧縮ガスと使用目的とする液体を耐圧容器に封入し、ガスの力によって使用目的の液体を弁から放出させる構造にしたものを言います*1）。身の回りには、いろいろなエアゾール製品があり、缶の上のボタンを押すだけで、必要な薬剤などを必要なだけ取り出すことができ、大変便利です。

エアゾール製品の成分表示については、その製品の種類に従って『医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律』（『薬機法』）や『家庭用品品質表示法』（『家表法』）など、関連する法律で定められています（法律の規制を受けない製品もあります、後述）。では、エアゾール製品の『使用期限』の表示については、表記法など何か定められているのでしょうか。

エアゾール製品の種類と関連する法律

まず、身の回りの『エアゾール製品』を、ざっと整理してみましょう。

なお、以下のリストアップでは、製品類の名称として「エアゾール」ではなく「スプレー」という表現を用いています。お気づきのとおり、身の回りのエアゾール製品は「スプレー」或いは「スプレー缶」と呼ばれることが多々あります。例えば防水加工用のエアゾール缶は「防水スプレー」というように、「エアゾール」という表現より「スプレー」という表現のほうがより一般的です。

厳密に言えば、「スプレー」という場合には、手でレバーを握ることで内容物を噴出させる形式の製品も対称となります。本稿は、高圧のガスで内容物を噴出させるタイプを対象としているため、混乱を避けるため、冒頭では「エアゾール製品」という表現を使いました。

ここからの記述では一般名称での表記も必要となるため、「スプレー」という表現を使う箇所もあります。それはここでは、「エアゾール形式のスプレー」を対象としてのご理解ください。

○化粧品、医薬部外品	:『薬機法』
美容スプレー、虫さされ・かゆみ止めスプレー、消臭スプレー（身体用）、制汗スプレー、冷感スプレー、ヘアスプレー、シェービングフォーム、殺菌・消毒スプレー、等	
○殺虫剤	:『薬機法』（不快害虫を対象とする製品は、『薬機法』の対象外）
○日用雑貨品	:『家表法』
塗料スプレー、スプレーのり、洗浄用スプレー、等	
○日用雑貨品	:関連法令なし
防水スプレー、静電気防止スプレー、消臭芳香スプレー、パンク修理スプレー、催涙スプレー、潤滑剤、等	
○ボンベ	（缶の中が液化ガスや圧縮ガスのみで、薬剤などが封入されていない製品）
卓上コンロのカセットボンベ、酸素スプレー、エアダスター、等	

このほかにも、家庭用の消火器なども、高圧のガスが封じ込められています。

エアゾール製品の『使用期限』表示

『エアゾール缶』は、『薬機法』や『家表法』、更に『農薬取締法』『消防法』『高圧ガス保安法』など、関連する法令によりその表示内容が規定されています。しかし、使用期限については記載を定めた法令はありません。

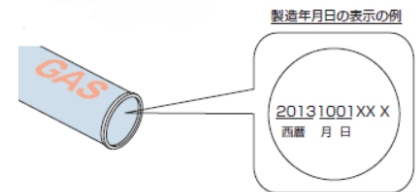
製品の種類によっては、以下の例のように、業界で統一したルールを設けて運用しているところもあり、

また、内容物の化学的・物理的な安定性に基づく期限を使用期限の目安とする製品もあります。

◆卓上コンロのカセットボンベ

日本ガス石油機器工業会が、製造年月日の表示を統一しています*
2)。

また、当工業会では、ボンベの使用期限について次のように記載
しています。



「カセットボンベにサビが発生している場合は、その部分からのガス漏れの無い事を確認し
てできるだけ早めにお使いください。」

なお、カセットボンベのメーカーによっては、使用期限の目安をそのホームページに明記している
ところもあります。

◆化粧品、医薬部外品

人体に塗布する化粧品や医薬部外品では、使用期限が3年未満の製品については、使用期限を明記す
るよう『薬機法』で定められています*3)。使用期限が記載されていない製品は、一般に製造後3年が
その目安と考えるべきでしょう。これは、内容物の安定性に基づく期限です。

◆殺虫剤

化粧品等と同様に、『薬機法』で使用期限が3年未満の製品については、使用期限を明記するよう
定められています。使用期限が記載されていない製品は、製造後3年を目安と考えるべきでしょう。

これ以外にも、製造年月日の表示方法と使用期限の目安を、エアゾール缶のメーカーが独自に設定して
いる例もあるようです。

以上のように、エアゾール缶の製造時期や使用期限については、現状では明確に表示するルールが一般的
になってはいません。外観の腐食状況などを見ながら、処分の時期を判断するしかなさそうです。では、
エアゾール缶の処分はどうすればいいか。次回のこの欄で、この点について取り上げて見たいと思います。

出典)

- 1) 日本エアゾール協会ホームページ より
<http://www.aiaj.or.jp/structure.html>
- 2) 日本エアゾール協会ホームページ『ガス機器の安全な使い方』より
<http://www.jgka.or.jp/consumer/gasu-riyou/anzen-gasu/cassette/#06-9>
- 3) 日本化粧品工業連合会ホームページ Q&A より
<http://www.jcia.org/n/pub/qa/q013/>

3. 7 主な製品分野別裁判外紛争処理機関・相談機関

機関名・所在地	電話番号	対象製品
	受付時間 (土・日・祝日を除く)	
医薬品 P L センター 〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 3-4-18 昭和薬貿ビル 5 階	0120-876-532 (フリーダイヤル) 9:30~16:30	医薬品 (医薬部外品を含む)
化学製品 P L 相談センター 〒104-0033 東京都中央区新川 1-4-1 住友六甲ビル 7 階 (一社) 日本化学工業協会内	0120-886-931 (フリーダイヤル) 9:30~16:00	化学製品 (食品、医薬品、化粧品、建材などは除く)
ガス石油機器 P L センター 〒101-0046 東京都千代田区神田多町 2-11 ガス石油機器会館	0120-335-500 (フリーダイヤル) 10:00~16:00	ガス石油機器
家電製品 P L センター 〒105-8472 東京都千代田区霞が関 3-7-1 霞が関東急ビル 5 階	0120-551-110 (フリーダイヤル) 9:30~16:30	家電製品
玩具 P L センター 〒130-8611 東京都墨田区東駒形 4-22-4 日本文化用品安全試験所ビル 5 階 (一社) 日本玩具協会内	0120-152-117 (フリーダイヤル) 9:00~17:00 (12:00~13:00 を除く)	玩具
建材 P L 相談室 〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町 2-17-8 KDX 浜町ビル 5 階 (一社) 日本建材・住宅設備産業協会内	03-5640-0902 10:00~17:00 (11:45~12:45 を除く)	建材・住宅設備機器
公益財団法人 自動車製造物責任相談センター 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-19-5 虎ノ門 1 丁目森ビル 3 階	0120-028-222 (フリーダイヤル) 9:30~17:00 (12:00~13:00 を除く)	自動車 (二輪自動車、部品用品も含む)
住宅部品 P L 室 〒102-0094 東京都千代田区九段北 4-1-7 九段センタービル 3 階 (公財) 住宅リフォーム・紛争処理 支援センター内	住宅リフォーム紛争処理 支援センター ダイヤル: 0570-016-100 10:00~17:00 (12:00~13:00 を除く)	相談は「住宅紛争処理支援センター」 (0570-016-100) 住宅部品のあっせん・調停 (ドア、キッチンシステム、浴室ユニット、 サッシ、建材等)
消費生活用製品 P L センター 〒110-0012 東京都台東区竜泉 2-20-2 ミサワホームズ三ノ輪 2 階 (一財) 製品安全協会内	0120-11-5457 (フリーダイヤル) 10:00~16:00 (12:00~13:00 を除く)	消費生活用製品 (乳幼児用品、家具・家庭・ 厨房用品、スポーツ・レジャー用品、高齢 者用品、自転車、喫煙具等)
生活用品 P L センター 〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 2-15-2 松島ビル 4 階 (一財) 生活用品振興センター内	0120-090-671 (フリーダイヤル) 10:00~16:00 水曜日のみ	生活用品 (家具、ガラス製品、囑託・台所 製品、プラスチック製品、文房具、玩具、 釣具、運道具、装身具、靴、楽器等)
日本化粧品工業連合会 P L 相談室 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 5-1-5 虎ノ門 45MT ビル 6 階	0120-11-5457 (フリーダイヤル) 月、水、金 9:30 から 16:00	化粧品 (薬用化粧品、育毛剤、除毛剤、てんか粉 剤、腋臭防止剤などの医薬部外品を含む)
プレジャーボート製品相談室 〒104-0061 東京都中央区八重洲 2-10-12 国際興業第二ビル 4 階 (一社) 日本マリン事業協会内	0120-356-441 (フリーダイヤル) 10:00~17:00 (12:00~13:00 を除く)	プレジャーボートおよびその関連製品 (モーターボート、ヨット、パーソナルウ ォータークラフト、船外機(機関)、航海機 器、ディーゼルエンジン(機関))
防災製品 P L センター 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-9-16 日本消防会館 7 階 (一財) 日本消防設備安全センター内	0120-553-119 (フリーダイヤル) 9:30~17:30 (12:00~13:00 を除く)	防災製品 (消火器、スプリンクラー設備、 自動火災報知設備等の消防用設備・機器、 防災物品・製品、消防用服装装備品、危険 物容器、ガソリン計量機等)

お知らせ

◇ インターネットホームページの紹介 (<http://www.nikkakyo.org/plcenter>)

化学製品PL相談センターでは、下記の資料をインターネットホームページで公開しています。

- ・『アクティビティーノート』
毎月の受付相談事例を中心にまとめた、月次活動報告書です。(毎月10日頃に発行)
- ・『化学製品による事故を防ぐために』
『アクティビティーノート』連載シリーズの「ちょっと注目～毎月の相談事例から～」より、特に化学製品による事故を防ぐために参考になるとと思われる記事を集めました。
- ・『家庭の化学』
身近な暮らしの中で感じる素朴な疑問などを化学の視点で解説しています。
- ・『Livingの化学』
普段の生活の中でちょっと参考になる化学製品の使い方を紹介しています。
- ・『“おもしろ化学”の豆知識』
あまり役には立たないけれど、「へえ」と思う雑学集です。
- ・『ちょっとためになる化学の話』
知っている友達に自慢できるかもしれない化学の話です。
- ・『なるほど!ザ・WORD』
何かと耳にする化学関連の言葉について解説しています。
- ・『記念日の化学』
いろいろな記念日等にちなみ、身近なものなどにまつわる化学トピックを紹介しています。
- ・『化学はじめて物語』
身近なところで役に立っている化学技術・化学製品の誕生秘話を紹介しています。
- ・『暮らしに役立つ法律の話』
日常生活において知っているとか何かと役立つ法律等について紹介しています。
- ・『化学の目でみる日本の伝統工芸』
日本の伝統的な「ものづくり」を支えてきた材料や技術を化学の視点から紹介しています。

◇ 化学製品PL相談センターニュースメールメンバー登録受け付け中!

『アクティビティーノート』等の資料の発行など、当センターの最新情報を随時お知らせするインターネットメールサービスです。

- ・人数や資格の制限はありません。(誰でも登録できます。)
 - ・費用は無料です。(インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください。)
 - ・お申し込みはE-mail(PL@jcia-net.or.jp)で。
(件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください。)
 - ① ご氏名(フリガナ) ② お勤め先(フリガナ) ③ ご所属・お役職・ご担当など
 - ④ ご連絡先(勤務先か自宅かを明記)の住所・TEL・E-mailアドレス
- ※ ご連絡頂きました個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。
- ・お申し込み後10日以内に手続き完了メールをお送りします。

- ※ 本報告書はホームページ(URLは下記ご参照)からダウンロードして頂くこともできます。
- ※ 記載内容の転載につきましては、あらかじめ下記までお問い合わせください。

化学製品P L相談センター
平成 28 年度活動報告書

平成 29 年 6 月

編集・発行:化学製品P L相談センター

〒104-0033

東京都中央区新川 1 - 4 - 1 住友六甲ビル 7 階

TEL. 03 (3297) 2602 FAX. 03 (3297) 2604

<http://www.nikkakyo.org/plcenter>